

令和 3 年第 3 回定例会

# 九十九里町議会会議録

令和 3 年 9 月 7 日 開会

令和 3 年 9 月 22 日 閉会

九十九里町議会

# 令和3年第3回九十九里町議会定例会会議録

## 目 次

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| ○招集告示                                  | 1  |
| 第 1 号 (9月7日)                           |    |
| ○議事日程                                  | 3  |
| ○出席議員                                  | 4  |
| ○欠席議員                                  | 4  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名        | 4  |
| ○職務のため出席した者の職氏名                        | 4  |
| ○開会及び開議の宣告                             | 5  |
| ○議事日程の報告                               | 5  |
| ○議長辞職の件                                | 5  |
| ○日程の追加                                 | 6  |
| ○議長の選挙                                 | 6  |
| ○日程の追加                                 | 9  |
| ○副議長の選挙                                | 9  |
| ○常任委員会委員の選任                            | 11 |
| ○議会運営委員会委員の選任                          | 12 |
| ○日程の追加                                 | 13 |
| ○東金市外三市町清掃組合議会議員辞職の件                   | 14 |
| ○日程の追加                                 | 14 |
| ○東金市外三市町清掃組合議会議員の選挙                    | 15 |
| ○日程の追加                                 | 16 |
| ○山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）辞職の件 | 16 |
| ○日程の追加                                 | 17 |
| ○山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）の選挙  | 17 |
| ○日程の追加                                 | 18 |

|                                           |     |
|-------------------------------------------|-----|
| ○山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）辞職の件 | 1 9 |
| ○日程の追加                                    | 1 9 |
| ○山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の選挙  | 2 0 |
| ○日程の追加                                    | 2 1 |
| ○千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員辞職の件                   | 2 1 |
| ○日程の追加                                    | 2 2 |
| ○千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙                    | 2 2 |
| ○日程の追加                                    | 2 3 |
| ○議会改革推進特別委員会委員辞任の件                        | 2 4 |
| ○日程の追加                                    | 2 5 |
| ○議会改革推進特別委員会委員の選任                         | 2 5 |
| ○会議録署名議員の指名                               | 2 6 |
| ○会期決定の件                                   | 2 6 |
| ○諸般の報告                                    | 2 7 |
| ○行政報告                                     | 2 7 |
| ○散会の宣告                                    | 3 1 |

## 第 2 号 （9月8日）

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| ○議事日程                           | 3 3 |
| ○出席議員                           | 3 3 |
| ○欠席議員                           | 3 3 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 3 3 |
| ○職務のため出席した者の職氏名                 | 3 4 |
| ○開議の宣告                          | 3 5 |
| ○議事日程の報告                        | 3 5 |
| ○一般質問                           | 3 5 |
| 谷 川 優 子 君                       | 3 5 |
| 荒 木 かすみ 君                       | 5 2 |

|           |       |
|-----------|-------|
| 善 塔 道 代 君 | 6 3   |
| 西 村 み ほ 君 | 7 9   |
| 鍵 田 貴 俊 君 | 8 8   |
| ○散会の宣告    | 1 0 2 |

### 第 3 号 (9月9日)

|                                                             |       |
|-------------------------------------------------------------|-------|
| ○議事日程                                                       | 1 0 3 |
| ○出席議員                                                       | 1 0 3 |
| ○欠席議員                                                       | 1 0 4 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名                             | 1 0 4 |
| ○職務のため出席した者の職氏名                                             | 1 0 4 |
| ○開議の宣告                                                      | 1 0 5 |
| ○議事日程の報告                                                    | 1 0 5 |
| ○一般質問                                                       | 1 0 5 |
| 細 田 一 男 君                                                   | 1 0 5 |
| ○議案第1号から議案第6号までの上程、説明、質疑、討論、採決                              | 1 1 6 |
| ・ 議案第 1 号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算(第6号)                           |       |
| ・ 議案第 2 号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第1号)                       |       |
| ・ 議案第 3 号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第1号)                       |       |
| ・ 議案第 4 号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計補正予算(第1号)                       |       |
| ・ 議案第 5 号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)                     |       |
| ・ 議案第 6 号 令和3年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第1号)                         |       |
| ○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決                                      | 1 2 9 |
| ・ 議案第15号 九十九里町個人情報保護条例及び九十九里町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |       |
| ○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決                                      | 1 2 9 |
| ・ 議案第16号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について                      |       |
| ○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決                                      | 1 3 0 |
| ・ 議案第17号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて                       |       |
| ○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決                                      | 1 3 1 |

- ・議案第 18 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期目標を定めることについて

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| ○日程の追加……………             | 1 3 7 |
| ○病院運営改革特別委員会委員辞任の件…………… | 1 3 8 |
| ○日程の追加……………             | 1 3 8 |
| ○病院運営改革特別委員会委員の選任……………  | 1 3 9 |
| ○散会の宣告……………             | 1 3 9 |

#### 第 4 号 （9 月 10 日）

|                                        |       |
|----------------------------------------|-------|
| ○議事日程……………                             | 1 4 1 |
| ○出席議員……………                             | 1 4 2 |
| ○欠席議員……………                             | 1 4 2 |
| ○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名…………… | 1 4 2 |
| ○職務のため出席した者の職氏名……………                   | 1 4 2 |
| ○開議の宣告……………                            | 1 4 4 |
| ○議事日程の報告……………                          | 1 4 4 |
| ○議案第 7 号から議案第 14 号までの上程、説明……………        | 1 4 4 |

- ・議案第 7 号 令和 2 年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第 8 号 令和 2 年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第 9 号 令和 2 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第 10 号 令和 2 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第 11 号 令和 2 年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第 12 号 令和 2 年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第 13 号 令和 2 年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

|                                                                                   |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ・議案第 1 4 号 令和 2 年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について                                     |       |
| ○報告第 1 号の上程、説明                                                                    | 1 4 6 |
| ・報告第 1 号 令和 2 年度九十九里町健全化判断比率の報告について                                               |       |
| ○報告第 2 号の上程、説明                                                                    | 1 4 6 |
| ・報告第 2 号 令和 2 年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告について                                   |       |
| ○報告第 3 号の上程、説明                                                                    | 1 4 6 |
| ・報告第 3 号 令和 2 年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について                                         |       |
| ○報告第 4 号の上程、説明                                                                    | 1 4 6 |
| ・報告第 4 号 私債権の放棄について                                                               |       |
| ○報告第 5 号の上程、説明                                                                    | 1 4 7 |
| ・報告第 5 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について                                          |       |
| ○報告第 6 号の上程、説明                                                                    | 1 4 7 |
| ・報告第 6 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和 2 事業年度における業務実績に関する評価結果について                     |       |
| ○報告第 7 号の上程、説明                                                                    | 1 4 7 |
| ・報告第 7 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第 3 期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価結果について |       |
| ○休会の件                                                                             | 1 5 8 |
| ○散会の宣告                                                                            | 1 5 9 |

## 第 5 号 (9 月 2 2 日)

|                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| ○議事日程                               | 1 6 1 |
| ○出席議員                               | 1 6 1 |
| ○欠席議員                               | 1 6 2 |
| ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 6 2 |
| ○職務のため出席した者の職氏名                     | 1 6 2 |

|                                                  |       |
|--------------------------------------------------|-------|
| ○開議の宣告                                           | 1 6 3 |
| ○議事日程の報告                                         | 1 6 3 |
| ○議案第 7 号から議案第 1 4 号までの質疑、討論、採決                   | 1 6 3 |
| ・議案第 7 号 令和 2 年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について           |       |
| ・議案第 8 号 令和 2 年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |       |
| ・議案第 9 号 令和 2 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |       |
| ・議案第 1 0 号 令和 2 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  |       |
| ・議案第 1 1 号 令和 2 年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |       |
| ・議案第 1 2 号 令和 2 年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について     |       |
| ・議案第 1 3 号 令和 2 年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |       |
| ・議案第 1 4 号 令和 2 年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について    |       |
| ○日程の追加                                           | 1 9 4 |
| ○議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決                        | 1 9 5 |
| ・議案第 1 9 号 町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について            |       |
| ○議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決                        | 1 9 7 |
| ・議案第 2 0 号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて             |       |
| ○日程の追加                                           | 1 9 8 |
| ○病院運営改革特別委員会の中間報告の件                              | 1 9 9 |
| ○閉会の宣告                                           | 2 0 0 |
| ○署名議員                                            | 2 0 3 |

令和 3 年第 3 回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 8 月 1 8 日

九十九里町長      大    矢    吉    明

1    期      日      令和 3 年 9 月 7 日

2    場      所      九十九里町議会議場

令和 3 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 3 年 9 月 7 日（火曜日）

## 令和3年第3回九十九里町議会定例会

### 議 事 日 程 （第1号）

令和3年9月7日（火）午前10時24分開会

日程第 1 議長辞職の件

追加日程第 1 議長の選挙

追加日程第 2 副議長の選挙

日程第 2 常任委員会委員の選任

日程第 3 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 3 東金市外三市町清掃組合議会議員辞職の件

追加日程第 4 東金市外三市町清掃組合議会議員の選挙

追加日程第 5 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）辞職の件

追加日程第 6 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）の選挙

追加日程第 7 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）辞職の件

追加日程第 8 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の選挙

追加日程第 9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員辞職の件

追加日程第10 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第11 議会改革推進特別委員会委員辞任の件

追加日程第12 議会改革推進特別委員会委員の選任

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期決定の件

日程第 6 諸般の報告

日程第 7 行政報告

出席議員（14名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 西 村 み ほ 君 | 2 番  | 小 川 浩 安 君 |
| 3 番  | 原 田 教 光 君 | 4 番  | 鎗 田 貴 俊 君 |
| 5 番  | 中 村 義 則 君 | 6 番  | 古 川 徹 君   |
| 7 番  | 浅 岡 厚 君   | 8 番  | 荒 木 かすみ 君 |
| 9 番  | 内 山 菊 敏 君 | 10 番 | 善 塔 道 代 君 |
| 11 番 | 細 田 一 男 君 | 12 番 | 佐久間 一 夫 君 |
| 13 番 | 谷 川 優 子 君 | 14 番 | 古 川 明 君   |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

|               |           |             |           |
|---------------|-----------|-------------|-----------|
| 町 長           | 大 矢 吉 明 君 | 副 町 長       | 鈴 木 浩 光 君 |
| 教 育 長         | 藤 代 賢 司 君 | 総 務 課 長     | 篠 崎 英 行 君 |
| 企画財政課長        | 作 田 延 保 君 | 税 務 課 長     | 吉 田 洋 一 君 |
| 住 民 課 長       | 鵜 澤 康 子 君 | 健康福祉課長      | 鎗 田 貴 賜 君 |
| 社会福祉課長        | 羽 斗 伸 一 君 | 産業振興課長      | 南 部 雄 一 君 |
| まちづくり課長       | 山 口 義 則 君 | 会 計 管 理 者   | 中 村 吉 徳 君 |
| ガ ス 課 長       | 川 島 常 嗣 君 | 教 育 委 員 会 長 | 木 原 隆 行 君 |
| 教 育 委 員 会 主 幹 | 竹 内 秀 樹 君 | 農 業 委 員 会 長 | 小 森 克 彦 君 |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |         |     |           |
|---------|---------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 篠 崎 肇 君 | 書 記 | 大 原 真 弓 君 |
|---------|---------|-----|-----------|

---

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前10時24分

○副議長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回九十九里町議会定例会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○副議長（古川 徹君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

---

◎日程第1 議長辞職の件

○副議長（古川 徹君） 議長、内山菊敏君から議長の辞職願があらかじめ提出されておりますので、御報告いたします。

日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、内山菊敏君の退場を求めます。

（9番 内山菊敏君 退席）

○副議長（古川 徹君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

（事務局長朗読）

○副議長（古川 徹君） お諮りいたします。

内山菊敏君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、内山菊敏君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

内山菊敏君の入場を許します。

（9番 内山菊敏君 着席）

○副議長（古川 徹君） ここで、前議長、内山菊敏君より退任の御挨拶がありますので、御登壇いただきます。

（9番 内山菊敏君 登壇）

○9番（内山菊敏君） 一言、退任に当たり御挨拶を申し上げます。

2年前、議員の皆様の御推挙によりまして、議長という重責に就くことになりました。それから2年間、議会の円滑な運営ができないことをおわび申し上げるとともに、議員の皆さま

ん、先輩議員の皆さん、そして同僚議員の皆さん、そして行政の皆さんの御支援、御協力によりまして、２年間何とかやってこられたのも皆さんのおかげでございます。

本日まで、皆さんのお力に対し感謝と敬意を申し上げて、退任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（古川 徹君） 内山前議長、２年間御苦労さまでございました。

---

#### ◎日程の追加

○副議長（古川 徹君） ただいま、内山菊敏君の議長辞職により、議長が欠員となりました。お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第１として選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第１として選挙を行うことに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程第１ 議長の選挙

○副議長（古川 徹君） 追加日程第１、議長の選挙を行います。

暫時休憩します。

（午前１０時２８分）

---

○副議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３７分）

---

○副議長（古川 徹君） 選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議 場 閉 鎖）

○副議長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は１４名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、西村みほ君、2番、小川浩安君、10番、善塔道代君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○副議長(古川 徹君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(古川 徹君) 配付漏れなしと認めます。

投票用紙に氏名を記入してそのままお待ちください。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○副議長(古川 徹君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番、西村みほ議員から順次投票をお願いいたします。

(投票)

○副議長(古川 徹君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(古川 徹君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、西村みほ君、2番、小川浩安君、10番、善塔道代君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長(古川 徹君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票数 14票

無効投票数 0票

有効投票数のうち、

6番 古川 徹 13票

13番 谷川優子君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、私、古川徹が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 開 鎖)

○副議長(古川 徹君) ここで議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

(6番 古川 徹君 登壇)

○6番(古川 徹君) このたび議員各位、皆様方からの温かい御推挙により、第49代九十九里町議会、議会議長に就任をさせていただきました。誠にありがとうございます。

私のような微力者ではございますけれども、この議長という大役を与えていただきまして、身に余る光栄と申し上げますとともに、この大役を受けるに当たって身の引き締まる思いでございます。

現在、町では少子高齢化、また、流出人口も伴い人口減少となっております。これから、愛する郷土、九十九里町の発展を1歩でも2歩でも3歩でも前進させ、移住・定住人口の増加を図り、また、住民にとっては、町民にとっては、幸せを感じてもらえるような、魅力あって住みよいまちづくり、そのようなことを推進しながら、取り組みながら、議員の皆様方の総力をもって、町長をはじめ執行部職員の皆様方とのパイプ役の長として、職責を果たし、邁進してまいる所存でございます。

今後は、中立・公正な立場から議会運営を図りたいと思っておりますので、皆様方からの変わらぬ御指導、御鞭撻のほどを賜りますよう心よりお願いを申し上げまして、議長就任の挨拶に代えさせていただきます。元気いっぱい、精いっぱい頑張りますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

○議 長(古川 徹君) それでは、これより議長の職務を執り行わせていただきます。

何分不慣れでございますので、不行き届きのところが多々あろうかと思いますが、御容赦を願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

(午前10時47分)

---

○議 長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 53 分)

---

◎日程の追加

○議長（古川 徹君） 先ほど議長選挙において、副議長でした私が当選したことにより、ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として、選挙を行うことに決定いたしました。

---

◎追加日程第 2 副議長の選挙

○議長（古川 徹君） 追加日程第 2、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議 場 閉 鎖）

○議長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は 14 名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番、西村みほ君、2 番、小川浩安君、10 番、善塔道代君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（古川 徹君） 念のため申し上げます。先ほどと同じで、投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙に氏名を記入の上、お待ちください。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長(古川 徹君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番、西村みほ議員から投票を順次お願いいたします。

(投票)

○議長(古川 徹君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

1 番、西村みほ君、2 番、小川浩安君、10 番、善塔道代君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(古川 徹君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票数 14票

無効投票数 0 票

有効投票数のうち、

5 番 中村義則君 13票

13 番 谷川優子君 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

よって、中村義則君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(古川 徹君) ただいま副議長に当選されました中村義則君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました中村義則君を紹介いたします。

中村義則君、当選の挨拶をお願いいたします。

(5 番 中村義則君 登壇)

○5 番 (中村義則君) それでは、一言当選の御挨拶をさせていただきます。

このたび皆様の御推挙をいただき、副議長という大役を仰せつかることになりました中村でございます。

町民の集まりである九十九里町議会、古川新議長の下、始まることになります。古川議長を全力でサポートし、これからよりよい九十九里町をつくってまいりたいと思います。

つきましては、先輩議員、また各議員と、また町長をはじめとする執行部の皆様に御指導、御鞭撻をさらにお願いいたしまして、御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長 (古川 徹君) 暫時休憩いたします。

(午前 11 時 02 分)

---

○議長 (古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 20 分)

---

## ◎日程第2 常任委員会委員の選任

○議長 (古川 徹君) 日程第2、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長の指名により行います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長 (古川 徹君) 異議なしと認め、議長より指名いたします。

総務経済常任委員会委員に、14番、古川明君、12番、佐久間一夫君、11番、細田一男君、8番、荒木かすみ君、7番、浅岡厚君、4番、鍵田貴俊君、3番、原田教光君、続きまして文教民生常任委員会委員に、13番、谷川優子君、10番、善塔道代君、9番、内山菊敏君、6番、古川徹、5番、中村義則君、2番、小川浩安君、1番、西村みほ君をそれぞれ指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長 (古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 21 分)

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 21 分)

---

○議長（古川 徹君） 各常任委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

総務経済常任委員会委員長に、4 番、鏑田貴俊君、副委員長に、3 番、原田教光君、文教民生常任委員会委員長に、10 番、善塔道代君、副委員長、1 番、西村みほ君であります。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 22 分)

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 32 分)

---

### ◎日程第 3 議会運営委員会委員の選任

○議長（古川 徹君） 日程第 3、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長の指名により行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認め、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に、14 番、古川明君、12 番、佐久間一夫君、10 番、善塔道代君、9 番、内山菊敏君、7 番、浅岡厚君、4 番、鏑田貴俊君を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前 11 時 32 分）

---

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 33 分）

---

○議 長（古川 徹君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に、7 番、浅岡厚君、副委員長、4 番、鏑田貴俊君であります。

暫時休憩いたします。再開は午後 1 時でございます。

（午前 11 時 33 分）

---

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 00 分）

---

#### ◎日程の追加

○議 長（古川 徹君） ただいま、東金市外三市町清掃組合議会議員、善塔道代君と中村義則君から、東金市外三市町清掃組合議会議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、東金市外三市町清掃組合議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 として、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、東金市外三市町清掃組合議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 として、

議題とすることに決定いたしました。

---

◎追加日程第3 東金市外三市町清掃組合議会議員辞職の件

○議長（古川 徹君） 追加日程第3、東金市外三市町清掃組合議会議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、善塔道代君と中村義則君の退場を求めます。

（10番 善塔道代君、5番 中村義則君 退席）

○議長（古川 徹君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（古川 徹君） お諮りいたします。

善塔道代君と中村義則君の東金市外三市町清掃組合議会議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、善塔道代君と中村義則君の東金市外三市町清掃組合議会議員の辞職を許可することに決定いたしました。

善塔道代君と中村義則君の入場を許します。

（10番 善塔道代君、5番 中村義則君 着席）

---

◎日程の追加

○議長（古川 徹君） ただいま善塔道代君と中村義則君の東金市外三市町清掃組合議会議員辞職により、東金市外三市町清掃組合議会議員が欠員となりました。

お諮りいたします。

東金市外三市町清掃組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、東金市外三市町清掃組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定いたしました。

---

◎追加日程第4 東金市外三市町清掃組合議会議員の選挙

○議長（古川 徹君） 追加日程第4、東金市外三市町清掃組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

東金市外三市町清掃組合議会議員に、10番、善塔道代君、2番、小川浩安君の両名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました10番、善塔道代君、2番、小川浩安君を東金市外三市町清掃組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました10番、善塔道代君、2番、小川浩安君の両名が東金市外三市町清掃組合議会議員に当選されました。

ただいま東金市外三市町清掃組合議会議員に当選されました10番、善塔道代君、2番、小川浩安君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

（午後 1時06分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時23分)

---

◎日程の追加

○議長(古川 徹君) ただいま、山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる議員)細田一男君から、山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる議員)の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる議員)辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる議員)辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

---

◎追加日程第5 山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる議員)辞職の件

○議長(古川 徹君) 追加日程第5、山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる議員)辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、細田一男君の退場を求めます。

(11番 細田一男君 退席)

○議長(古川 徹君) 事務局長に辞職願を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(古川 徹君) お諮りいたします。

細田一男君の山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる議員)の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、細田一男君の山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる

議員)の辞職を許可することに決定いたしました。

細田一男君の入場を許します。

( 1 1 番 細田一男君 着席)

---

#### ◎日程の追加

○議 長(古川 徹君) ただいま、細田一男君の山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる議員)辞職により、山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる議員)が欠員となりました。

お諮りいたします。

山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる議員)の選挙を日程に追加し、追加日程第6として選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる議員)の選挙を日程に追加し、追加日程第6として選挙を行うことに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程第6 山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる議員)の選挙

○議 長(古川 徹君) 追加日程第6、山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる議員)の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）に、11番、細田一男君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました11番、細田一男君を山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました11番、細田一男君が山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）に当選されました。

ただいま山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）に当選されました11番、細田一男君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

（午後 1時29分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時29分）

---

#### ◎日程の追加

○議長（古川 徹君） ただいま、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）鏈田貴俊君から、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）辞職の件を日程に追加し、追加日程第7として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）  
辞職の件を日程に追加し、追加日程第7として、議題とすることに決定いたしました。

---

◎追加日程第7 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きに  
かかる議員）辞職の件

○議 長（古川 徹君） 追加日程第7、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2  
項ただし書きにかかる議員）辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鎗田貴俊君の退場を求めます。

（4番 鎗田貴俊君 退席）

○議 長（古川 徹君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議 長（古川 徹君） お諮りいたします。

鎗田貴俊君の山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議  
員）の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、鎗田貴俊君の山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きに  
かかる議員）の辞職を許可することに決定いたしました。

鎗田貴俊君の入場を許します。

（4番 鎗田貴俊君 着席）

---

◎日程の追加

○議 長（古川 徹君） ただいま、鎗田貴俊君の山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第  
6条第2項ただし書きにかかる議員）辞職により、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約  
第6条第2項ただし書きにかかる議員）が欠員となりました。

お諮りいたします。

山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の選挙を  
日程に追加し、追加日程第8として選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませ  
んか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の選挙を日程に追加し、追加日程第8として選挙を行うことに決定いたしました。

---

◎追加日程第8 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の選挙

○議 長（古川 徹君） 追加日程第8、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）に、8番 荒木かすみ君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました8番、荒木かすみ君を山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8番、荒木かすみ君が山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）に当選されました。

ただいま山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）に当選されました8番、荒木かすみ君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

（午後 1時35分）

---

○副議長（中村義則君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時35分）

---

#### ◎日程の追加

○副議長（中村義則君） 議長と交代いたしましたので、御協力のほどよろしく願いいたします。

ただいま、議長、古川徹君より、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第9として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程第9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員辞職の件

○副議長（中村義則君） 追加日程第9、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、古川徹君の退場を求めます。

（6番 古川 徹君 退席）

○副議長（中村義則君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

（事務局長朗読）

○副議長（中村義則君） お諮りいたします。

古川徹君の千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、古川徹君の千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職を許可することに決定いたしました。

古川徹君の入場を許します。

（6番 古川 徹君 着席）

○副議長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午後 1時38分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時39分）

---

#### ◎日程の追加

○議長（古川 徹君） ただいま、私が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員を辞職したことにより、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠員となりました。

お諮りいたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10として選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10として選挙を行うことに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程第10 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（古川 徹君） 追加日程第10、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思  
います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ござい  
ませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、5番、中村義則君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました5番、中村義則君を千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員  
の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました5番、中村義則君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員  
に当選されました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました5番、中村義則君が議  
場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

(午後 1時41分)

---

○副議長(中村義則君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時42分)

---

◎日程の追加

○副議長（中村義則君） 議長と交代いたしましたので、御協力のほどよろしくお願いします。

ただいま、議会改革推進特別委員会委員、浅岡厚君、鏑田貴俊君、谷川優子君、佐久間一夫君、荒木かすみ君、古川徹君、小川浩安君から、議会改革推進特別委員会委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

この際、議会改革推進特別委員会委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第11として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革推進特別委員会委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程第 1 1 議会改革推進特別委員会委員辞任の件

○副議長（中村義則君） 追加日程第11、議会改革推進特別委員会委員辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、浅岡厚君、鏑田貴俊君、谷川優子君、佐久間一夫君、荒木かすみ君、古川徹君、小川浩安君の退場を求めます。

（7 番 浅岡 厚君、4 番 鏑田貴俊君、1 3 番 谷川優子君、1 2 番 佐久間一夫君、8 番 荒木かすみ君、6 番 古川 徹君、2 番 小川浩安君 退席）

○副議長（中村義則君） 浅岡厚君、鏑田貴俊君、谷川優子君、佐久間一夫君、荒木かすみ君、古川徹君、小川浩安君より議会改革推進特別委員会委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りいたします。

本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、浅岡厚君、鏑田貴俊君、谷川優子君、佐久間一夫君、荒木かすみ君、古川徹君、小川浩安君の議会改革推進特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

浅岡厚君、鏑田貴俊君、谷川優子君、佐久間一夫君、荒木かすみ君、古川徹君、小川浩安君の入場を許します。

(7 番 浅岡 厚君、4 番 鍵田貴俊君、13 番 谷川優子君、12 番  
佐久間一夫君、8 番 荒木かすみ君、6 番 古川 徹君、2 番 小  
川浩安君 着席)

○副議長（中村義則君） 暫時休憩します。

(午後 1 時 46 分)

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 46 分)

---

#### ◎日程の追加

○議長（古川 徹君） ただいま浅岡厚君、鍵田貴俊君、谷川優子君、佐久間一夫君、荒木  
かすみ君、小川浩安君、私、古川徹の議会改革推進特別委員会委員の辞任により、議会改革  
推進特別委員会委員が欠員となりました。

お諮りいたします。

議会改革推進特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第12として選任を行います。  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革推進特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第12として選任を  
行うことに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程第12 議会改革推進特別委員会委員の選任

○議長（古川 徹君） 追加日程第12、議会改革推進特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長の指名により行いま  
す。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（古川 徹君） 異議なしと認め、議長より指名いたします。

議会改革推進特別委員会委員に、善塔道代君、内山菊敏君、浅岡厚君、中村義則君、原田

教光君、小川浩安君、西村みほ君をそれぞれ指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会改革推進特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後 1時49分)

---

○議長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時49分)

---

○議長(古川 徹君) 次に、議会改革推進特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

議会改革推進特別委員会委員長に10番、善塔道代君、副委員長に9番、内山菊敏君であります。

---

#### ◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長(古川 徹君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

7番 浅 岡 厚 君

14番 古 川 明 君

を指名いたします。

---

#### ◎日程第5 会期決定の件

○議長(古川 徹君) 日程第5、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から24日までの18日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から24日までの18日間と決定いたしました。

---

#### ◎日程第6 諸般の報告

○議長（古川 徹君） 日程第6、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第18号、報告第1号から報告第7号までの送付があり、これを受理いたしました。

本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、大矢吉明君、代表監査委員、小川卓尔君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨、通知のあった者はお手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、令和3年度第1回定期監査が8月4日、5日の2日間にわたり実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

---

#### ◎日程第7 行政報告

○議長（古川 徹君） 日程第7、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、令和3年第3回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

このほど、片貝地区在住の行川俊昭様が、郵便局長として御尽力された功績が認められ、高齢者叙勲の瑞宝双光章を受章されました。受章、誠におめでとうございます。永年のためまぬ努力に深く敬意を表するとともに、心よりお喜び申し上げます。

さて、千葉県に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令され、一月以上が経過しました。本町においても新規感染者数が増加しており、今なお収束が見通せない深刻な事態が続いております。

この状況下において、感染症対策の要となるのはワクチン接種でございますが、本町では、集団接種を希望された65歳以上の方につきましては終了いたしました。現在は64歳以下の方への接種を進めており、希望する全ての方に一日も早くワクチンの接種が受けられるよう、

全力で努力しておるところでございます。

医療現場においてワクチン接種など献身的な御対応をいただいております全ての医療従事者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、町のワクチン接種体制をはじめとする感染症対策に、御理解と御協力をいただいております町民の皆様に対しても改めてお礼を申し上げる次第でございます。

それでは、第2回町議会定例会以降の主な事業についての御報告でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、参加者の健康と安全を最優先に考慮し、町消防ポンプ操法大会や、ふるさとまつりの行事などは中止となりました。

今後の予定につきましても、感染状況を鑑みますと慎重な対応をせざるを得ない状況でございます。町民皆様の健康と安定した生活に向け、職員一丸となって立ち向かってまいりますので、議員の皆様により一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案及びその他の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,471万円を追加し、予算の総額を56億5,945万7,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、総務費の企画費で、新型コロナウイルス感染拡大のため利用者が減少しているバス運行事業者に対する支援として、バス運行対策費補助金175万円、民生費の児童措置費で、ひとり親家庭等医療費助成制度の利用者の増加により、ひとり親家庭等医療等扶助費508万8,000円、衛生費の予防費で、10月以降の新型コロナウイルスワクチン接種のための業務委託料4,949万2,000円、人材派遣等業務委託料493万2,000円、農林水産業費の水産業振興費でいわしの交流センター空調機改修のため、空調改修工事1,617万円、消防費の消防施設費で老朽化した防火水槽改修のため、防火水槽改修工事197万円、教育費の社会総務費で、教育文化振興に対する寄附金を積み立てるため、教育文化振興基金積立金300万円などを増額いたします。

また、本年4月1日における職員の人事異動等により人件費を2,239万8,000円、給食事業特別会計繰出金443万4,000円を減額し、会計年度任用職員給料などを671万3,000円増額いたします。

歳入の補正につきましては、10月以降の新型コロナウイルスワクチン接種のための財源として、国庫支出金の衛生費国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金

4,949万2,000円、衛生費国庫補助金で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,207万3,000円、県支出金の民生費県補助金で、ひとり親家庭等の医療費助成の財源として、ひとり親家庭等医療費助成事業補助金254万4,000円、教育文化振興に対する寄附金として教育費寄附金を300万円、いわしの交流センター空調機改修工事の財源として、いわしの交流センター及び周辺施設整備基金繰入金330万円などを増額いたします。

これら歳入から歳出を差引きいたしますと921万8,000円の財源が不足となることから、財政調整基金繰入金を921万8,000円増額いたします。

議案第2号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ443万4,000円を減額し、予算の総額を1億6,556万6,000円とするものでございます。

補正の内容は、本年4月1日の人事異動に伴い人件費を減額するものでございます。

議案第3号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ577万5,000円を追加し、予算の総額を17億2,777万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、介護給付費及び地域支援事業の前年度事業費の確定に伴い必要な予算措置を講じるものでございます。

議案第4号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ45万8,000円を追加し、予算の総額を4億1,997万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、4月1日の人事異動に伴い、人件費について予算措置を講ずるものでございます。

議案第5号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収入支出それぞれ4,000円を追加するものでございます。

補正の内容は、4月1日の人事異動に伴い、人件費について予算措置を講ずるものでございます。

議案第6号 令和3年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定のガス事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収入支出それぞれ21万6,000円を追加するものでございます。

補正の内容は、4月1日の人事異動に伴い、人件費について予算措置を講じるものでござ

います。

議案第7号から議案第14号につきましては、令和2年度九十九里町の各会計の決算について、地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第15号 九十九里町個人情報保護条例及び九十九里町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及びデジタル庁設置法の制定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用条項を整理するとともに、同法に規定する情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されることに伴う所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第16号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行に係る手数料は、地方公共団体情報システム機構が定めるものとされたことに伴い、その再交付手数料に関する規定を削除するため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第17号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてでございますが、教育委員会委員の川崎修氏が令和3年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第18号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期目標を定めることについてでございますが、地方独立行政法人法第25条の規定により、東金九十九里地域医療センターの達成すべき業務運営に関する目標である中期目標を定めたく、議会の議決を求めるものでございます。

報告第1号 令和2年度九十九里町健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度の健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

報告第2号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告について及び報告第3号 令和2年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

報告第4号 私債権の放棄についてでございますが、九十九里町私法上の債権の放棄に関する条例第2条第1項の規定により私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度の経営状況について報告するものでございます。

報告第6号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和2事業年度における業務実績に関する評価結果について及び報告第7号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第3期中間目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価結果についてでございますが、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、業務実績に関する評価結果について報告するものでございます。

以上が議案及びその他の概要でございます。詳細につきましては担当者から説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（古川 徹君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日、8日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時10分

令和 3 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 3 年 9 月 8 日（水曜日）

## 令和3年第3回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和3年9月8日（水）午前9時39分開議

#### 日程第 1 一般質問

---

##### 出席議員（14名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 西 村 み ほ 君 | 2 番  | 小 川 浩 安 君 |
| 3 番  | 原 田 教 光 君 | 4 番  | 鎗 田 貴 俊 君 |
| 5 番  | 中 村 義 則 君 | 6 番  | 古 川 徹 君   |
| 7 番  | 浅 岡 厚 君   | 8 番  | 荒 木 かすみ 君 |
| 9 番  | 内 山 菊 敏 君 | 10 番 | 善 塔 道 代 君 |
| 11 番 | 細 田 一 男 君 | 12 番 | 佐久間 一 夫 君 |
| 13 番 | 谷 川 優 子 君 | 14 番 | 古 川 明 君   |

##### 欠席議員（なし）

---

##### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

|                    |           |                  |           |
|--------------------|-----------|------------------|-----------|
| 町 長                | 大 矢 吉 明 君 | 副 町 長            | 鈴 木 浩 光 君 |
| 教 育 長              | 藤 代 賢 司 君 | 総 務 課 長          | 篠 崎 英 行 君 |
| 企画財政課長             | 作 田 延 保 君 | 税 務 課 長          | 吉 田 洋 一 君 |
| 住 民 課 長            | 鵜 澤 康 子 君 | 健康福祉課長           | 鎗 田 貴 賜 君 |
| 社会福祉課長             | 羽 斗 伸 一 君 | 産業振興課長           | 南 部 雄 一 君 |
| まちづくり課長            | 山 口 義 則 君 | 会計管理者            | 中 村 吉 徳 君 |
| ガ ス 課 長            | 川 島 常 嗣 君 | 教育委員会<br>教 務 局 長 | 木 原 隆 行 君 |
| 教育委員会<br>教 務 局 主 幹 | 竹 内 秀 樹 君 | 農業委員会<br>農 務 局 長 | 小 森 克 彦 君 |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長      篠 崎      肇 君      書      記      大 原 真 弓 君

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時39分

○議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

---

◎日程第1 一般質問

○議 長（古川 徹君） 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、13番、谷川優子君。

（13番 谷川優子君 登壇）

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

2021年9月定例議会の一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大はなお続いています。千葉県的一般病院数は、人口10万人当たり全国42位で、また、病床数は44位、医師数及び看護師、准看護師数は45位と大きく千葉県は立ち後れたままです。

また、対策の第一線にいる保健所の疲弊も限界を超えています。九十九里町も感染が広がっている中、行政に求められているのは命を守る緊急対応です。住民をコロナ感染から守る対策についてお伺いいたします。

まず1点は、コロナ対策とワクチン接種状況についてお伺いいたします。

まず1、ワクチンの接種状況と供給見通しについてお答えください。

そして2番目、感染者の現在の状況についてお答えください。

そして3番目、PCR検査の拡充、自治体独自の社会的検査、面の検査についてお伺いいたします。

そして4点目、コロナ禍での災害対策、避難所での対策についてお伺いいたします。

2番目、大項目2、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター東千葉メディカルセンターの不正問題についてお伺いいたします。

令和2年、東千葉メディカルセンター内において内部告発の資料がインターネットで公開

されました。それを受け、九十九里町議会は町に第三者委員会による内部調査を行うように要望し、町は公認会計士を含む弁護士による内部調査を行い、令和3年7月付で調査報告書が出されました。数々の不正や隠蔽に対して、設立団体である九十九里町は適切な検査権の行使がされたのでしょうか、お伺いいたします。

1点目、設立団体として監督責任はどのように思われているのでしょうか。各種契約違反の放置はどこまで認識していたのでしょうか。

そして3点目、設立団体による適切な検査権の行使がされたのか。

そして4点目、調査報告書を受け、設立団体として今後の対応はどのように考えているのでしょうか、お答えください。

大項目3、生理の貧困についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大の中で、生理の貧困が大きな社会的な問題となっています。雇用状況の悪化の中、収入が減少している中で、生活が困窮する家庭も増えています。生活必需品である生理用品を購入することができないなど、深刻な実態が明らかとなっています。

学校では、保健室に常備しているようですが、必要な全ての人が気兼ねなく保健室の常備品を使用できるとは限りません。東京豊島区などでは緊急対策として、防災備蓄用の生理用品を抛出して配付していたりをしています。健康で衛生的な生活を保障するために、小・中学校のトイレに生理用品の常備が必要だと思います。

お伺いします。

1点目、児童・生徒が安心して通学ができるよう、学校の女子用トイレに返却不要の生理用品の常備が必要だと思いますが、対策はどのようにされるのでしょうか。

2点目、また、公共施設のトイレなどにも衛生面に配慮をしながら、返却不要の生理用品の常備が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

大項目4、通学路の緊急一斉点検の実施についてお伺いいたします。

八街市で下校中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童5名が死傷するという痛ましい事故が起きました。

この事故を受け、通学路における児童の安全確保を図るため、千葉県内の全ての通学路について緊急一斉点検を実施することになりました。6月30日に県教育委員会から各市町村教育委員会へ点検実施を依頼する通知が出されたと思いますが、危険箇所の情報共有、安全対策の強化、また、各学校において、交通安全教育を適切に実施することが必要だということが明記されていると思います。

お伺いいたします。１点目、通学路の危険箇所の調査はされたのか。また、危険箇所の内容は精査されたのか。また、安全対策について具体的な対策と、またその解決のための期間はどのようになっているのかお答えください。そして４点目、九十九里町の通学路における歩道の設置はどのようになっているのでしょうか。お答えください。

再質問は自席で行います。

○議 長（古川 徹君） 報告までもお伝えします。

時節柄、暑いようであれば、上着は自由に議場の中ではお取りください。

谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

なお、生理の貧困対策についての１点目、学校の女子用トイレに返却不要の生理用品の常備についてと通学路の点検の実施についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますのでよろしくお願いいたします。

それでは、初めにコロナ対策とワクチン接種状況についての御質問にお答えいたします。

１点目のワクチンの接種状況と供給見通しはとの御質問ですが、町が九十九里病院において実施している集団接種については、65歳以上の方の接種は終了しており、現在は64歳以下で基礎疾患のある方から順次接種を進めております。

なお、12歳から17歳までの接種については、現在、医療機関等と実施時期などについて調整を行っているところでございます。

国からのワクチン供給が不透明な状況ではありますが、医療機関等と協議を行い、希望する方へのワクチン接種を早期に完了できるよう進めているところでございます。

２点目の感染者の現在の状況はとの御質問ですが、従来のウイルスより感染力の強いと言われているデルタ株の影響で、国内では感染拡大の第５波と言われる状況となっており、町においても感染者の拡大が続いております。

令和３年９月２日時点における町内の感染者数は96人であり、内訳は入院中１人、自宅療養37人、療養解除等が58人でございます。

３点目のＰＣＲ検査の拡充（自治体独自の社会的検査及び面の検査）についての御質問ですが、感染が拡大している現状では、発熱外来を開設する医療機関においてＰＣＲ検査数も急増し、検査の対応が逼迫していることから、濃厚接触者に対する検査についても支障が出

ているとのことでございます。

町といたしましては、引き続き感染症予防の注意喚起や感染拡大防止対策に努め、PCR検査の実施については、国や県の動向を注視してまいります。

4点目のコロナ禍での避難所対策はとの御質問ですが、コロナウイルス感染症拡大が収束しない中での避難所の開設及び運営においては、内閣府の示す避難所運営ガイドラインや町災害対策マニュアルの新型インフルエンザ等感染症対策編に基づき対策を講じてまいります。

その対策といたしましては、避難所内でのクラスターの発生を防止するため、ソーシャルディスタンスに協力していただき、避難所へ入室する際には、感染予防の基本となる検温や手洗い、手指消毒を徹底するとともに、発熱症状のある方については、ほかの避難所への誘導を行ってまいります。

また、親戚、友人宅への分散避難や自宅で安全が確保できる場合の在宅避難なども選択肢の一つとして住民周知を行い、御理解と御協力をお願いしております。

次に、東千葉メディカルセンターに係る第三者委員会調査報告についての御質問にお答えいたします。

1点目の設立団体による監督責任はとの御質問ですが、今回の第三者委員会による調査結果を大変重く受け止めており、設立団体の長としての責任を明らかにするため、私は10%、3か月の減給、副町長は10%、1か月の減給とし、給料を減額するための条例を本定例会に追加議案として上程することとしております。

今後、第三者委員会で明らかになったことについて厳正な対応を図るとともに、当委員会からの提言を踏まえ、法人の業務の状況について報告を求めるなど、適切な業務運営が確保されるよう取り組んでまいります。

2点目の各種契約違反の放置についての御質問ですが、設立団体として法人の契約について規程に基づき適切な業務実施が確保されているとの認識をしており、ルール外である予見ができなかったことを深く反省しているところであります。

今後は、定期的なヒアリング等を行い、契約規程に基づく業務執行が確保されているか確認してまいります。

3点目の設立団体による適切な検査権の行使についての御質問ですが、第三者委員会の提言に示されておりますが、今後は法人の業務運営において不正の事実の把握や予見がされる場合においては、設立団体として躊躇することなく、法に基づく権限の行使に努めてまいります。

4点目の調査報告書を受け設立団体として今後の対応についての御質問ですが、法人事務部の体制整備や監査機能の充実等の改善計画について、法人、東金市及び千葉県と協議の上、早期に策定し、進捗管理を行っていく必要があると考えております。

設立団体としましては、法人の業務運営が一日も早く適切なものとなり、地域住民からの信頼の回復が得られるよう改善計画の策定やその実践を支援してまいります。

次に、生理の貧困対策についての御質問にお答えいたします。

2点目の公共施設のトイレに衛生面に配慮しながら返却不要の生理用品の常備についての御質問ですが、コロナ禍に伴う経済的な理由により、生理用品の用意することが困難な方を支援するため、今年4月末から保健センターとつくも学遊館の窓口において、生理用品の無料配布を実施しております。

公共施設のトイレへの生理用品の設置については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢や近隣自治体の対応に留意しながら検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上で谷川優子議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 谷川優子議員からの御質問のうち、私からは生理の貧困対策についてと通学路の点検の実施についての御質問にお答えいたします。

初めに、生理の貧困対策についての御質問にお答えをいたします。

1点目の学校の女子用トイレに返却不要の生理用品の常備についての御質問ですが、これまで各小・中学校では児童・生徒に保健指導を行った上で、急遽生理用品が必要となった場合に、養護教諭が保健室で子供たちの体調を確認し、指導しながら配付しておりました。

現在、家庭の経済的な理由で生理用品を十分に確保することができない生理の貧困が社会問題化していることを受け、県立学校では試験的にモデル校を設定し、必要な生徒に無償提供する取組を実施しております。

そこで、町校長会議で協議した結果、九十九里中学校で試験的に各女子トイレに、衛生面を考慮した上で生理用品を常備することとしました。随時、養護教諭が確認し、なくなっていれば補充していくことで対応しています。

あわせて、小学校の対応としては、衛生面への考慮や生理用品の使い方で困らないように、また、悩みを抱え込んだり、孤立したりしないように相談や指導してから渡すという、これ

までどおりの対応をしてまいります。

今後も児童・生徒に、学校に行けば生理用品があり相談できる人がいる、困ったときに助けてくれる仕組みがあるという安心感を与えながら、生理の貧困対策に対応してまいります。

次に、通学路の点検の実施についての御質問にお答えいたします。

1点目の通学路の危険箇所の調査はされたのかと、2点目の危険箇所の精査はされたのかとの御質問ですが、八街市で下校中の児童がトラックにはねられるという大変痛ましい事故が発生したことに伴い、千葉県教育委員会教育長から小学生の通学路の緊急一斉点検の実施について依頼がありました。

本町といたしましては九十九里町通学路安全プログラムに基づき、毎年度通学路の安全点検を実施することとしており、中学校も含め各学校に通学路の安全点検を依頼いたしました。

危険箇所につきましては19か所の報告があり、8月4日に山武土木事務所、東金警察署、総務課交通防災係、まちづくり課建設係、学校、教育委員会が連携し、現地における合同点検及び点検結果を受けた対応策について協議したところでございます。

3点目の安全対策について具体的な対策と期間はどの御質問ですが、カーブミラーの調整及び新規の設置や横断歩道、路面標示等の再塗装などを実施する予定でございます。また、保護者や地域ボランティアなどに見守り活動の支援をいただくとともに、児童・生徒には交通安全教室などで自ら身を守る安全指導を実施しているところでございます。

なお、期間につきましては、令和3年8月から令和5年3月となっております。

4点目の歩道の設置率はどの御質問ですが、豊海小学校区の県道東金豊海線や、九十九里小学校区の町道1－7号線、片貝小学校区のきどう道などについては歩道がございます。

安全な通学路の設定はもちろんのこと、通学路における安全性の確保等について、関係機関と協議、検討してまいります。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

コロナワクチン接種と供給見通しの再質問を行います。

今、千葉県保険医協会の調査ですと、国からの供給計画が示されないことから、県内26の自治体が供給不足で大変心配している、懸念しているとあります。また、供給量が少なく接種が進まない、見通しが立たないなどの混乱が見られるようですが、今後のワクチン、若い人、特に10代、20代の、今、感染が九十九里町も広がっていますけれども、町として具体的

にどのような計画を持っているのか、再度お願いします。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君） お答えさせていただきます。

国からのワクチンの供給は、7月に入り全国で接種会場の増加などにより、8月からの要望数どおりのワクチン供給がなされず、各自治体では供給不足を懸念しているところは事実でございました。

配分通知により、8月に入り配分供給量が計画を下回り、接種計画の見直しをしなければならぬ状況となったところ、急遽追加配分を受けることができ、ぎりぎりの状態ではありましたが、計画どおりの接種を進めることができております。

今後のワクチン供給は、国からは町の要望どおりにワクチン供給がされる見通しですので、希望者に計画に沿い早期のワクチン接種を実施してまいります。計画どおりに接種が進んだ場合には、18歳以上の2回の接種が10月8日に終了する予定でございます。

また、18歳以下のワクチン接種については、小児科のいる、町が設立団体であります東千葉メディカルセンターにおいて年内に接種が完了するよう調整したところでございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

このワクチン接種に対して再々質問をさせていただきます。

8月だけで見ても42人の感染者が出ています。そのうち10代、20代の方の感染者が増えていようですけれども、10月までの間にまた増えるんじゃないかという、大分懸念があるんですけれども、それに対してどうでしょうか。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君） 町としましては、計画どおり1週間に950回接種のほうを実施しておりますので、10月8日に終了というのは近隣自治体を見ても相当早いペースで進んでおるものと認識しております。ワクチン接種が一番と考えておりますので、このままワクチン接種が進められるよう留意しながら実行していきたいと考えております。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） とにかく、64歳以下ということで、10代の人たちに対してのワクチン接種はもう早くやってほしいと思います。

それと、感染者の現在の状況、感染者の再質問をさせていただきます。

感染者のほとんどが、今、自宅療養となっています。国は患者の入院制限を打ち出したり、また中等症患者も原則自宅療養ということで、今、方針転換をされました。

自宅療養中に重症化して亡くなられる方も大分増えているようです。新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養の実施に関する留意事項を見ますと、都道府県と市区町村の連携が必要だと書かれています。どのような連携が考えられますでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） 御質問の留意事項で、各種連絡体制の確立の、都道府県と市区町村における連絡体制の確立でございますが、新型コロナウイルスに感染し、自宅療養者に対し町としてどのような連携が考えられるかでございますが、あくまでも保健所からの感染者の情報提供及び要請があった場合となりますが、町にて実施できる事柄といたしまして、電話等を使った安否確認、また各種物資の配送等の連携は可能ではないかと考えております。以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 再々質問をいたします。

しかし、この間、課長と話したら、そういった個人的な情報は一切入ってこない、県のほうから。それで自宅療養の方の連携というのは本当にできるのか。その方が町に電話をしてきて、町がそれに対応するということは可能でしょうけれども、一回、例えば重症化しちゃう、独り暮らしの方が感染症になって、自宅療養で重症化してしまうと、そういったケースも考えられると思うんですね。自宅療養の開始後に福祉的課題が顕在化したケース等に対する情報の共有及び密な連携が求められていると思うんですけれども、PCR検査拡充による無症状者の早期発見、保護で感染拡大を封じ込める戦略確立を住民に求めるとともに、社会的検査の国による全額負担というのも必要だと思うんですけれども、町との連携、そういった情報が、個人の情報が入ってこないという話なので、どういった、そのときに、今言ったような急に悪くなった場合、どういった連携が本当にできるんでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） 今、谷川議員さんがおっしゃられたように、保健所から町のほうへは、感染者に対する情報、個人情報的なものは、今現在一切いただけない状況になっております。個人情報の観点から、その方の住所、氏名等を一切教えていただけない状況で、感染者の自宅に安否確認ですとか、物資の配送等も一切できない状況にはなっております。

ただ、町といたしましても、感染が増えてきて、保健所が手がいっぱい回らないということが考えられますので、そういった場合には、もちろん町として保健所に申出をして、御協力ができることがあれば協力したい旨をお伝えしながら、そういったものに対応していければと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 3番目のPCR検査の拡充について再質問を行います。

PCR検査の拡充、社会的な検査、面の検査、自治体レベルで高齢者施設や医療施設などへの社会的検査とその計画が他の自治体の間でも広がっています。

私も、九十九里が10代、20代の子供たち、若い人たちが感染に広がっていると、今、国保基金が5億3,000万ですか、基金として蓄えられていると。せめて10代、20代を中心にした抗原検査などの実施はされたらどうかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） それでは、お答えさせていただきます。

国保基金を活用して若者への抗原検査を実施したらどうかというような御質問でございますけれども、国保基金につきましては、九十九里町国民健康保険会計基金条例の第5条に国民健康保険事業に必要な財源に充てるときと規定されております。このため、令和3年度の国民健康保険税率につきましては、千葉県から示された標準保険税率の規定により、本来であれば税率を引き上げるべきところでありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が所得等に及ぼす影響を踏まえて、税率を引き上げることなく据え置いて、この不足分を補うために基金を活用してまいりました。

今後も、被保険者の納付金の推移によっては、基金の活用がさらに重要な位置づけとなることが考えられます。

なお、国保基金につきましては、国保加入者が納めた保険料が原資となっておりますので、検査を若者世代全員に実施した場合に、社会保険加入者等の適用ということになると、国保加入者からの理解を得ることが難しく、実施は困難であると考えます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 問題はね、そこじゃないんですよ。今、町としてこのコロナ感染拡大をどうやって防ぐかという問題だと思うんです。

今まで私は、国保基金を国保税の引下げのために使うようにと何度も要望してきました。そのたびに、こういった感染症があったときに、そのための積立てですという回答が何度もされてきましたよね。

広域化になって、基金の使い方は各自治体に任せられていると思うんです。今、課長がおっしゃったように、国保基金は国保税を納めている人だけだというような話ですけども、じゃ、住民が国保基金 5 億 3,000 万たまっているうちに、10代、20代の人のために600万、700万使ったからって、住民で怒る人はいますかね。むしろ住民の方たちは、そのために使ってくれたんだなと。社会保険、国民健康保険、そんなこと関係なく、今まずそういった抗原検査や何かに町は真剣に取り組んでいただきたいと思います。そういう財源の問題じゃありません。とにかく10代、20代の人を検査をよくすると、早くすると。そのために使うお金は600万か700万ですよ。そのために自分たちのお金を使ったのかと怒る住民はいないと思いますよ。もう一度よく考慮、考えていただきたいと思います。

再々質問なんですけれども、行政検査待ちでは、今言ったように、感染拡大を抑えられないですよ。行政検査はまず保健所が判断するという事になっていて、確かに、国が全額負担することになっているんですけれども、いろいろ調べると、北海道や大阪府のように市町村レベルで実施している道府県もあるんですよ、実際に。検査拡充による無症状感染者の早期発見、保護で、感染拡大を封じ込める作戦、戦略を、調査研究をする必要があるんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） PCR検査につきましては、1回の検査で約2万円の費用を要するところがございます。町単独でのワクチン未接種者にPCR検査を実施するとしても、相当な検査費用が見込まれますので、国・県に対しましてPCR検査の補助制度の創設を要望してまいりたいと考えております。

また、抗原検査に対する考え方ですけども、抗原検査1件につき3,000円から3,500円、検査料のほうがかかります。今、谷川議員がおっしゃられたとおり、多分10代、20代の方が2,000人ちょっとおられますので、その1回の検査で700万程度かかるのかなというように見込んでおります。

抗原検査につきましても、国や件の動向を見据えながら、検査に対する補助等について、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 4番目のコロナ禍の災害対策、まず、避難所での対策について再質問を行います。

それで、避難所でのまずスペース、2m掛ける2mということについて、防災計画ではそのようになっていると思うんですけども、安心して住民が避難できるような、今、避難所での対応ができるかどうかお答えください。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

現在の状況において、災害時の避難所に多数の方が集まれば、密集した空間での集団生活により、感染症の拡大リスクが高まるおそれがあります。

町では学校を中心に避難所を開設し、十分なスペースの確保や、換気、消毒の徹底など、可能な限り衛生環境の確保に努めてまいりますが、避難者を分散し、町全体の感染拡大リスクを抑えるために、町民の皆様には分散避難の御検討と御理解をお願いしてまいります。

なお、感染症対策を講じた場合の収容人数でございますが、通常時の4分の1程度、これは体育館のみで計算しておりますが、そういった4分の1程度となります。

また、災害の状況にもよりますが、浸水被害想定のない場所での車中泊避難、これは現在協議中でございますが、大型スーパーの駐車場の借用、それから、ホテル、旅館等の活用も現在検討しておりまして、協定の締結について協議中でございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 次は、東千葉メディカルセンターの第三者委員会調査報告について再質問いたします。

2番目の各種契約違反の放置の認識について再質問を行います。

報告書では、東金市推進課職員が、メディカルが一切入札を行っていないという報告をもう既に設立団体にしてあったと。当然、設立団体も知っていて、予見可能だったという報告書がこの中にありますけれども、予見可能だったのになぜできなかったのかお答えください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君） それではお答えさせていただきます。

設立団体といたしましては、不正の発覚まで法人において行われていました随意契約については、契約規程に沿った上で、ルールの中で適切な業務実施が確保されているものと認識

しておりました。

随意契約自体は規定違反ではないとしながらも、法人に対して入札での契約をするよう指導も行ってきたことも事実であります。第三者委員会の報告では、予見可能であったとの記載がありますが、違法な事実を把握できず、深く反省しているところでございます。

設立団体として、全ての契約行為についてチェックが可能であったかという点、限界があったものだと認識しております。そこで、改善策といたしまして、法人の契約事務の担当部局であります法人の財務課長を本年4月より設立団体から派遣し、このような不正が起らぬよう対応しているところでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 再々質問を行います。

報告書の36ページを見ますと、第18条の中で、契約の方法の選択の中で、一般競争入札が原則となっていると。例外的に随意契約によることができると、22条ではそのようになっています。しかし、ほとんど随意契約で行われていたと。そのチェック体制に限界があった、今そのように回答されましたけれども、本当に限界を感じるほどチェックそのものがされ、チェックしていたのか。チェックそのものがされていなかったのではないかと思いますけれども、どうですか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） チェック機能が働いていなかったことで、今回の不正が働いたということについて深く反省しておるところでございますが、今までにつきましては、定例会等で報告を受けるというような手続でございました。

今後、起案のチェックですとか、内部に入りまして、そういったもののチェックも先ほど申し上げましたが、財務課長を設立団体から送っておるということもございまして、今後はチェック機能が働くものと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

設立団体による適切な検査権の行使が本当にされていたのか、これに対して再質問をいたします。

地方独立行政法人法120条、必要があると認めるとき、設立団体の長による報告徴取、立

入検査ができるとなっています。

先ほど町長は、今後は躊躇することなくとおっしゃられましたけれども、このちゅうちょというのは、知っていたがためらってできなかったというような解釈をしていいのかなのか。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

今、谷川議員おっしゃられましたとおり、ちゅうちょしていたのは、設立団体として法人に対しまして立入検査をちゅうちょしたのではなく、反省すべきではありますが、適切な業務を行っていたとの認識でありましたので、報告に対しちゅうちょすることなく踏み込んだ調査をするということでございますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） それはちょっと詭弁だと思うんですね。ですから、こういう言い訳をしないように今後やっていただきたいと思います。

次は、生理の貧困についてお伺いいたします。再質問を行います。

中学校から試験的に取り組むということは分かりました。生理の貧困に対する自治体の取組をいろいろ調べてみますと、実施した、実施を検討しているなど、約581団体が今この生理の貧困について取り組んでいます。小学校から取り組んでいる自治体も、小・中学校も多くあるようです。

今、家庭環境が大変複雑な環境の中にいる子供たちも多くいるんです。例えば、ネグレクト、育児放棄などから、生理用品をなかなか買ってもらえなかったり、また、父子家庭で父親に言いづらいというような、そういった子供たちも、そういう状況にある子供たちも大勢います。

まして、小学校から、まず中学生より小学生のほうがそういった初潮や何かを迎えて、いろんな不安があると思うし、また、先ほど保健室でという回答がありましたけれども、みんな保健室にもらいに行くとか、そういったことがなかなかできづらいと思うんですね。ですから、小学校からの生理用品の常備というのは必要じゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議 長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） ただいまの御質問にお答えいたします。

全国的に小学校へのトイレに生理用品のほうを設置する、設置につきましては、今、谷川議員がおっしゃるとおり、増えてきているのは認識しております。

しかし、教育委員会といたしましては、先ほど教育長答弁にもありましたとおり、小学校の対応としては、衛生面への考慮や、生理用品の使い方に困らないように、また、悩みを抱え込んだり孤立しないよう、相談や指導をしてから渡すということで、まず行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 再々質問をいたします。

いろいろ調べると、小学生など、教室移動、体育の授業前後での着替えが時間の中でうまく取れないケースなんかもあると。また、そのために汚してしまう生徒もいると。トイレに直接行くだけで生理用品が手に入れば、こうしたケースも防げるんじゃないかと思うんです。ですから、小学生を含めた試験的な施行をお願いいたします。答弁はいいです。

次、公共施設への生理用品の常設について再質問いたします。

6人に1人の子供が相対的貧困状態にあって、生理用品がなかなか手に入らないということや、今、コロナ感染の中で経済的に大変な思いをしている家庭もあると。そういった中で、公共施設、いわゆるトイレトペーパーと同じような感覚で使えるようなそういった対応が必要だと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症によります影響が長期化する中で、議員御指摘のとおり、経済的に困窮し、生理用品を購入することができない状況にある生理の貧困、これは女性の問題だけでなく、社会全体にとって非常に重要な課題であると認識しております。

一部の民間施設のトイレにおきましては生理用品を設置している事例があるということを承知してございます。この対策が、コロナ禍以降においてもこの流れが継続され、御指摘のとおり、トイレトペーパーのようにどのトイレにも生理用品が置かれている社会にシフトしていくのか、これが非常に今後注視をされるところでございます。

御質問の公共施設のトイレに生理用品を常備することにつきましては、近隣自治体においては実施されてございません。ただ、この問題の重要性に鑑みますと、行政機関がトイレトペーパーのようにどのトイレにも置かれるような社会をつくるということを考えたときに、

ランドマーク的に果たすべき役割があるのではないかというふうに私のほうでは考えてございます。

これに向け、もし本町の公共施設のトイレに生理用品を常備するということをした場合には、利用ニーズがそもそもあるのか、あるいは衛生面を含めまして、管理の問題が発生する可能性もございますので、まずは保健センターのトイレにおいて実証実験に取り組んでみたいというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、この問題につきましては、本町だけではなく社会的な取組がどのように進むかということが一つの鍵と思いますが、他の自治体との取組に後れることなく対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 今、課長がおっしゃったように、先駆けて公共施設への生理用品の常備という、試験的にやってみると、保健センターのところで。これは大変画期的なことだと思いますので、ぜひそれは取り組んでいただきたいと思います。

次に、通学路の緊急一斉点検の実施について再質問を行います。

今回の点検に当たっては、これまでに安全対策が実施されている危険箇所も含めて、改めて通学路の点検を行うとなっています。こうした点検は定期的に実施されているようですが、そういった点検した結果は保護者等に今まで周知されているのでしょうか、お答えください。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） お答えいたします。

通学路の点検につきましては、平成24年度に全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路における関係機関との連携で合同点検を実施したところです。

その後、平成26年から教育長答弁のとおり、九十九里町通学路交通安全プログラムに基づき、1年ごとに各小学校区を点検しております。その点検結果につきましては、ホームページ等で公表しているところでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） よくホームページという回答があるんですけども、ホームページ

だけではなく、保護者が共有できるような、そういった周知の仕方はどうなんですか。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） お答えいたします。

今後、どのように保護者の方に周知できるかにつきましては、学校サイドと、今考えられるのは学校だよりだとか、そういったものが利用できるかなと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 安全対策についての対策と期間ということで再質問をさせていただきます。

令和3年から令和5年3月まで対策期間となっています。先ほど教育長がお答えいただいたように、カーブミラーの調整、新規設置あるいは路面標示の再塗装の実施、あと、19か所の危険箇所についてということをお答えいただいたんですけれども、これに対しての予算化というのは町に対して要望されているのでしょうか。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） お答えいたします。

今回、緊急点検について、各改正箇所につきましては、各施設の管理をしている、山武士木、県でしたり、警察でしたり、当然町のほうも関係しておりますけれども、そういう関係部署でのこれからの対応になってくると思われます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 今回、八街の事故を受けて、国からも緊急的な予算配分が示されたようなんですけれども、九十九里町がその中でどのくらいの予算配分がされているのか。そして、毎年予算化の中で、子供たちが安全に通学できるような、そういった予算配分がされているのかどうか、今分かれば。

また、これは決算の中でも、私のほうも聞こうと思っているんですけれども、答えられるだけでいいので教えてください。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） お答えいたします。

通学路のこの点検に対しまして、予算につきましては、教育委員会といたしましては予算化していないのが実情でございます。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 先ほど、通学路に設置された歩道に関して、先ほどお答えいただいたんですけども、私自身も走ってみると、やっぱり歩道がないと危険だと思われるところが結構あるんですね、通学路になって。ですから、この歩道の設置に関しても、今後きちんと町に対して予算化をするようにしていただけたらと思います。それを答えていただければ。

○議 長（古川 徹君） 谷川優子君に申し上げます。

歩道の設置率ということによろしいですか。

○13番（谷川優子君） そうです。最後の。

○議 長（古川 徹君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） お答えいたします。

今回の危険箇所の報告につきましては、歩道等の設置の要望はございませんでしたが、今後このような要望がございましたら、施設を管理する機関と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 子供たちが安全な通学路で学校に通う、これは当たり前のことであります。ぜひ、いろいろボランティアの方に御協力いただいているのは分かるんですけども、教育委員会としてもよくその危険箇所や何かを早急に直すように、先ほど、令和3年から令和5年3月と、2年というその期間を持っていますよね。だから、やはり2年ではなくて早急に直すようにぜひ要望いたしまして、私の一般質問は終わります。

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩します。

再開は11時です。

（午前10時41分）

---

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

○議長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、8番、荒木かすみ君。

（8番 荒木かすみ君 登壇）

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、令和3年9月定例議会におきまして一般質問を行います。

ただいま先輩議員からお話のありました八街の事故を受けての後、即公明党からの要望書を提出いたしました。その要望に対し、19項目にわたる改善を御検討いただきましたこと感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

このコロナ禍において困難な中、紆余曲折ございましたが、オリンピック・パラリンピックも閉会いたしました。私も様々な学びを選手の頑張りから受け取った一人でございます。

それでは早速ですが、町の皆様のお声を基に質問させていただきます。町長並びに当局の明快な答弁を望みます。

最初に、防災対策について。

内水防除の取り組みについて。前回にも質問をさせていただき、産業道路排水の現状を伺っておりますが、その後、町から県にも要望をいただきました。公明党としても強く要望いたしましたので、前回よりの進捗と見通しなどをお聞かせください。

2番目、災害用備品の補充や見直しについて。本町の災害用備品については、時々を確認をいただき、補充や見直しなど計画的に行っているものと思いますが、新型コロナの感染を踏まえ、必要な備品も変わってくると思われますので、点検等の現状をお聞かせください。

3番目、避難所の利用方法、垂直避難の方法について。コロナ禍の中で避難所に集まるということに心配があるというお声もございます。本町でも大きな被害を受けた3年前、避難所の1,000人近くの数はとても収容できるものではございませんでした。そこで、どのような場合に避難所を利用できるのか。ましてコロナ禍では大きな被害があった場合の避難所運営には限界がございます。最近よく耳にする垂直避難、例えば自宅の2階以上に避難をするというようなときに、必要なものも自分なりに考えなければなりません。この点についての考え方、また周知の方法等、当局のお考えをお聞かせください。

次に、町営住宅についてお伺いをいたします。

老朽化している町営住宅の今後の取り組みについてでございますが、前回の浅岡議員よりの国土強靱化の質問の中にもありました。今回の線状降水帯の雨のときとゲリラ豪雨のとき

にも、道路が見えないほどの冠水が、また町営住宅の周りもひどく、膝まで水に囲まれておりました。耐用年数もあと4年ということでしたので、早急にも対応が必要になろうかと思われませんが、この点についての当局のお考えをお聞かせください。

3項目め、高齢者支援についてお伺いをいたします。

高齢者の中で各種講座の受講者数と今後の取り組みについてお伺いいたします。2025年には高齢者人口が700万人。その中で認知症の発症の予測が5人に1人の割合になると言われております。そこで、認知症に関わる認知症養成講座などの取組についてお聞かせください。

次に、介護士養成のための町の支援についてお伺いをいたします。以前にもお願いをしたところでございますが、介護士の初任者研修を仕事にするしないにかかわらず、学習をしていただくことで身近な方への介護にも役立っていくと思います。また、その中で適性、仕事をしたいというような方が出ていただければ、2025年以降に慌てることなく準備ができると考えますが、この点についての当局のお考えをお聞かせください。

最後になります。介護離職を防ぐための施策について。親の介護の年齢は、働き盛りにスタートすることが多く、支援や介護の制度を知らないと、急に仕事への支障を来してしまいます。また、入院などが引き金になった場合、介護申請が間に合わずに離職を考えてしまうという事態が起こります。それは金銭面でも介護される方にも負担を強いることとなり、両者によくない状態です。そこで、介護とお金の問題の解決にいち早く情報を届けることが大事であると思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。2回目以降は自席にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長（古川 徹君） 荒木かすみ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 荒木かすみ議員の御質問にお答えいたします。

初めに、防災対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の内水防除の取り組みについての御質問ですが、県道飯岡一宮線沿いの冠水対策につきましては、県道の排水路を所管する山武土木事務所において、平成29年度及び30年度に排水対策の検討が行われ、具体的な対応方法について示されたところです。

しかしながら県からは、対策の実施に多額の事業費が必要であり、財政負担等について町と協議を進めながら、できることから順次対応を図りたいとの説明を受けております。

なお、町といたしまして、近年の集中豪雨や台風の影響で冠水被害を受けていることから、本年7月に山武土木事務所長宛てに、冠水対策等の改善に係る要望書を提出したところでございます。

2点目の災害用備品の補充や見直しについての御質問ですが、消費期限などが設定されている備品については、期限の1年前をめどに入替えを行っており、その他消耗品などについても定期的な入替えを行い、品質保全に努めております。

また、コロナ禍においての感染症防止対策として必要となる備品については昨年度購入しており、感染対策の強化も図っております。

3点目の避難所の利用方法、垂直避難の方法についての御質問ですが、避難所の利用方法につきましては、自主避難所を開設した場合は、御自分で身の回りのものを御用意の上、利用していただきますが、高齢者等避難や避難指示に基づき避難所を開設した場合には、避難所で必要な飲料水等は町で御用意いたします。また、非常時の持ち出し品については、毎年、防災の日に合わせて広報紙などで周知しているところでございます。

次に、垂直避難の方法につきましては、水害や土砂災害などの災害発生時に、今いる建物や近隣にある建物の2階以上の安全が確保できる場所へ移動する避難方法で、避難所まで避難する時間的な余裕がない場合などには有効な方法であると認識しております。

いずれにいたしましても、どの避難方法が最善であるかについては、置かれている状況によっても異なりますので、災害が発生する前の段階から避難情報などに注意していただき、避難所など安全な場所に早めに避難していただきたいと思っております。

次に、町営住宅についての御質問にお答えいたします。

老朽化している町営住宅の今後の取り組みについての御質問ですが、本町の町営住宅は昭和55年度に建設され築40年以上経過しており、老朽化の著しい施設となっております。

今後の取組につきましては、利用状況や県内の公営住宅の状況等を分析し、建て替えや借上げ住宅方式など、町営住宅の在り方について検討してまいります。

次に、高齢者支援についての御質問にお答えいたします。

1点目の各種講座の受講者数と今後の取り組みについての御質問ですが、高齢化が進む中、とりわけ認知症に対する取組は今後ますます重要なものであると考えております。本町においても、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族に対して、可能な範囲で手助けする認知症サポーターの養成講座を実施し、認知症の高齢者等に優しい地域づくりに取り組んでおります。

この講座は、一般の方や学童保育を利用している児童などを対象に、これまで延べ1,259名の方に受講いただいております。今後の取組といたしましては、対象を高校生まで拡大し、講座を開催する予定でございます。

2点目の介護士養成のための町の支援についての御質問ですが、少子高齢化の急速な進展に伴い、介護人材の確保及び定着は喫緊の課題となっており、介護サービスを担う人材を養成するためには、介護職に関する理解の促進を図ることが必要であると認識しております。

今後は、次世代を担う学生などを対象とした職場体験を実施し、介護分野への理解を深め、人材の確保につなげてまいりたいと考えております。

3点目の介護離職をふせぐ為の施策についての御質問ですが、高齢者人口の増加とともに、本町の要支援・要介護認定者は増加しており、今後もその傾向は続くことが見込まれております。そうした中、介護は突発的に問題が発生する場合があることや、介護を行う期間、内容も多種多様であることから、仕事と介護の両立が困難となることも考えられます。

国は要介護者を抱える労働者が、介護と仕事を両立できるよう支援制度を設けております。

町では、介護に関する相談等の機会を通じて、保険や介護休業等の制度内容や手続などの情報提供を行っております。

以上で荒木かすみ議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

では、内水防除の取り組みについての再質問をさせていただきます。

7月に要望をいただきましてありがとうございます。この要望の内容を具体的に御説明をお願いできたらありがたいです。その中で、山武土木事務所との町の協議の中で、順次対応の可能性のある中身をお伺いいたします。

また、根本的な解決のために何ができるのか、幾つか方法や提案があればお伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

初めに、町からの要望内容ですが、従前から産業道路排水路は海岸地域の主要排水路の機能を有していることから、現状、施設の能力不足による道路冠水が発生していることを鑑み、この施設を所管している県、山武土木事務所に対し、その解決を求めているところでございます。

町長の答弁にもありましたが、平成29年度に実施された県の調査では、排水路の拡幅や流末での排水機場の整備等が示されましたが、いずれも膨大な事業費が必要なものであり、流域排水量が原因であることを理由に、事業を実施する場合、町の負担として相応の事業費負担を求められた経緯がございます。町といたしましては、膨大な事業費負担は困難なことから、県に対し町の状況の理解を求め、粘り強く現状の改善が図れるよう協議をしているところでございます。

また、現在、県との協議では、抜本的な対策とは別に、実現可能な対策について協議をしているところでございますが、現状、効果的な提案がなされていないところでございます。

次に、根本的な解決のために何ができるかとの御質問ですが、集中豪雨や台風の際には、河川水位が高いため一時的に排水が困難となることなどから、排水機場等、強制排水施設が必要であると考えられております。町といたしましては、山武土木事務所に対し道路冠水する時間が少しでも軽減できるよう、財政措置も踏まえ実現可能な対策について県と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 効果的な提案がなされていないということでございますので、現状をよく県にもお伝えをしなければならないというふうに思います。その辺もよろしく願いいたします。

私も善塔議員とともに山武土木事務所に伺いお話を聞きました。今お話のあった相応の負担、財政面ですが、例えば強制排水施設に10億かかれば、町が9億、5億かかれば4億5,000万というようなことでございました。こんなに多くの町負担では実現が不可能だと思います。たとえ道路が立派になったとしても、住む人が苦しむような状態では本当に困ってしまいます。この降水量が増える中、県でのインフラ整備が進み、それが原因で内水が増えるというような事業では、かえって町民を苦しめることになってしまいますので、ここは十分県との協議をお願いしたいということを要望いたします。

それでは次に、災害用備品の補充や見直しについて再質問させていただきます。

以前にも先輩議員から液体ミルクや生理用品の補充の要望もあったと思いますが、女性の目線で必要な備蓄品の要望などを取り入れていただきたいというふうに思います。災害対応に女性の声が反映されるような仕組みになっているかどうか、この点について当局のお考えをお聞かせください。

○議 長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

現在、町では、災害対策対応後には、その都度関係課を一堂に会して対応の状況や今後の対策などの検証を行っています。その際にも女性職員にも参加をしていただき、意見を伺っているところでございます。また、防災会議においても女性委員を委嘱しておりますので、災害対応における総合的な意見も伺うことができます。

議員おっしゃるとおり、防災備蓄品や災害対応につきましては男性視点からでは気づかない部分もありますので、女性の意見も取り入れながら今後も対応してまいりたいと思います。以上です。

○議 長（古川 徹君） 8 番、荒木かすみ君。

○8 番（荒木かすみ君） ぜひ女性の意見を取り入れていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、避難所の利用方法、垂直避難の方法について再質問をさせていただきます。

まず避難所のほうでございますが、台風のときはあらかじめ予測ができ準備もできますが、ゲリラ豪雨のときは移動も困難な状態となってしまいます。避難所には毛布や食料も少なく、着替えなども自分で用意が必要です。こういったことを御存じない方もいらっしゃるので、周知も必要ではないかというふうに思います。

また、コロナ禍で避難所に何人ぐらい収容できるのか、またこの問題についてどのようにされていくのかをお聞かせください。

垂直避難についてお伺いいたします。家の中でより安全な場所であるという避難方法ですが、家が安全だというふうに思っても、床下浸水になる前、家の中に水が入ってこない段階でも浄化槽に水が入るとトイレが使えなくなります。トイレが使えないので避難を考えるという場合もあるようです。避難所に多く集まれば、トイレも長蛇の列となることは必至です。そこで携帯トイレの準備や簡易トイレの準備が必要となり、このトイレの問題が解決すれば自宅にとどまる方も多くなると思います。そこで備品として携帯トイレ、簡易トイレの状況をお聞かせください。

また、携帯トイレの使い方もレクチャーなどが必要と思いますが、各家庭での備品も進めれば避難所への集中が回避できるのではと思いますので、当局のお考えをお聞かせください。

○議 長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

最初に、コロナ禍で何人ぐらい収容できるのかという御質問ですが、先ほど谷川議員の御質問でもお答えさせていただきましたが、感染症対策を講じた場合の収容人数は通常時の4分の1程度になります。また、各避難所施設の収容人数につきましては、町ホームページにて掲載をしております。今後の対応や周知につきましては、谷川議員の御質問でもお答えさせていただきましたが、町では学校施設を中心に避難所を開設し、十分なスペース、それから換気、消毒の徹底などを行い、可能な限り衛生環境の確保に努めてまいります。

しかしながら、避難者を分散し、町全体の感染リスクを抑えるためにも、町民の皆様には分散避難の御検討と御理解をお願いしてまいりたいと考えております。

なお、災害の状況にもよりますが、浸水被害想定のない場所での車中泊、それからホテル、旅館等の活用も現在検討しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 4分の1というのが約520人ぐらいということですので、大変に少ない数だなというふうに思います。それから、垂直避難のときの携帯トイレ、簡易トイレの状況をもう少し詳しくお聞かせ願いたいというふうに思います。

携帯トイレ、簡易トイレ、手すりつき簡易トイレなどありますけれども、この違いというのも私も調べるまで分かりませんでした。携帯トイレと呼ばれるのは、大きなビニールのごみ袋と養生テープ、凝固剤などを使って、家のトイレに1枚ビニールをかぶせて固定して、もう1枚ビニールを凝固剤を入れて便座にセットするというのが携帯トイレだそうです。また簡易トイレは、トイレのないところに持ち込み、同じようにビニールと凝固剤で処理するという方法です。また、垂直の避難の際にはどちらも使えますけれども、この部分は各自で準備をするということでした。

こういった細々とした、しかし大変重要な準備をまだよく周知がされておられません。あわせてカセットコンロのボンベの備蓄、冬の停電の暖房の有無、夏の冷房がない場合の蚊やハエなどの虫対策など、実際に想定して、またガイドブック等には書き切れないものもあるので、防災教育の必要性があると思いますが、この点についてのお考えをお聞かせください。

○議 長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

携帯トイレ、簡易トイレの状況を先ほどお答えしていませんでしたので、まずそちらからお答えさせていただきたいと思います。

現在、町が備蓄しております携帯、簡易トイレの状況ですが、簡易組立トイレ、室内用、これが17台、屋外用6台、携帯トイレが3万袋、障害者用の手すりつき簡易組立トイレ12台を用意している状況でございます。

それから、簡易トイレや携帯トイレでございますが、これは水や食料と同じぐらい大事な備蓄品だと思っております。日本トイレ協会の調査によりますと、およそ85%の人が自宅に非常時のトイレを備えていないことが分かっております。トイレの備えがないと、トイレに行く回数を減らそうとするあまり水分補給等を控えるようになってしまい、熱中症などによる体調に影響するおそれもあります。

また、新型コロナウイルスの影響で、避難所での3密を避けるため、自宅で安全が確保できる方には在宅避難に御協力をいただきますので、水、食料に加え、災害用備蓄品としてトイレの必要性について周知をまいります。

各個人によって必要なものは異なりますので、自身がふだんからお使いになる日用品、それから災害時に必要と思われる備蓄品について確認をしていただき、それぞれの備蓄に御理解をお願いしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 9月ということで、報道などでも防災について多く取り上げられてきています。その中で、避難所は大勢集まるとかえって危険であるという声もありました。またそれとは別に、スフィア基準という国際基準からすると、日本の避難所はもっと向上させていかなければならないという側面もあります。この点は行政に期待をするところでございます。個人としては、災害は誰でもが起こり得ること、命を守る行動につながるよう、必要な準備をしっかりと心がけたいと思います。

次に、町営住宅についてでございますが、これからの取組ということなので再質問はなしとします。計画しているうちに年数がたってしまうというようなことのないように、早急に検討していただきますようお願いを申し上げます。

次に、高齢者支援についてお伺いをいたします。各種講座の受講者、この講座受講者なんですけれども、認知症養成講座等ありました。この方たちが実際にボランティア活動などが行われているのかどうかをお聞きいたします。この人数の人がこの時間だけで身につけたことがどれぐらい生かされていくのかというのがちょっと心配です。というのは、自分も受けたのですが、忘れてしまったということもたくさんあります。繰り返し接していないと忘れ

てしまうので、やはり高齢者との交流の機会が必要ではないかと思います。また傾聴ボランティアについても、現在の活動状況をお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） お答えさせていただきます。

認知症サポーターの養成講座を受講していただいた方は、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族に対して偏見を持たない、温かい目で見守るなどの、自分なりにできる簡単なことでも活動の中に含まれるものでございます。そのほかに、どなたでも参加していただける認知症家族の会をちどりの里で2か月に1回開催しており、認知症サポーターや傾聴ボランティアが高齢者や認知症の家族の相談に対応するとともに、必要に応じて専門職が個別面談を行っており、認知症に対する積極的な支援を実施しております。

また、傾聴ボランティアにつきましては、毎週ちどりの里で実施しており、令和2年度は72名の方が御利用いただいております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 大変活発に活動いただいているということ、ありがたいなというふうに思います。

それでは、介護士養成のための町の支援についての再質問をさせていただきます。

以前、ヘルパー2級と言っていた言葉が初任者研修というふうになったりと、大変言葉も難しい状態です。先ほど町長の言われました学生の職場体験の実施、これは大変重要なことで、ぜひ多くの方に経験していただきたいというふうに思います。

また、介護士養成講座については、以前にも同じような質問をさせていただき、県に養成講座がありますとの答えであったと記憶しております。しかし、この速度で高齢化が進めば、このままの対応で足りるものではないというふうに思われますので、近隣市町村、または町独自で介護士養成講座を設けることができないのか、再度お伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） お答えさせていただきます。

現在、本町では養成講座は実施しておりませんが、千葉県が委託した事業者による介護職員初任者研修が毎年開催されております。今年度は令和3年11月から東金市の中央公民館を会場で開催する予定です。この研修の対象者は、介護に関する資格がない50歳以上の方が対象となっております。このような研修会を通じまして、介護分野への参入のきっかけをつく

ることで、介護人材の確保、育成につなげるとともに、若い方が参加できる研修会の開催も県に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

なお、参加者が定員に達していないと聞いておりますので、まずはこの研修会を広く町民に周知いたしますことから、広報10月号に掲載予定であります。

以上です。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 荒木です。

広報10月号に掲載していただくということで本当にありがとうございます。この介護士初任者研修というのは、座学でございますのでぜひ皆さんに受けていただきたいなというふうに思っております。

それでは、介護離職を防ぐための施策についての再質問をさせていただきます。

家族の介護については、私自身も家族に高齢者がいるので、入退院の後、大変混乱をいたしました。幸いすぐに対応の方法を教えてくださいましたが、それでも日数がそれなりにかかるものでございました。この情報の取得により、その後の介護の質にも影響を及ぼしてまいります。

高齢者の体調が悪くなるのはとても早く、早期発見、早期治療が不可欠です。そこで、困ったときいち早く相談できるよう御案内できればと思っております。この介護保険の利用促進について、また介護休暇についても詳細を詳しくお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

介護保険サービスの御案内については、高齢者の方や御家族の方が悩みや不安を持ちかける場所として、地域包括支援センターがございます。地域包括支援センターは、高齢者のためのよろず相談所のような場所で、高齢者だけではなく、地域住民からの相談も受け付けております。また、月に1回、地域包括支援センターの職員が町内の薬局に出張し、高齢者などの困り事などの相談にも応じております。介護休業制度の御案内につきましては、チラシを作成し、介護保険パンフレットと一緒に配布し、御案内をしておるところでございます。

以上の取組を窓口の相談、電話によるお問合せの際、制度の御紹介をするとともに、広報紙等で広く周知を図っておるところでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） ありがとうございます。私も知らなかったことがたくさんあるなというふうに思いました。

地域包括支援センターの職員が町内の薬局に出張し、高齢者などの困り事などの相談に応じているということでございます。これはあまりよく知らなかったんですけども、ぜひ皆さんで利用していただけるように周知をお願いしたいというふうに思います。

では、介護休暇について、町職員の介護休暇の取得状況をお聞かせ願えればと思います。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

職員の介護休暇制度につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則において制定済みでございます。また、昨年度の取得状況でございますが、会計年度任用職員が1名取得しております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） ありがとうございます。

介護に関する情報はまだまだ皆さんに届いていないというふうに感じております。私たちは結構勉強させていただきますけれども、一般の方々になかなか届かないというのが現状だと思います。なので、小さなことでも早めに御相談いただき、介護離職にならないようお願いをしたいというふうに思います。

また、特に介護休暇については、育児休暇ほど周知もされておられません。職員においても利用も少ないというふうに思われますので、制度の普及にもっともっと御尽力いただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩いたします。

再開は1時です。

（午前11時35分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時54分）

---

○議長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、10番、善塔道代君。

（10番 善塔道代君 登壇）

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

令和3年9月定例会において質問させていただきます。

新型コロナが猛威を振るい、自然災害も重なって、ニュースには不が付く言葉が目立ちます。不安、不満、不備、不足、不自由など、社会に渦巻く不を取り除くのは政治の役目です。問題はあるが解決の道もある。問題点だけを騒ぎ立てて極端な主張をすることより、現実を踏まえた解決の道を示すことが必要です。

それでは、町民からいただいた声を基に質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

1項目めに、新型コロナワクチン接種について3点お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染収束の切り札であるワクチン接種が全国で着実に進んでいます。新型コロナワクチンを2回接種した人が8月22日時点で日本の全人口の4割を超えたそうです。感染拡大に歯止めがかからない中、希望者のほぼ全員が接種を終えた高齢者の新規感染者に占める割合が大幅に減少するなど、ワクチンの効果が出ています。本町の集団接種は9月6日現在、65歳以上の方の接種希望者数3,696人が1回目を完了しており、2回目は3,670人、99.3%の方が接種済みであることが町ホームページやメールから分かっております。順調に進んでいただき感謝いたします。

しかし、個別接種の状況が不明ですでお尋ねいたします。個別接種希望者の現在までの人数と接種率をお聞かせください。

2点目に、厚生労働省は5月31日、アメリカ、ファイザー製の新型コロナウイルスワクチンについて、公費負担の対象となる接種対象者を現行の16歳以上から12歳以上に引き下げることを決めました。同社製ワクチンは2月に薬事承認されましたが、当初はデータが不十分として16歳以上が対象でした。その後、海外で行われた12歳から15歳に対する臨床試験では安全性に問題はなかったため、同社は5月31日に添付文書を変えて日本での接種対象年齢を12歳以上に引き下げたことが分かりました。

そこで、本町は現在64歳から18歳までの集団接種に取り組んでいるようですが、12歳以上17歳までの接種についてどのように考えているのか、当局の見解を求めます。

3点目に、最近では地方公務員の感染が拡大しており、近隣自治体でも職員や教員の感染

がほぼ毎日のように新聞紙上に掲載されています。その記事を見るたびに、本町職員や保育士、教員の皆さんは大丈夫なのかと心配しております。現在、接種はどのくらい進んでいるのか答弁をお願いいたします。

2 項目めに、子宮頸がんワクチン接種についてお伺いします。

ワクチン接種で予防可能な病気の 1 つに子宮頸がんがあります。HPV、ヒトパピローマウイルスへの感染が原因のがんで、年間約 1 万人もの女性がかかり、約 3,000 人の女性が亡くなっています。そしてこの予防のために世界で広く行われているのが HPV ワクチン接種です。日本でも平成 22 年 11 月より国の基本治療対象ワクチンとなり接種が進みました。その後、平成 25 年 4 月より、小学 6 年生から高校 1 年相当の女子を対象に国の定期接種となりましたが、接種後に多様な症状が生じたとする報告により、国は同年 6 月に自治体による積極的勧奨の差し控えを行い、接種は大幅に減少しました。

しかし、昨年 10 月 9 日付並びに本年 1 月 26 日付で各都道府県知事宛てまたは衛生主管部宛てに厚生労働省健康局長よりヒトパピローマウイルス感染症に関わる定期接種の対象者への周知について通知がされました。国は HPV ワクチンに関する情報周知のためリーフレットを作成して自治体に使用を促しています。これに鑑み、本町の取組状況と定期接種としての位置づけをお伺いします。

3 項目めに、動物愛護についてお伺いします。

広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、毎年 9 月 20 日から 26 日までを動物愛護週間とされています。最近はお飼い主のいない犬、野良犬はあまり見かけなくなりましたが、飼い主のいない猫は多く見かけており、住民相談でも様々、飼い主のいない猫に関する困り事を耳にいたします。

飼い主のいない猫でも生きているんだから何かをしてあげたいと思っている人はたくさんいます。一方、飼い主のいない猫は迷惑だと思っている人もたくさんいます。地域には猫が好きな人、無関心な人、嫌いあるいは苦手な人が混在して住んでいます。

望まれない命はつぐらない、つぐらせない。でも生まれてきた命はできるだけ長生きさせてあげたい。こんな気持ちを持つ人たちが猫と地域の共生を目指して地域猫活動を進めるケースが増えてきています。本町では飼い主のいない犬、猫についてどのような対策をされているのか答弁をお願いいたします。

最後に、防災対策についてお伺いいたします。

今年も 7 月から 8 月にかけて各地で豪雨による被害が発生し、土砂災害や河川の氾濫、低

い土地への浸水などの被害が多く、いまだに避難所に身を寄せている住民もいます。一日でも早い生活再建を願っています。

特に脅威を覚えるのは雨量の多さであります。数十年に一度の大雨となるおそれがあるときに発表される大雨特別警報が佐賀、長崎、福岡、広島、の4県に出されました。出水期にある日本列島は、今後も秋にかけて記録的な大雨に見舞われるおそれがあります。九十九里町も油断できません。7月3日の大雨でも冠水した道路が多く、床下浸水もありました。今後も台風や集中豪雨を重視しながら対応をお願いします。

それでは4点伺います。

初めに、先ほどの動物愛護に関連いたしますが、ペット同行避難を望む御家庭は多いと思います。本町の犬の登録件数874頭、世帯数でいいますと703世帯となっております。飼い猫は登録制でないため把握はできませんが、犬や猫などのペットを飼われている方々は、町内には大変多く住んでいます。災害により自宅から避難しなければならない状況となった場合、ペットを置いて避難することに抵抗を感じる飼い主の方は多くいると思われ、ペット同行避難体制の構築をしない場合、多くの方の避難行動の遅れにつながることを懸念されます。そこで、本町のペット同行避難について当局の見解を伺います。

2点目に、本町の「くじゅうくり防災ガイドブック」は平成27年度に作成され、全戸配布されています。とても見やすく分かりやすく作成されておりますが、手元に置いて平時でも活用しなければ意味がありません。せっかく配布されてもしまっておいては残念です。多くの町民に活用していただくためにも周知すべきと思いますが、いかがでしょうか。

3点目に、地球温暖化や都市部におけるヒートアイランド現象等による気候変動により人々の生活は様々な影響を受けています。特に夏季においては健康に影響を及ぼすほどの猛暑となっており、各地で熱中症が多発する中、学校施設においても体育の授業、学校行事、部活動において熱中症事故が発生しています。こうした中、本町では児童・生徒の安全を確保するために学校施設の空調設備の整備に取り組んできましたが、学校体育館の空調設備の整備についてはいまだ途上であります。学校体育館は児童・生徒の学習、生活の重要な場である一方で、災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割を担うことから、教室同様に空調設備を整備することは急務であります。

そこで、国の緊急防災・減災事業債を活用して、避難所になる小・中学校の体育館のエアコンを設置すべきと考えますが、本町の見解を伺います。また、網戸の設置についても答弁をお願いいたします。

4点目に、危機管理体制について。本町は総務課の中に交通防災係が設置されており、少人数の職員で防犯対策と防災対策の業務を行っています。災害は待ったなし、10年前に東日本大震災の津波や令和元年台風15号で長期の停電と断水という過去に経験したことがない災害が起きました。町民は地震や大雨に危機感を感じています。職員の皆さんは常に奮闘していただっていますが、いざというときに負担が大きいように思います。

また、どんなときでも町民に情報提供をしなければならないのに、手が回らず情報発信がおろそかになっていては困ります。そこで、交通防災係の交通と防災を分けるとか、別に危機管理係などの危機管理体制を考えるべきだと思いますが、当局の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議 長（古川 徹君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

なお、防災対策についての3点目、避難所になる小・中学校の体育館のエアコンと網戸の設置についての御質問は後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに新型コロナワクチン接種についての御質問にお答えいたします。

1点目の65歳以上の個別接種状況、人数と接種率はとの御質問ですが、個別接種を希望された方のワクチン接種は、かかりつけ医等で行なっており、接種費用は全額公費にて実施していることから、個別接種をされた方の情報は、町への費用請求を基に確認を行っております。

町内の医療機関で接種した方の情報は、翌月末に把握できますが、町外の医療機関で接種した方の情報については、国保連合会経由での請求となるため、2か月程度の遅れが生じます。今年8月末時点で町が把握している65歳以上の個別接種済みの人数は1,341人となっており、集団接種、個別接種を合わせた全体では5,029人、接種率は81%でございます。

2点目の12歳以上の接種について、町の取り組みはとの御質問ですが、12歳から17歳までの接種については、接種後の副反応が強いなどの情報があることから、小児科医のいる医療機関での接種を検討しており、医療機関と調整を行い、接種体制の構築に取り組んでいるところでございます。また、接種に当たっては、ワクチン接種の重要性と接種後の副反応などについて本人及び保護者等に十分な周知を図るとともに、接種後の対応についても地域の医

療機関の協力を得られるよう、接種体制の整備に努めてまいります。

3点目の職員、保育士、教員の接種はどうかとの御質問ですが、こども園を含む町内の学校施設等に従事する教職員等については、町独自の対応として夏休みの7月から8月に2回のワクチン接種を完了し、学校等におけるクラスターの発生リスクの軽減や感染予防対策を講じたところでございます。

また、町職員についても、集団接種会場の運営に従事する職員の接種を優先し、接種会場における感染予防対策に努めております。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種についての御質問にお答えいたします。

1点目の町の取り組みについての御質問ですが、子宮頸がんワクチン接種については、予防接種の一つとして町ホームページ等で周知しております。また、令和2年度に接種対象の年齢となる小学6年生から高校1年生までの女子児童・生徒に対し、子宮頸がんワクチンに関する案内を通知したところであり、今年度は新たに対象となる小学6年生にリーフレットを配布し、予防接種について周知を行うこととしております。

2点目の定期接種としての位置づけはどうかとの御質問ですが、予防接種法に基づく定期接種のワクチンとして定められており、千葉県内定期予防接種相互乗入れ制度による協力医療機関において、公費負担により無料で受けることのできる予防接種となっております。しかしながら国では、接種後の副反応等により積極的な勧奨を差し控えていることから、本町においても接種率が極めて低い状況でございます。町といたしましては、今後もワクチンの有効性及び接種後の副反応等について必要な情報提供に努めてまいります。

次に、動物愛護についての御質問にお答えいたします。

飼い主のいない犬猫の対策についての御質問ですが、犬の飼い主は狂犬病予防の観点から、法令等で所有者の登録が義務づけられており、登録の際などに動物飼養のモラルをはじめ、飼い主の責務を周知してきたところでございます。

また、放し飼いの犬については、捕獲、抑留、処分が認められていることから、保健所と協働し、捕獲等の対応を行ってきたことにより、近年では捨て犬や放し飼いの犬も少なくなっております。しかしながら、猫については飼い主のいない猫への無責任な餌やりが住民トラブルを招くなど、問合せが寄せられていることがあり、それを取り締まる法令がないことから、町としましても対応に苦慮しているところでございます。

現在、犬猫の飼養に関しては、町には指導権限が与えられていないことから、保健所に指導をいただいているところでございます。今後も犬猫の飼養に関するモラルを周知し、飼い

主の意識向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、防災対策についての御質問にお答えいたします。

1点目のペットの同行避難についての御質問ですが、災害時におけるペットの同行避難は、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも必要な措置であると認識しております。しかしながら、避難所では様々な人が共同生活を送ることから、同行避難を行う場合には、動物が苦手な人、アレルギーを持っている人などへの配慮が必要となりますので、原則としましては避難者の居住スペースとは別の場所での退避を考えております。

ペットの種類も多種多様となりますので、同行避難の際には、飼い主において避難者とのトラブルやペットにとってストレスとならないよう必要な対策を取っていただき、ルールに基づいた飼養を行っていただきたいと思います。

2点目の「くじゅうくり防災ガイドブック」の周知についての御質問ですが、「くじゅうくり防災ガイドブック」には、自然災害への備え、町の避難所、避難場所など、防災に役立つ情報を掲載しております。現行の防災ガイドブックは、平成27年度に作成し、町内全戸配布し周知したものであり、現在も町ホームページでの掲載や庁舎窓口にて配布し周知しております。しかしながら、作成から年数が経過しており、施設等の名称も変更されておりますので、定期的に更新するとともに、誰もが確認しやすいガイドブックの作成に心がけてまいります。

4点目の今後の危機管理体制について、危機管理課または危機管理係設置の考えはどうかとの御質問ですが、令和元年房総半島台風をはじめ、近年激甚化する自然災害への迅速な対応や被害を軽減するため、防災体制の強化は必須であると認識しております。現在、町では迅速かつ的確な災害対応を可能とする危機管理体制の構築に向け、組織の見直しを検討しているところでございますので、御理解をお願いいたします。

以上で善塔道代議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 善塔道代議員からの御質問のうち、私からは防災対策についての御質問にお答えいたします。

3点目の、避難所になる小・中学校の体育館のエアコンと網戸の設置についての御質問ですが、小・中学校の体育館へのエアコンの設置につきましては、緊急防災・減災事業債の活

用が見込まれます。現在、令和２年度までに普通教室へのエアコンの設置が完了しておりますが、体育館は構造上断熱性能の確保や網戸の設置ができるようになっていないのが現状でございます。しかし、酷暑が恒常化する中、学校の体育館は災害時に避難所としての活用が見込まれており、高齢者や乳幼児などが避難されることも考えられます。そのため、体育館へのエアコンや網戸の設置につきましては、今後、関係各課と協議したいと考えております。

以上で善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番です。御答弁ありがとうございました。

それでは再質問いたします。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種の65歳以上の個別接種の状況について、町内医療機関で接種した方の人数は、今、答弁ありました、翌月末に把握ができて、町外の場合は2か月後に情報が入るということで、8月末時点で個別接種済みの方が1,341人、また集団と個別を合わせた全体の人数が5,029人、81%と今答弁いただきました。だから、町内65歳以上の方の接種率は合わせて80%を超えているということですよ。分かりました、ありがとうございます。

65歳以上の方が全員希望するとは限りませんが、今でも悩んでいる人、迷っている人もいます。まだ接種されていない方に対して勧奨をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

町において65歳以上の方には3月に、64歳以下の方には6月に町内対象者に、町において新型コロナワクチン接種券を郵送する際、返信用はがきを同封し、接種希望のあるなし、集団接種か個別接種の希望かの調査を実施しております。そこで、8月末までにはがきによる返信をいただけなかった方、個別接種で接種の確認が取れていない方を対象に、再度、接種に対する御案内をしたところでございます。また、集団接種の終了が見込めた際、防災行政無線を活用し、未接種者に勧奨案内をすることといたしております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。勧奨のほうよろしく願いいたします。

それでは、12歳以上の接種について伺います。

町ホームページに12歳から15歳のワクチン接種についてかかりつけ医などで接種が可能となっている場合は、事前に接種券を交付しますとありました。現在までに申出がどのくらいいたのかお聞かせください。また、中学生がワクチン接種をして副反応が出た場合、やむを得ず学校を休むようになったときには、欠席扱いになるのか答弁をお願いいたします。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） 私のほうからは、12歳以上の接種券を窓口に取りに来た方についてお答えさせていただきます。

町としては、東千葉メディカルセンターにて17歳以下の集団接種を実施予定ではございますが、かかりつけ医等での個別接種希望の12歳から15歳の接種券を窓口にて発行した人数は15名であります。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

中学生がワクチン接種をして副反応等が出た場合、やむを得ず学校を休むようになったときに欠席扱いになってしまうかという御質問にお答えいたします。

副反応であるかにかかわらず、接種後、児童・生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づき出席停止の措置を取ることができます。よって、欠席扱いとはなりません。

また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童・生徒や保護者から状況を聞き取り、校長において適切に判断することとなっております。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

12歳から15歳の方でワクチンを希望されている人が窓口に来た人が15人ということで、いらっしゃるんですね、やはり今関心がありますのでね。それでまた、学校では欠席扱いにならないということで安心いたしました。

東金市では、受験生にワクチン接種の予約を始めているとお聞きしております。町長答弁にもございましたが、12歳から17歳のワクチン接種について、小児科のいる医療機関と調整を行っているようですが、18歳未満の方については小児科となるようです。小児科のいる医療機関でワクチン接種ができれば保護者も安心ですし、ありがたいと思います。12歳から17

歳までの取組としてどこまで調整ができていますのかお聞かせください。

また、とりわけ重要なのは若い世代の接種率を向上させることです。今や新規感染者の約7割を30代以下が占めており、若者から同居家族への家庭内感染が増えていると指摘されています。若い世代を対象にした接種体制を検討している自治体もあります。若者の接種機会の拡大に知恵を絞ることは重要です。

一方、ワクチン接種を希望しない人の割合が若い世代ほど高いことにも目を向ける必要があります。独立行政法人経済産業研究所がワクチン未接種の1万1,637人を分析した調査では、接種をしないつもりと答えた割合が18歳から29歳では17.5%に上り、65歳以上の3倍を超えた。過去の予防接種でアレルギーが出たといった健康上の問題のほか、感染しても軽症で済む、副反応が怖いといった理由から接種を避けていると見られる。しかし、デルタ株の出現により、若者でも重症化することがあり、無症状でも身近な人を感染させてしまう場合がある。副反応についてはSNSなどに拡散するデマ情報を信じている場合もあるとの報告があります。

本町において正確な情報発信を一層強化し、若者の接種率向上につなげてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、新型コロナウイルスに感染すると、重症化や早期のリスクがある妊婦と、その配偶者やパートナーへの接種も重要です。見解を伺います。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

12歳から17歳までのワクチン接種については、本町が設立団体であり小児科医のいる東千葉メディカルセンターで、受験シーズンを考慮し、年内に2回の接種が完了するよう行うことで調整が終了いたしました。また、先に保護者の年齢が接種終了するよう計画しており、保護者が接種を経験することで、副反応を含め正確な情報を伝えることができるものと考えております。

また、児童・生徒に対しては、学校を通じてワクチン接種に対する正しい情報をお知らせすることとしております。

なお、ワクチン接種は小児科のいる東千葉メディカルセンターで接種していることから、接種後の副反応で発生するおそれのあるアナフィラキシーショックに対応していただき、接種以降に発生のおそれのある発熱、倦怠感等に対する対応については、町内医療機関に依頼済みでございます。リスクのある妊婦等への対応については、町が把握している妊娠届のあ

る方及びその同居の家族に改めて接種の案内を個別に行い、接種を希望する方については希望日を伺い優先接種を実施しております。

出産直後や授乳中など、現時点において接種が厳しい状況の方には、接種可能な時期に御案内できる体制を整えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） いろいろありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、職員、保育士、教員の接種について。町職員は集団接種会場に従事する職員を優先的に接種されているようですが、そのほかに希望してもなかなか受けられない職員も多くいると思います。もしキャンセルが出たら接種を受けられるような体制もお願いしたいと思います。

また、保育士、教員については、町独自の対応として夏休み期間中に完了したと答弁いただきました。9月2日付の千葉日報にも掲載され、うれしく思っております。ありがとうございます。

新聞紙上には、教職員9割が接種完了とありましたが、ときがね幼稚園、学童保育、こども園を含む学校施設等に従事する人が全て終わったのでしょうか、お答えください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） 教員9割完了とあるが、こども園を含む学校施設に従事する全ての人が終わったのかの御質問についてお答えさせていただきます。

健康福祉課では、町内にある全教育機関、2こども園、1私立幼稚園、3小学校、1中学校、1高等学校、学童保育の指導員に対し、2学期から安心して学校生活を送れるよう、夏休み期間中に接種を希望された152人を対象に接種を終了しております。ワクチン接種は任意接種であり、医学的な事由により接種を受けられない方もいることを念頭に置いて、ワクチン接種に対し強制ができないことから、希望者以外の接種しなかった方に対する情報は健康福祉課では把握しておりません。

以上です。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

学校施設に従事する方のワクチン接種につきましての質問ですが、全ての希望者へのワクチン接種につきましては、答弁にもありましたとおり全員完了しております。また、小・中

学校に従事する全ての方のワクチン接種状況でございますが、8月30日までに2回接種を完了している方の割合が93.9%となっており、9月末までには94.9%となる見込みでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。引き続き64歳以下の接種を着実に進め、希望する全ての対象者への接種をお願いいたします。また、文部省、厚労省から各都道府県教育委員会宛ての事務連絡にもあるとおり、抗原簡易キットが教職員や帰宅が困難な小学校4年生以上の児童・生徒も対象となっています。そういうことから、必要に応じて活用すべきと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、子宮頸がんワクチン接種の町の取り組みについて質問いたします。

対象者に通知が送られ、安堵しております。国が積極的勧奨を行わないと決め、町が個人通知を行わなければ、当然接種は激減します。このような対応を取っているのは日本だけで、世界的には多くの国で安全に接種が行われ、予防に成果を上げています。このままでは町民の間でも子宮頸がんの予防は進まず、せっかくの接種の機会を逃した女性たちに、近い将来子宮頸がんにかかる可能性が高まります。最近はやや世代の子宮頸がんが増加しています。子宮頸がんにならないためにも、子宮頸がん予防ワクチン接種が不可欠です。ワクチン接種は6か月で3回の接種になります。接種を希望する高校1年生が、時には3回目に自費になってしまうことがあります。ぜひ1回分の救済措置をお願いしたいと思いますが、当局の見解を伺います。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） お答えさせていただきます。

今、善塔議員がおっしゃられたとおり、接種の対象者は小学6年生から高校1年生までとなっております。一般的なスケジュールは6か月のうちに3回ということですが、3回目の接種が期間内に終わるよう御案内しておりますので、接種の希望者には期間内に完了するよう、特に中学3年生に再度お願い、周知してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） それでは、定期接種の位置づけについて、A類定期予防接種になっているにもかかわらず、先頃までは個別の通知もなかったと思います。定期接種であること

に変わりなく、接種するしないは自由です。無料でがんリスクを避けられるとすれば、その情報の周知は必要です。情報提供は欠かせません。

予防接種法第6条に、対象者への周知等を行うとともに、接種機会の確保を図るとあります。いすみ市では、定期接種の権利がなくなる高校1年生の女子に対して、費用助成期間終了の通知を発送しています。このようなことを含め、町のホームページ等でも分かりやすい情報提供や周知を検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） お答えさせていただきます。

平成25年6月に厚生労働省からの勧告を受け、子宮頸がんワクチン接種については町からの積極的な勧奨とならないよう留意してきたところでございます。情報提供につきましては、ほかの予防接種と併せて全世帯に配布しております定期予防接種の予定表及びホームページに掲載しておりますが、子宮頸がんの接種期間を考慮し、年度初めにホームページのメインビジュアルに掲載するなど、今後、創意工夫してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） いろいろと工夫していただきたいと思います。私もホームページ見ても子宮頸がんのことがちょっと分かりにくいので、町独自のきちんとしたものをやっていただきたいと思います。

昨年3月にWHOが、SDGsの目標、子宮頸がんの排除への戦略で、子宮頸がんの死亡率を2030年までに30%減らすことを目標に掲げ、HPVワクチン接種率を90%と目標に掲げています。ノーベル賞受賞の本庶佑氏は、世界で日本だけが若い女性の子宮頸がんが増えていく。国際的に見ても恥ずかしい状況とコメントしています。今後、町ホームページでの御案内を、また予防接種についての周知をよろしくお願いいたします。

次に、動物愛護の飼い主のいない犬猫の対策について。飼い主のいない犬は、先ほど町長答弁もありましたが、ほとんど問題になっていませんが、飼い主のいない猫の問題は多くの方が悩まれております。地域の方の御協力が不可欠であると考えます。地域の皆様と情報を共有し、問題解決の端緒にさせていただきたいと考えます。さらに、猫の正しい飼い方など、チラシを作成し、周知を図っていただきたいと思います。見解を伺います。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えします。

町といたしましては、今後、県作成のチラシを活用し、住民への回覧を行い、住民の飼養意識の向上を図りたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いします。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 取りあえず県作成のチラシを活用するということで、何もないよりはいいと思います。今後は町としても何か作っていかねばいけないんだと思いますので、よろしくお願いします。

千葉県では、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等推進事業があります。新規に市町村が実施する不妊・去勢手術等の取組に関わる経費の一部を助成する事業となります。昨年12月時点で県内7自治体が申請しております。飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の2分の1以内を助成する事業でありますので、本町としても新規事業として行うことが飼い主のいない猫に関する問題を解決するために有効であると考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） それでは、お答えさせていただきます。

県での不妊・去勢手術に対しての助成につきましては、議員おっしゃるとおり千葉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等推進事業があり、県内では東葛地域の自治体をはじめ7市町がこの事業を実施しておるところでございます。

しかしながら、この事業を行うためには、地域住民の認知と合意が得られる住民主体のボランティア団体の組織形成が不可欠とされております。なお、市町村独自での助成事業の実施自治体は、同じく東葛地域を中心とした9市町が行っておりますが、団体等の組織の形成が必要とされております。

本町では、現在こうした団体、組織がないこと、また財源負担の関係も含め、助成事業の実施は難しいものと考えております。町といたしましては、引き続き保健所との連携を図りながら、動物の飼養に関する苦情の削減に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） せっかく県の不妊・去勢手術等推進事業があるのに活用しないのは残念です。確かに本町では地域猫活動ができていない、ボランティア団体ができていないので仕方ないと思います。これは個人ではできないということです。ただ、財源負担を考

え助成が難しいというのはちょっとどうなのかなと思いますので、そこをもう一度考えていただければと思っております。

地域猫活動は全国的にも注目されており、人と飼い主のいない猫が共生していくための有効な方法ではありますが、地域の御理解と御協力が不可欠であります。今後も飼い主のいない猫の対策をよろしくお願いいたします。

次に、防災対策のペット同行避難について。大網白里市では、避難時にペットを同行できる避難場所について、市のホームページに明記されています。また、プールの更衣室をペット避難スペースとして活用する自治体もあります。

本町は現在、ペットの避難スペースを明確にされていませんが、今後、専用スペースの設置をきちんと明記すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

町長答弁でもお答えさせていただきましたが、避難所では様々な人が共同生活を送ることから、人の居住スペースとは別の場所で使用できるスペースが必要であります。議員おっしゃるとおり、避難スペースを指定することにより同行避難者への対応もスムーズに行うことが可能となるため、現在行っている地域防災計画の見直しの中で改正を図るとともに、避難所におけるペット対応マニュアルも併せて作成し、今後対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 今、課長から答弁があったように、ペット対応マニュアルを作成していただけることですので、これはもう前から、東日本大震災のときからペットの避難ということも言われていますので、なるべく早くマニュアルを作っていただきたいと思います。

それでは次に、防災ガイドブックですが、現在の防災ガイドブックは5年以上たっているもので内容や表示が変更になっています。本年5月20日に台風、豪雨時の避難情報等の変更があり、避難勧告を廃止し、避難指示に一本化となりました。先ほど定期的に更新するとともに、誰もが確認しやすいガイドブックの作成に心がけてまいりますと答弁がありました。

そこで、このような新たな避難情報を明記した、誰もが確認しやすいガイドブックを早急に作成すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それではお答えさせていただきます。

防災ガイドブックでございますが、作成から6年が経過しているものと思われます。その間、施設の名称や警戒レベルが変更されていることから、早い時期での更新が必要であると思います。

しかしながら、千葉県が近年実施した津波浸水区域調査の結果と現行の浸水区域に相違が生じていることから、県が実施している津波対策工事の完了見通しが立った後に町独自でシミュレーションを行い、新たなマップを作成し、見やすく誰もが確認しやすいものに作れるよう心がけてまいります。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

今年全戸配布された洪水ハザードマップに載せてある平時でも常に確認できる避難行動の事前確認や水害に備えた平時の心構えがハザードマップについていました。そういったのもガイドブックに載せていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、避難所になる小・中学校の体育館、エアコン、網戸についてですが、避難所指定を受けている体育館へのエアコン設置については、国の緊急防災・減災事業債の活用は見込まれると教育長のほうから答弁いただきました。けれども、本町の体育館は構造上、断熱性能の確保ができないとのことですが、それでは緊急防災・減災事業債を活用し、現状の体育館にエアコンの設置など夏の対策ができる方法を考えていただきたいと思います。関係各課の見解をお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 私からは、緊急防災・減災事業債、いわゆる財源についてお答えをさせていただきたいと思います。

学校施設でございます体育館を住民向けの避難所として、空調機の設置など防災機能の強化を図る場合、これは先ほど教育長答弁にあったとおり緊急防災・減災事業債の対象となることについては既に実績としてございます。

ただし、空調機以外の附帯工事につきましては、そもそもの目的が児童・生徒のための学校施設ということでございますので、適債性が認められない可能性がございます。仮に適債性が認められない場合につきましては、これは一般単独事業債といったもので財源を確保するということになりますが、この場合、事業費に対する充当率が75%、交付税措置はございません。したがって、これは全体の事業費にもよりませんが、一般財源のみで賄われる地

方債の活用となりますと、財源的にも非常に厳しいものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、私のほうからは、避難所として指定した際の体育館のエアコンの設置というところでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、体育館全体を冷却するには、移動可能なエアコンを使用すると相当の台数が必要となり、災害時にその台数を借り入れることは非常に困難でございます。また、避難所を開設している場合はそれなりの災害規模になっていることが想定され、ライフラインについても切断されていることが予想され、エアコンを設置した場合でも稼働できないということが考えられております。

仮にエアコンが稼働できる状態であれば、体調不良や熱中症の症状がある方、及び避難生活が長期化となった場合には、エアコンが設置してある普通教室棟の利用について教育委員会事務局、学校と協議をしながら、可能であれば利用していきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 緊急防災・減災事業債は、令和7年度まで延長となりましたよね。ですので、これ本当によく協議していただきたいと思います。今見込まれるエアコン設置はこれを使えるということもありますけれども、空調機器以外の附帯工事はちょっと使えない。だから、網戸とかそういうのはできないということなのかな。まあいいや、ついてはそもそも目的が学校教育……、そっちのほうですね、分かりました。ごめんなさい。

ですので、7年まで延長になっていますので、協議をしていただきたいと思います。総務課長からもお話がありましたけれども、想定される問題に対して全てクリアすることはできませんが、ライフラインの障害が発生した場合を想定した準備をしていくことが、いざというときの対策に結びついていくと考えます。できないことを考えるのではなく、実現するためにはどうしたらいいかとの観点で取り組んでいただきたいと思います。

最後に、危機管理体制についてですが、これは組織変更を今検討していると町長から答弁をいただきましたので、再質問はいたしません。危機管理体制、よろしく願いいたします。

9月は例年、台風や秋雨前線による大雨が降りやすい時期です。近年の降雨は激甚化も見られ、河川の氾濫などにも注意が必要となります。災害情報を共有し、安全・安心な対応を

お願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩いたします。

再開は2時5分です。

（午後 1時51分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時02分）

---

○議長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、1番、西村みほ君。

（1番 西村みほ君 登壇）

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

本定例会において登壇の機会を与えていただき、心から感謝申し上げます。

長期化するコロナ禍により人々の生活様式が変化してまいりました。町内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数も徐々に増えておりますが、町内の皆様や町内事業者の方が健康面でも経済面でも安心した生活を一日でも早く送れますようお願い申し上げます。

それでは、議長より御承認をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

大項目1のまちづくりの目標である活力ある産業振興と賑わいのあるまちづくりの施策について質問させていただきます。

令和3年度から令和5年度を実施計画期間とする九十九里町実施計画書の第1章に、活力ある産業振興と賑わいのあるまちづくりという項目がございます。この中の政策の一つとして、将来性のある農漁業の振興と書かれておりますが、私からは農業分野について質問させていただきます。

この実施計画書にある将来性のある農漁業の振興の具体的な事業名を見ますと、新規就農者支援事業という項目がございます。取組として、農業次世代人材投資事業の制度を町ホームページや広報紙、県主催の就農フェア等において就農希望者へ広く情報を提供するとありますが、具体的にどのように計画を遂行し、新規就農者を増やしていく施策を行っていくの

か教えていただきたいと思います。

なぜこの時期にこの質問をするのかというと、長期化する新型コロナウイルスの感染症の拡大によって、地方移住に注目が集まっていることは言うまでもなく、今、地方の自治体は移住・定住対策に必死に取り組んでおります。いすみ市においては、移住し新規就農を希望する人をターゲットとする専用ホームページもあり、移住後に就農した場合のサポート情報が事細かに書かれております。町内の住民の方はもちろんですが、移住・定住先として、緑豊かな農村地域でもある九十九里町を選択し、さらに新規就農を希望する方を一人でも増やすための施策をどのようにお考えか教えてください。

続きまして、大項目1の②国が進める有機農業の推進計画について質問させていただきます。国連が提唱する持続可能な開発目標SDGsの実現に向け、脱炭素への取組が世界的に加速する中、2021年5月に農林水産省は化学肥料や農薬を使用しない有機農業を2050年までに国内の農地の25%まで増やすことを盛り込んだ新たな戦略を取りまとめたと発表しました。また、農林水産省は有機農業の転換を促すため、担い手に補助金を出す新たな制度を次年度以降設けると発表しております。

有機農業に関する身近な話題ですと、2017年、いすみ市は市内の小・中学校の給食で使用する御飯について、全量を地元農家さんが作る無農薬無化学肥料の有機米に改め、環境保全型農業を推進しております。農業従事者の高齢化が進む中、観光農業から有機農業に転換していくのは並大抵ではないと理解しておりますが、せめて新規就農者や若手農家の方が有機農業にまず興味を持っていただけるよう、自治体からの情報発信や支援は必須だと考えます。

千葉県内では、平成31年の時点で有機農業の農地割合は0.6%となっており、これを2050年までに25%に増やすには、今から具体的な推進計画を立てていかなければならないと考えますが、町当局は現在どのような計画をお考えか教えてください。

続いて、大項目2の防災計画について質問させていただきます。

①自主防災組織の結成数の少なさについて、町は今後どのような推進計画を立てているのかという質問ですが、まず初めに町内の自主防災組織の結成数は現時点で6団体かと思われます。千葉県内の防災関連の研修に参加した際、千葉県内の自治体別自主防災組織の結成数という指標のほかに、自主防災組織の組織活動カバー率という指標がございました。このカバー率というのは、自治体の全世帯に対して自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数の割合をどのくらいカバーしているのかという指標を表すものが組織活動カバー率になります。このカバー率が県内の自治体別で発表された際、九十九里町については県内でワース

ト3位に入るカバー率の低さでした。10年前に東日本大震災で本町は津波を経験し、昨今では気候変動による集中豪雨で自主避難所を開設するなど、記憶に新しいところではありますが、コロナ禍でも災害は起こる可能性は十分にございます。首都直下型地震がいつ起きてもおかしくないと考えて備える必要があると考えますが、住民全体に自主防災組織を結成することの必要性を理解していただくために町はどのようにお考えか、また推進していくのか、計画を教えてください。

大項目3の子育て支援について質問させていただきます。

こちらは、令和3年第1回定例会にて子育て支援アプリの導入を要望させていただきましたが、その現状について質問させていただきます。

○議長（古川 徹君） 西村議員、②を抜かしていますがいいですか。町内小学校の……

○1番（西村みほ君） 失礼しました。

②の町内小学校の災害発生時の避難計画の周知徹底について質問させていただきます。

防災の日をきっかけに家族で災害時の行動について話し合いを行いました。災害発生時、子供たちはどのように避難をするのか確認を行うため、小学校から6月に配布される「緊急時の引渡しについて」という資料を閲覧しながら家族で話し合いを行いました。1学期最終日には児童引渡し訓練も行っておりますので、緊急時の引渡しの手順等については問題なく理解しましたが、町教育委員会や各小学校にて計画されている避難所や避難方法等については、そちらの書面には記載されておられません。毎年避難訓練が行われておりますので、避難場所については児童も保護者もある程度把握していると思います。しかし、災害時に保護者が帰宅困難な場合や通信障害で連絡でつながらなかった場合、想定する避難場所を教えてください。ただだけでも保護者にとっては安心材料となります。避難計画の提示や想定される避難場所の周知を行っていただきたいと考えますが、当局のお考えを教えてください。

続きまして、大項目3の子育て支援について質問させていただきます。

こちらは令和3年第1回定例会にて子育て支援アプリの導入を要望させていただきましたが、その現状について質問させていただきます。

前回の町長の御答弁では、令和3年度から子育てアプリの導入を計画していると御回答がございました。現在、健康福祉課の御担当者の方は、ワクチン接種等で御多忙と理解しております。しかし既にこのアプリを導入されている近隣のアプリを試しにダウンロードして閲覧しますと、妊婦の新型コロナウイルスワクチンの接種についての案内や緊急事態宣言の発令による子育て関連施設の利用内容の変更など、タイムリーな情報が子育てアプリのトップ

ページに記載されております。日々情報が変化するコロナ禍において、子育てに関する情報発信に特化したアプリを迅速に導入していただきたいと考えておりますが、現在の状況を教えてください。

大項目4番目のごみの出し方の周知について質問させていただきます。

こちらの項目も令和3年第1回定例会の際、質問させていただいたものですが、進捗確認をさせていただきます。前回の御答弁で、外国人の方がごみの分別が理解できずに困っているので対策はという質問に対し町長から、英語版の家庭ごみ収集カレンダーや家庭ごみの出し方の作成をしているという御回答がございました。在留資格を持った外国人向けのごみ出しカレンダーの現在の作成状況をお聞かせください。

大項目5番目のGIGAスクールについての質問をさせていただきます。

令和2年度、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、本町もこの交付金を活用し、予定よりも前倒ししてGIGAスクール構想の実現のために環境整備を行われたかと思えます。現在の町内小・中学校の環境整備の状況を教えてください。

以上、私からの一般質問となります。なお、再質問については自席にて1問ずつさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 西村みほ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 西村みほ議員の御質問にお答えいたします。

なお、防災計画についての2点目、町内小学校の災害発生時の避難計画の周知徹底についてとGIGAスクールについての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、まちづくりの目標である活力ある産業振興と賑わいのあるまちづくりの施策についての御質問にお答えいたします。

1点目の新規就農者を増やすための具体的な施策についての御質問ですが、町では次世代を担う農業者となることを目指す新規就農者に対し、農業次世代人材投資事業を活用し、経営が不安定となる就農直後5年間の資金を交付することで、早期の経営確立を支援しております。農業従事者の高齢化や農家数の減少が進む中、持続可能な力強い農業の実現には、次世代を担う農業者の育成、確保に向けた取組を講じていく必要があるため、今後も本事業を活用し、新規就農者の確保に努めてまいります。

2点目の国が進める有機農業の推進計画についての御質問ですが、千葉県では国の有機農業の推進に関する基本的な方針を踏まえ、令和3年1月に第3次千葉県有機農業推進計画を策定し、有機農業の推進を図っております。有機農業は、化学肥料や化学合成農薬を使用せず、農業生産に由来する環境への負荷を低減するほか、食や健康に対する消費者ニーズに応える一方、希望価格での販売やコストの大幅な増加、雑草や病虫害防除対策に係る労働力の確保など、安定した農業経営に対する課題も抱えております。町では、今後も関係機関と連携を図り、農業を将来にわたり持続的に発展させていくための方策として有機農業の有効性について調査研究を行ってまいります。

次に、防災計画についての御質問にお答えいたします。

1点目の自主防災組織の結成数の少なさについて、町は今後どのような推進計画を立てているのかとの御質問ですが、自主防災組織は平成28年度より毎年5つの組織の結成を目標として取り組んでおりますが、計画どおり進んでいないのが現状であり、それには大変苦慮しているところでございます。災害発生直後の被害を最小限に抑えるためには、自分たちの命は自分たちで守るという共助の取組が大変重要であることから、自主防災活動に関する普及啓発事業により住民全体の意識の向上を図り、一つでも多くの自主防災組織が結成できるよう努力してまいります。

次に、子育て支援についての御質問にお答えいたします。

子育て支援アプリの導入に向けて現在の進捗状況はとの御質問ですが、妊娠期から子育て期のお子さんを持つ世帯の情報収集手段はスマートフォンが主流となっており、必要な情報を効率的かつ効果的に受け取ることができるプッシュ型の情報配信へのニーズが高まっております。町では、子育て世帯に対し切れ目のない支援を図るため、乳幼児健診等の子供の成長記録や予防接種のスケジュール管理などが容易にでき、町からの一元的な情報発信が可能となるスマートフォン向けアプリケーションを今年10月から導入する予定で準備を進めております。

なお、子育て支援アプリの利用方法については、広報誌や町ホームページで事前に周知してまいります。

次に、ごみの出し方の周知についての御質問にお答えいたします。

外国人向けのごみ出しカレンダーの作成状況はとの御質問ですが、外国人住民の方へのごみの分別や搬出などの理解を促進するため、外国人向けに翻訳した家庭ごみ収集カレンダーや家庭ごみの出し方については、現在作成しており、今月中に町のホームページに掲載でき

るよう準備を進めているところでございます。また、役場やつくも学遊館等へ備え置くとともに、外国人研修生などの受入れ機関への配布も予定しておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で西村みほ議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 西村みほ議員からの御質問のうち、私からは防災計画についてとGIGAスクールについての御質問にお答えいたします。

初めに、防災計画についての御質問にお答えいたします。

2点目の町内小学校の災害発生時の避難計画の周知徹底についての御質問ですが、各小学校では学校安全全体計画を作成しております。その中に災害発生時の避難計画もそれぞれの実態に応じて計画されております。その計画に基づいた避難訓練を実施することで、学校での災害時における具体的な避難行動について理解し実践する中で見直しを図っております。

また、児童と教職員だけでなく、避難訓練の様子を学校だより等でお知らせしたり、引渡し訓練を実施したりすることで保護者にも周知を図っているところです。併せて、登下校時における緊急時の対応についても日頃から家庭内で話し合っておくよう呼びかけていますが、今後もより安全な引渡しに向けて様々な機会に保護者と情報共有を図ってまいります。

次に、GIGAスクールについての御質問にお答えいたします。

町内小・中学校の環境整備状況はとの御質問ですが、校内LAN環境整備及びタブレット等の導入につきましては計画どおり12月に終了しております。

なお、町としましてはGIGAスクール実行委員会等を組織し、効果的な活用について各種連携した環境の中で取り組んでおります。

以上で、西村みほ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

私からは3点再質問がございます。

その前に、大項目1の②と大項目2の②と、大項目3、4については明快な御答弁、誠にありがとうございました。

大項目1の②の有機農業については、関係機関と連携を取り調査研究してくださるということですので再質問はございませんが、健康志向の高まりによって有機野菜、いわゆるオー

ガニック食品の市場規模は年々増加しております。千葉県内においても行政主導で有機農業を推進している自治体がございますので、引き続き調査をお願いいたします。

大項目2の②避難計画の徹底周知については承知いたしました。保護者に周知する際、想定される避難場所の記載等をできる限り詳しく書いていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

大項目3と4については、速やかに導入及び御周知いただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、再質問に入ります。

大項目1の①新規就農者を増やすための施策ですが、町長の御答弁では、新規就農者の確保に努めていかれるとございましたが、これまでと同じような取組では計画どおりに進むことは難しいのではないのでしょうか。

農林水産省は、農業とほかの仕事を組み合わせた働きかたである半農半Xを推奨するための方策を示しております。私自身は農家の生まれでもないために、新たに就農するためにどのような条件をクリアしなければならないか調べてみましたが、九十九里町の基準については農地法に基づいており、特にハードルが高いと感じた条件として、農地法第3条の規定にある農地の権利取得がございます。この農地取得の下限面積は、九十九里町の場合は50a、つまり5,000㎡ですが、近隣の東金市では令和3年3月にこの下限面積を3,000㎡に引き下げ、条件を緩和しております。町内で新規就農者を一人でも増やすためにも、農業委員会が設定することができる農地取得の下限面積の緩和など御検討ではないのか非農業者の視点から再質問させていただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 農業委員会事務局長、小森克彦君。

○農業委員会事務局長（小森克彦君） お答えさせていただきます。

耕作を目的として農地の権利を取得する場合には、農地法第3条に基づく許可が必要であり、この許可の要件の一つとして下限面積要件がございます。農地の取得後の経営面積が原則として都府県の場合は50a以上必要となっております。下限面積の基準につきましては、平成21年の農地法改正により地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能となっております。

地域の実情に応じてとは、農地法施行規則第17条で特例として、担い手が不足している地域において新規就農者の受入れの促進により、農地の有効利用等を図る観点から遊休農地等が相当程度存在する区域について、当該区域内の位置及び規模から見て、小規模農家の増加

により区域内及び周辺農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれのない場合に、任意の面積で設定が可能となっております。今後、近隣市町村の状況も踏まえながら、下限面積の設定について調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 1 番、西村みほ君。

○1 番（西村みほ君） 御答弁ありがとうございました。

農家の方の意見では、下限面積を緩和してしまうと農家経営が効率的に継続できないという御意見もありますが、露地栽培でも I C T を利用したスマート農業の普及や半農半 X の新しい農業スタイルを考慮し、本町でも近隣の市町村の動向を見ながら下限面積の緩和の御検討を行っていただきたいと思います。

続きまして、大項目 2 の①について再質問させていただきます。

町長から、自主防災組織の結成数の増加には大変苦慮していらっしゃると思いますが、普及活動のやり方を工夫しなければ今までどおりと変わらず目標値に達成することは難しいと思われます。

まず住民の方に防災に関する知識を理解していただくために、私からは防災士資格取得の推進を提案させてください。この防災士とは民間資格ではございますが、減災と防災力向上のために活動されており、そのために必要な知識や技能を有しております。自主防災組織の中では防災士はリーダーとなり、災害時には公的支援が到着するまで避難所での救護支援や誘導、避難所運営時の支援活動を行うことができますが、この防災士資格取得の費用を一部または全部助成している自治体が千葉県内にはございます。近隣ですと山武市です。自主防災組織の結成数を上げることも目的ですが、防災に関して知識を有する防災士の資格取得時の費用の助成の検討をお考えではないのでしょうか。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、防災士とは社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災機構が認証した方で、民間資格となります。千葉県内では本年 8 月末現在 6,365 人が取得しており、本町でも 11 名の方が取得をしております。この資格取得により特定の権利が与えられたり、行動が義務づけられることはありませんけれども、近年の災害では防災士による避難や復旧復興に関わるボランティア活動など、被災地支援活動が積極的に行われております。また、防災士を養成し、

自主防災組織や学校、職場に配置するといった事例が各地で広がっており、防災士の社会的評価と期待が急速に高まっているのが現状でございます。

こういったことから、本町でも防災講演や自主防災組織の活動に積極的に参加していただくためにも、防災士資格取得助成金制度の導入を検討してまいります。

以上です。

○議長（古川 徹君） 1 番、西村みほ君。

○1 番（西村みほ君） 1 番、西村です。

御答弁ありがとうございました。導入を御検討されるということで再質問はございませんが、県内でも10以上の自治体が防災士資格取得の費用助成を行っておりますので、防災・減災対策、そして国土強靱化の充実強化を図るため、ハード面、ソフト面が一体となった対策を講じることが自治体に求められております。町内の学校の避難計画もそうですが、引き続き防災・減災対策を万全に行っていただきたいと思います。

続きまして、大項目5のGIGAスクールにつきましては、12月時点で端末の導入や校内LAN環境の整備が整っているということで承知いたしました。

再質問させていただきます。今後、新型コロナウイルスの感染者数の増加によっては、どの地域でも散発的な休業措置は十分に想定され、オンライン授業の可能性も否定できない場合もございますが、町教育委員会ではどのようにお考えか教えてください。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

西村議員のおっしゃるとおり、今後、臨時休業となることは十分に考えられます。このことから、9月3日金曜日に中学校では全校生徒を対象にタブレット端末を持ち帰り、土日に家庭でのネットワークの接続確認や学習支援ソフトの利用などを試験的に実施したところでございます。また、各小学校につきましても9月10日金曜日に、まずは5年生と6年生を対象にタブレット端末の持ち帰りを行い、中学校と同様の確認を、土日を利用し実施する予定となっております。

今後、児童・生徒にアンケートを実施し、問題点等の洗い出しを行いながらオンライン授業の準備を進めてまいりたいと考えております。御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） 1 番、西村みほ君。

○1 番（西村みほ君） 1 番、西村です。

御答弁ありがとうございました。中学校の生徒と小学校5、6年生の児童に試験的に御家庭で接続確認をされているということで安心いたしました。引き続きアンケート調査や御準備のほどよろしく願いいたします。

冒頭でも申し上げましたが、長期化するコロナ禍によって生活様式が変化し、新様式に対応する対策を練っていかなければなりません。住民の皆様が安心して暮らせる地域づくりのために引き続き御尽力いただくことをお願いいたしまして、私からの一般質問は終わります。御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩いたします。

再開は2時55分です。

（午後 2時38分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時52分）

---

○議長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、4番、鑓田貴俊君。

（4番 鑓田貴俊君 登壇）

○4番（鑓田貴俊君） 4番、鑓田です。

議長の承認をいただきましたので、令和3年第3回定例会の一般質問を行います。

最後の質問になりますので、もう少しお付き合いください。

質問に入る前に、本日これまでの議論にもありましたが、新型コロナウイルス感染が町内においても急拡大する中、大矢町長をはじめ執行部職員の方々には感染拡大防止に向けての御努力に対しまして深く感謝の念を申し上げるとともに、今後も早期の収束に向け引き続き御尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは質問に入ります。

天災は忘れた頃にやってくるとは、災害に対する気の緩みを戒める言葉としてどなたも御存じですが、それは見方を変えれば、人は忘れることがあったとしても地球規模の大きな自然災害は、長い時間をかけながらも一定の周期により繰り返しやってくるということであり

先週末の新聞にちょっとショッキングな記事が載りました。それは、国の研究チームが発表したもので、約1,000年ほど昔の平安時代から鎌倉時代にかけて、房総半島沖でマグニチュード8.5程度と見られる巨大地震が起きて、この九十九里浜地域が大津波に襲われた可能性があることが初めて分かったという内容です。地震発生の詳しいメカニズムは分かりませんが、房総半島沖には太平洋プレートとフィリピンプレートの境界があり、それらのせめぎ合いによって巨大地震が繰り返されていることは間違いないようです。

関東大震災は100年近く前になりますが、10年前に起きた東日本大震災はまだ記憶に新しいところです。そしてそれらはいずれも、これら海底にある岩盤のずれによる影響を受けてのものと言われております。

また、政府の地震調査委員会というところが作成した2020年版全国地震動予測では、30年以内に震度6弱以上の地震発生の確率として、千葉は62%ですが、一説には80%以上という見方もあるようです。

前置きが長くなりましたが、とにかく地震、津波はこれからも必ず来るということを私たちは頭の隅から離していけないという思いがあり、今回質問項目の最初に入れさせていただいたところであります。

質問項目は、大きく2つの項目についてお伺いします。

まず最初の質問項目は、津波避難訓練の実施と住民の防災意識の向上についてであります。

関東大震災の発生した日は9月1日ということで、9月はいやが応でも防災意識の高まる月です。広報9月号においても災害発生時の心得など役立つ情報を特集として掲載してありました。

ところで、そこにも書いてありましたけれども、災害と一口に言っても、地震、津波、台風、大雨とさまざまな場面が想定されます。それでは、なぜ今回、津波避難に関して質問を絞ったのか。それは、津波が短時間かつ一瞬のうちに命を奪ってしまうおそれがあるからです。その発想は、7月に熱海で起きた土石流の災害から来ています。ごおっという音と同時に一瞬のうちに裏山からの土砂に埋もれてしまう恐ろしさ。幸いにも本町ではそのような環境は見当たりませんが、それ以上に恐ろしく広範囲に大勢の住民を巻き込んでしまうのが津波ではないでしょうか。そしてこのことから、命に関わる災害時の備えとして最も大きく重要な対策が津波避難訓練ではないかと思えます。

そこでお伺いします。津波避難訓練実施に関する町の方針についてお聞かせください。

先ほどの話題にも出ました関東大震災では、房総半島での津波は9mの高さまで達したと

ということです。一方、本町の津波避難マップによれば、高さ3mまでは津波警報、3mから10m以上の場合は大津波警報が発令されるとなっております。しかし、いざ津波が来るといときに、果たして何mの津波が来るか見極めることは現実的ではないように思います。そこで、次に、仮に訓練を実施するとして、何か具体的なシミュレーションを考えておられるのかお聞かせください。

そして次に、津波避難警報が発令される際に、避難行動の留意点についてお聞きします。なお、このことについては、広報9月号において、津波避難の心得として掲載されたところではありますが、改めて御説明ください。

次の4点目は、自主防災組織に関連してですが、このことは先ほども他の議員と議論がありました。避難訓練には自治区の協力が欠かせませんが、組織結成がなかなか進まない避難訓練の実施も難しいのではないかと、ジレンマに陥ってしまいます。そこで、沿岸地区や河川近くなどの地区に対しては、自主防災組織の立ち上げを優先して強力に推し進める必要があるのではないかと考えます。

そこで伺います。避難訓練の実施と自主防災組織結成の双方をリンクさせ進めるお考えがあるかどうかお聞かせください。

今年3月に山武市において、300人が一度に避難可能な築山が完成したと報道されました。詳細な内訳は分かりませんが、総事業費4億7,000万円、広さは農地約9,000㎡、反に直しますと約9反歩とのことでした。築山に関しましては、この九十九里沿岸の自治体では、私の知る限り北は旭市、山武市、南は白子町、長生村などが既に設置しております。

そこで、町内に築山を設置する必要性について、町はどのように考えておられるのかお聞かせください。

次に、大きな項目の2つ目、農地の集積推進についてお聞きします。

具体的なイメージを共有するため、千葉県から発表されたある資料がありますので紹介します。それは、令和2年度担い手への農地の集積面積の状況というものです。それによると、令和3年3月末時点において九十九里町では対象となる耕地面積899haに対し、担い手集積された面積は199haで、集積率としては22.1%であったとしています。そして、本町のその22.1%が他の自治体と比べてどうかというと、県下54市町村の平均は26.9%となっております。とはいいいましても、市町村により周辺の環境も違いますので一概に比較はできませんが、まだ他の自治体に比べてみても集積を進める余地は大きいということは間違いないのではないかと思います。

そこでまず、農地集積の取組に関する町の現状認識についてお伺いします。

農地を通常貸借する場合は、耕作する権利、つまり農地の利用権を農業委員会などを通じて設定することが一般的だと思います。また、利用権は貸手と借手が双方で決めて、期間が到来すると貸借関係は終了し、必ず返してもらえるとともに、また、期間をさらに更新することもできる制度です。したがって、農地の集積を進める上で利用権の設定は欠かせないものと言えるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。本町における利用権の設定状況と今後の課題についてお聞かせください。農地の集積に関しては、人・農地プランについてなど、以前にも質問したことがありますが、いずれにしても農業の問題は、将来の方向性が見えても現実問題として課題も多く、一朝一夕にはいかないことも分かります。そこで、地道に一つ一つ課題を克服していくことが必要であると思いますが、農地集積に関する最後の質問としてお聞きします。今後、町として取り組む具体的な施策はどのようなものがあるか御意見をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。なお、再質問は自席にて行ます。

○議 長（古川 徹君） 鎗田貴俊議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 鎗田貴俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、津波避難訓練の実施と住民の防災意識の向上についての御質問にお答えいたします。

1 点目の津波避難訓練実施に対する町の方針はとの御質問ですが、津波による被害は広範囲にわたることから、避難訓練は複数の自治区や消防団、関係機関などが合同で実施することにより実践的な訓練になると考えており、訓練の実施は必要だと思っております。

しかしながら、現在のコロナ禍において不特定多数の住民を対象とした避難訓練を実施することは、感染拡大防止の観点からも困難であると考えておりますので、新型コロナウイルス感染症の収束後に計画してまいります。なお、本年度は初動体制の確認も含め、職員による非常時参集訓練を計画しております。

2 点目の実施する場合の具体的なシミュレーションはあるかとの御質問ですが、過去にあった災害を踏まえた内容で計画しております。想定としましては、房総沖を震源とする最大震度6強の地震により大津波警報が発表され、5 mの津波が襲来することとしております。

3 点目の津波避難警報が発令される際における避難行動の留意点はとの御質問ですが、津

波警報などが発表された場合や強い揺れを感じた場合には、津波の来襲を想定し、海岸や河川から遠く離れた内陸まで迅速に避難することを避難行動の原則としているところでございます。海岸に面し、高い建物の少ない本町において最も有効な避難行動であるため、町ホームページや広報誌などで住民へ周知しているところでございます。

4点目の避難訓練の実施と自主防災組織結成の双方をリンクさせ進める考えはあるかとの御質問ですが、災害発生直後の避難支援は住民に最も身近な自主防災組織の協力が必要不可欠でございます。このことから、西村議員の御質問でもお答えさせていただきましたが、自分たちの命は自分たちで守ることができるよう、自主防災活動に関する普及啓発事業や住民全体に認知していただくための自主防災に対する意識の向上を図り、一つでも多く自主防災組織が結成できるよう努力するとともに、組織単位での訓練や町総合防災訓練への参加を計画してまいります。

5点目の町内に築山を設置する必要性について町の考え方はとの御質問ですが、高い建物などが比較的少ない本町において、津波発生時に町民や来遊客の避難が遅れた場合の一時避難施設となる築山は重要であると認識しております。しかしながら、築山を設置する場所によっては、高さを確保するために広大な土地が必要となる場合もあることや、設置後の維持管理にも課題が生じてまいります。このことから、町といたしましては、小さなスペースでも設置することが可能な津波避難タワーの設置について検討しているところでございます。

次に、農地の集積推進についての御質問にお答えいたします。

1点目の農地集積の取り組みに関する町の現状認識はとの御質問ですが、耕作放棄地の発生防止や解消、耕作地の団地化を図るためには、千葉県農地中間管理機構及び町農業委員会と連携を図り、農地集積を進めていく必要があると認識しております。

2点目の本町における利用権の設定状況と今後の課題はとの御質問ですが、令和2年度において利用権が設定された農地は27.6haであり、そのうち新規の設定は15.5haとなっております。今後の課題につきましては、集積を進めていく上で担い手が不足していることや、借手の条件に合った農地が少ないことなどが課題となっております。

3点目の、今後町として取り組む具体的な施策はあるかとの御質問ですが、町では、地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望などを計画化した人・農地プランを本年3月に作成し公表しております。今後は、この計画に基づき、地域の中心経営体である認定農業者等への農地集積を推進してまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上で鍮田貴俊議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（古川 徹君） 4 番、鑓田貴俊君。

○4 番（鑓田貴俊君） 4 番、鑓田です。

それでは、ただいまいただいた答弁に関連して再質問します。

それではまず、津波避難訓練実施に関する町の方針に関する答弁について再質問します。

避難訓練は新型コロナウイルスが収束してから計画するという御答弁でした。それは、コロナ禍においては多数の人数が集まるリスクを避けたいという趣旨と思われます。確かに、コロナ禍における訓練は当然避けるべきだと思います。ただし、コロナが収束してから計画したのでは、一方でそこからさらに相当の期間を要することにならないでしょうか。そこで、議論は少しでも早くとの思いから、あえて今回質問項目に入れたところであります。

そして、町長は答弁の中で、避難訓練は複数の自治区や消防団、関係機関などが合同で実施することが実践的な訓練になると述べられましたが、それは総合防災訓練の考え方ではないでしょうか。しかし、津波避難訓練は、沿岸地区または河川近くに居住する住民とその他の地区の住民とでは置かれた環境が異なるため、訓練の方法もおのずと異なってくると思います。

そこで、津波避難訓練の対象地区に関してお聞きします。津波避難訓練としては、町内全域を対象にするのではなく、まず沿岸地区、河川地区の自治区を優先として地区別の避難訓練を計画すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議 長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず津波避難訓練ですが、沿岸地区を対象といたしました津波避難訓練、これは沿岸地域の自治区別の訓練として昭和53年度から平成7年度までに全地区の津波避難訓練を実施した経緯があります。そのときは津波想定高も高くなく、各自治区の公民館や神社に避難させたということを記憶しております。その後は、平成25年に津波ハザードマップを作成したことにより、津波による浸水区域が想定できるようになったことから、訓練参加地域を拡大させ、浸水区域外への避難を実施しております。平成26年度には沿岸の全地区、平成27年度からは小学校区単位、これは丘地区も含めた自治区を対象に町外への避難訓練を実施したところであります。

今後も関係機関の協力を得ながら、様々な災害を想定した訓練を計画し、現実味のある訓練を繰り返し実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 4 番、鑓田貴俊君。

○4 番（鑓田貴俊君） 4 番、鑓田です。

過去に沿岸の全地区、小学校区を対象に訓練されたと。それに準じてこれからも検討するということだと思うんですが、ちょっと余談になりますが、私が申し上げたときには沿岸地区と河川近くの自治区をお話ししたんですが、先日、真亀川の橋の上から水を見ていたんですね。通常は上流から静かに水が流れていくんですが、その時間帯は下から上にうわっと水が遡っていった。多分満潮だと思うんですが、このときに津波が来たらどうなるのかなと、一瞬背筋が冷たくなったのを覚えていますけれども、沿岸と河川近くもぜひ頭に入れていただきたいと思います。

次に、実施する場合の具体的なシミュレーションに関して再質問させていただきます。

訓練の実施に当たっては、過去にあった災害事例から、房総沖を震源とする最大震度 6 強、高さ 5 m の大津波警報を想定しているとありました。5 m 前後の津波というと、つまり一般的な住居の 2 階部分相当まで波が来ると想定した訓練となります。そして、津波は 10 年前に発生した 3.11 東日本大震災を例に取っても、地震発生から僅か数分、遅くとも 30 分程度のうちに押し寄せてくるということになります。そうすると、その僅かな時間の中でどう命を守ったらよいか瞬時に判断しなければならない。それはまさに命に直結する判断が求められるということでもあります。

そこでどう行動するかということですが、沿岸地区、河川近くといっても地区内の事情も違うと思います。そこで、地区別に異なった訓練ができるかどうかについてお聞きします。地震に当たって逃げるということを前提として考えると、自治区によって逃げる道なども違うため、地域の実情に応じた訓練、果たして地区ごとに訓練の内容というか、逃げる方法が違うということに対しての訓練の対応が可能かどうか、御見解をお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、津波に対する避難の考え方でございますが、これはより早く、より遠く、より高くだと思います。地震情報、津波情報を正しく入手していただき、津波到達時間、津波到達高を確認して内陸や高台への避難となると思われます。それぞれ自治区に応じて異なりますが、津波避難ビルや津波避難タワーは、津波到達までに避難が困難となりやむを得ず緊急的に一時避難する施設でございます。また、津波避難ビルにつきましては、個人所有の施設でありますので、常時施錠が開錠されているとは限らないということもあります。また、訓練時に

は、この施設を使用しますと、いざというときに、その施設へ避難すればいいと考えてしまう可能性もありますので、まずは内陸部まで逃げることを第一優先にそれぞれ訓練を実施したいと考えております。

しかしながら、逃げ遅れた場合や避難困難者の方のための訓練としては、指定してある施設がある自治区の訓練時に使用方法の確認も併せて行いたいと思います。

以上です。

○議長（古川 徹君） 4番、鎗田貴俊君。

○4番（鎗田貴俊君） 4番、鎗田です。

次に、津波避難警報が発令される際の避難行動の留意点に関して再質問します。

先ほど、海岸や河川から遠く離れた内陸まで、今も御答弁いただきましたけれども、迅速に避難することを避難行動の原則としていとお聞きしました。そのことは、防災の日を特集した広報9月号でも同様に掲載されておりました。

しかし、そのことだけで対象地域の住民は頭の中で即考え行動できるでしょうか。言い方を換えれば、広報誌やホームページなどで幾ら訴えても、現実問題としていざというときに住民の行動に結びつくかどうかということです。幾ら文章で読んでみても、いずれ忘れるし、そこは訓練を通じ身をもって体験するしかないのではないのでしょうか。つまり、まずできるだけ遠くへ逃げるという模擬体験を持つことが重要で、その際にどの方向へどの道をどのように逃げるかを体験することでイメージしてもらうことが必要でないかと思います。

過去の避難訓練だと、集合場所というか、集まる場所へ皆さん集まってもらって、それということなんですが、それと先ほどは地区別にできるかどうかとお聞きしましたけれども、今回は実施する上で、訓練に際して実際に逃げてもらおうという、集まった後というのもおかしい話ですけれども、実際に逃げてもらおうという体験型の模擬訓練を取り入れることについて当局の御見解をお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、訓練を通じて体験させることは必要であります。そのことから、現在のコロナ禍を除いては、町では毎年訓練を計画し、繰り返し実施しているところでもございます。ただ、町が毎年訓練を計画しても参加していただければ体験することができませんので、自分の命は自分で守るの意識を持っていただき、一人でも多くの住民が訓練に参加し体験していただけるよう努力してまいります。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 4 番、鑓田貴俊君。

○4 番（鑓田貴俊君） その辺はとにかく参加するということですが、今後の検討の中でどうやって逃げるかということも御検討いただきたいと思います。

それでは次に、避難訓練の実施と自主防災組織結成双方のリンクに関して再質問します。

町長答弁において、自主防災活動の普及啓発事業や住民の意識向上を図るため、一つでも多く結成できるよう努力し、組織単位での訓練や町総合防災訓練の参加を計画していくというように御答弁いただきました。

まず第一に、津波避難訓練の際には、対象自治区の協力なしでは、これは難しいことであるということは衆目の一致するところだと思います。ただし、自主防災組織というと、私たちはつい災害発生時の役割のみを考えてしまいがちですが、町地域防災計画によれば、役員の選任、物資の備蓄管理、会議の開催など、平常時の活動を通してやることも非常に多いため自治区の負担は大きく、行政の相当な支援なしでは困難であり、結成まで時間がかかることも想定されます。そのような中、沿岸対象自治区の組織結成を待ち続けていたのでは、津波避難訓練はいつになるか分からないということになるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。沿岸地区や河川近くの対象自治区においては、組織結成に当たり、フル組織ではなく、例えば総務班と避難誘導班のみで立ち上げるとか、言葉を換えれば立ち上げ当初は少し組織や活動内容の要件を緩和することが可能かどうか、当局の御見解をお聞かせください。

○議 長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず自主防災組織でございますが、基本的に会長、副会長を中心とした組織体制となります。班編成も、組織の規模や地域の実情に応じた体制とすることが可能ですので、活動しやすい体制をつくることは、その組織で可能であると思います。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 4 番、鑓田貴俊君。

○4 番（鑓田貴俊君） 4 番、鑓田です。ありがとうございました。

次に、築山の設置に関して再質問します。

先ほど、築山については、場所によっては高さを確保するため広大な土地が必要になると。それと、設置後の維持管理が課題となるという点を挙げられましたが、面積が広大となると

いう話は、候補となる土地の確保とともに膨大な事業費が予想される点から、財政負担を懸念してのことと思われます。しかしながら、現在は事業費のめどがつかなくとも、今後、国の補助率が変化したり、クラウドファンディングや、さらには洋上風力発電の候補地となる可能性などを考えれば、将来的な実現性はゼロではないのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。必要性は感じるが難しい。しかし、少なくとも必要性を感じるのであれば、そのときのために基本的な構想は持ち続けたほうがよいと考えますが、いかがでしょうか。また、設置後の維持管理における課題についてですが、もし近隣の設置自治体などから何か情報を得たのであれば、どういう課題が発生するのか具体的にお話しいただければ幸いです。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど来答弁させていただいていますが、本町は平坦な地形で海岸に面していることから、津波発生時に津波到達までに避難が困難となり、やむを得ず緊急的に一時避難ができる築山、もしくは津波避難タワーは重要な施設となることから、必要であると認識をしております。

設置後の維持管理でございますが、築山は設置する場所によっては高さを出し、緩やかな上り坂を造るため広大な面積が必要となります。また、景観を維持するためには定期的な敷地全体の草刈りなどは必須となり、その維持管理経費が毎年必要となってきます。

一方、津波避難タワーは設置後の維持管理がほとんどかからずに維持でき、このことから緊急的に一時避難する場所として津波避難タワーを計画的に建設するよう検討しているところでございます。

なお、築山の維持管理費でございますが、山武市においては、草刈り、トイレの管理で年間150万、それが経常的にずっと必要になると思われます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 4番、鎗田貴俊君。

○4番（鎗田貴俊君） 4番、鎗田です。

その維持管理費、草刈りなんかは、私の個人的な意見ですけれども、地元のボランティアに頼るということも可能ではないかと思いますが、町長と、今の課長からの答弁の中で、省スペースでも設置可能な津波避難タワーを築山に換えて設置を検討しているというお話ですが、津波避難タワーはどこかに1か所なのか、何か所かやるのか。差し支えない範囲でももう少し検討されている内容の中で具体的にお話してください。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

現時点でございますが、小関納屋地区に1施設ございます。現在、うちのほうで建設を考えておりますのは片貝地区の建設を考えておりまして、候補地としては旧九十九里分署跡地を利用できないかというところで検討しております。

なお、同場所につきましては、津波避難道路に指定してある片貝県道に面していること、それから来遊された方が東金方面から下りてきた際に、右方に津波避難タワーがあるということを確認できること等々を考慮しております。そのほか、順次豊海地区、作田地区等々についても設置を検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 4番、鎗田貴俊君。

○4番（鎗田貴俊君） ありがとうございます。

災害時には支援が必要な高齢者や障害を持った方々の個別避難計画も今年から努力義務となったと報じられました。しかし、あれもこれもといっても一気にできるものではないと考えますので、それらもぜひ避難訓練の実施を重ねる中で少しずつ積み上げていかれてはどうかと思いますので、よろしくお願いします。

次に、農地の集積推進に関して再質問します。

先ほど町長から千葉県農地中間管理機構及び農業委員会と連携を図り進めていく必要があると御答弁いただきましたが、そこで町と農業委員会、そして千葉県農地中間管理機構がどのように連携していこうとするのか、できればもう少し具体例を挙げて御説明ください。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

農業従事者の高齢化、後継者不足等、農業を取り巻く環境が厳しさを増している中で、農業者が抱える不安や地域営農について話し合う座談会が必要であると考えております。ただ、コロナ禍の影響により具体的な座談会が開催できていませんが、地域の話合いには農地の受皿である農地中間管理機構も参加が可能であると伺っております。農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業者が地域の課題と将来像を共有し、農地集積、集約につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 4番、鎗田貴俊君。

○4 番（鍵田貴俊君） 具体的には、今はコロナだけれども、座談会等を計画していくというお話ですが、もっと小さい話で、農業委員会とか、あるいは産業振興課でそういう中間管理機構へ何か情報を流したほうがいいというようなことがあれば、ファクスでも電話でも速やかに情報を流すということも御検討いただければと思います。

それでは次に、本町における利用権の設定状況と今後の課題に関連して再質問します。

町第5次総合計画において政策の1番目に掲げられているのが、将来性のある農漁業の振興です。そして、今回質問のテーマである農地の集積推進も主な取組として計画されております。その計画の中の指標の一つとして、農地の利用権の設定割合を現状値15.2%として掲げております。

そこでお聞きます。この指標の中の現状値15.2%というのは、近隣自治体と比べてどうなのか。また総合計画では、この15.2%を将来的に何%まで持っていくというような目標値を設定しておりませんが、これはどういう事情なのか御説明ください。

○議 長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

第5次総合計画に記載されております指標名、農地の利用権の設定割合、現状値15.2%につきましては、全農地のうちの利用権が設定されている割合となっております。あと、近隣自治体の数値については、現段階では把握できておりません。また、実施計画の目標値では、15.2%、同数値を目標値と設定してございます。農地が今後利用権の設定割合を増加させる方法としては、今後増加が予想される離農や相続により営農継続が困難となった農地について、農地中間管理機構を活用し、地域における農地利用の状況や担い手の意向等の情報を共有し、効率的かつ安定的な農業経営を支援するため集積を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 4 番、鍵田貴俊君。

○4 番（鍵田貴俊君） 今さら総合計画の中の目標値を云々と言ってもしょうがないので、それはそれとして、今言われたように実質的な意味で増加させる方策をぜひ取っていただきたいというように思います。

また、今後の課題として、御答弁の中で、担い手が不足していることや借手の条件に合った農地が少ないということが課題として挙げられておりましたが、だからといってこのまま手をこまねいているしかないのか。最近、町の広報において農地の貸借に関する記事が掲載

されました。つまり、農地流動化推進事業により申請すれば、貸借権の期間に応じ貸手側に補助金が支払われるということです。

そこでお聞きします。今後は利用権の設定に関しても広報またはホームページなども活用し、もう少し大々的に制度の概要や貸手、借手双方のメリット、デメリット、手続方法、提出書類などを貸手、借手が双方に分かりやすい内容で掲載してみてもどうかと思いますが、そのことに関して御意見をお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、現在農地集積に関する周知は広報誌のみで行ってまいりました。今後においてはホームページ等も活用し、より多くの方に対し周知を図ってまいりたいと考えております。また、地域営農についての話し合う座談会の場でも周知を図ってまいりたいと、そういったところで周知、案内等を図っていければと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） 最後に、今後町として取り組む具体的な施策について再質問します。

これまでの議論を振り返っても、農地の集積推進はいずれにしても一筋縄ではいかないことが分かります。また、国、県などの法整備や施策の影響も大きく、町単独だけではなかなかうまく進めないことも理解できます。先ほど答弁の中にありました人・農地プランなども、今後立法化され、もっと強制力のあるものになる可能性もあります。

そこで最後にお伺いします。国、県などの施策を待つだけでなく、現在の枠組みの中で町独自の施策として取り組み可能と思われる私案を2つほど考えてみましたので、それぞれに対する御意見をお聞かせください。

1つ目は、農業に関わる町内の関係機関において連絡会議を開催し、担い手の情報を幅広く共有しながら農地の集積推進につなげていただきたいということです。今申し上げました関係機関とは、町に事務局を置く団体が5団体ある。町認定農業者連絡会、町土地改良区連絡協議会、町農家組合連合会、町農業再生協議会、町農業振興地域整備促進協議会。こういったところにJAさん、それから農地中間管理機構を加えて、担い手に関する横の情報を共有するための連絡会を開催してもらったらどうか。

現在は、実際問題というか現実的に専業農家などが耕作の引継ぎを誰かに委託しようと担い手を探す場合は、地区内の有力農家に交渉するか、個人的なつてを頼るしか方法がありま

せん。そこで、今申し上げた連絡会議の開催により受け手というか担い手の情報を近隣自治体の情報も含めて幅広く生かせないかということでもあります。

2つ目は、高齢化等により農業継続が困難となった専業農家に対する相談会を実施したり、専用の相談窓口を設置できないかということです。

この2点の案について御意見を伺わせてください。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

連絡会議の開催につきましては、先ほど議員から御提案がございました関係機関のほとんどが構成員として組織する九十九里町農業再生協議会がございます。この協議会の規約の中にも農地の利用集積に関することを掲げておりますので、議題として取り上げ、情報の共有や問題解決に努めてまいりたいと考えております。

もう一点の高齢化等により農業継続が困難となった専業農家に対する相談会の実施につきましては、農地の集積における農地中間管理機構の活用について理解を深めていただくよう周知を図るとともに、引き続き離農希望者からの相談を随時個別に行ってまいりたいと考えております。

また、地域の話合いにも農地中間管理機構の参加が可能であることから、離農者等の生の情報をつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 4番、鍵田貴俊君。

○4番（鍵田貴俊君） ありがとうございます。特に2つ目の、高齢化によりもう農業できなくなった専業農家、高齢化になって、おじいちゃん、おばあちゃんになってもうぎりぎりまでやったという農家は、はっきり言って農地中間管理機構って、それは何ぞやというような方もいらっしゃるかもしれないので、ぜひそういう意味で親身になって相談に乗れる体制を何か考えていただきたいというように思います。

質問は終わりますが、近年、農道を歩きますと、苗を植えない水田や、植えても稲刈りをしない田んぼを見かけることがあります。そういった状況がこれ以上増えないことを祈るばかりですが、町としてもいろいろ取り組む課題は多岐にわたり多いと思いますが、ぜひ関係者または関係団体の知恵を結集され、農地の集積に取り組んでいただくことをお願いしまして、質問を終わりにします。御協力ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（古川 徹君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日 9 日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会      午後   3 時 4 3 分

令和 3 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 3 年 9 月 9 日（木曜日）

## 令和3年第3回九十九里町議会定例会

### 議 事 日 程 （第3号）

令和3年9月9日（木）午前9時37分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 1 号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）

議案第 2 号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 3 号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 4 号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 5 号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

議案第 6 号 令和3年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）

日程第 3 議案第15号 九十九里町個人情報保護条例及び九十九里町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第16号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第17号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

日程第 6 議案第18号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期目標を定めることについて

追加日程第1 病院運営改革特別委員会委員辞任の件

追加日程第2 病院運営改革特別委員会委員の選任

---

### 出席議員 （14名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 西 村 み ほ 君 | 2 番  | 小 川 浩 安 君 |
| 3 番  | 原 田 教 光 君 | 4 番  | 鎗 田 貴 俊 君 |
| 5 番  | 中 村 義 則 君 | 6 番  | 古 川 徹 君   |
| 7 番  | 浅 岡 厚 君   | 8 番  | 荒 木 かすみ 君 |
| 9 番  | 内 山 菊 敏 君 | 10 番 | 善 塔 道 代 君 |
| 11 番 | 細 田 一 男 君 | 12 番 | 佐久間 一 夫 君 |
| 13 番 | 谷 川 優 子 君 | 14 番 | 古 川 明 君   |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

|                |       |               |       |
|----------------|-------|---------------|-------|
| 町長             | 大矢吉明君 | 副町長           | 鈴木浩光君 |
| 教育長            | 藤代賢司君 | 総務課長          | 篠崎英行君 |
| 企画財政課長         | 作田延保君 | 税務課長          | 吉田洋一君 |
| 住民課長           | 鵜澤康子君 | 健康福祉課長        | 鎗田貴賜君 |
| 社会福祉課長         | 羽斗伸一君 | 産業振興課長        | 南部雄一君 |
| まちづくり課長        | 山口義則君 | 会計管理者         | 中村吉徳君 |
| ガス課長           | 川島常嗣君 | 教育委員会<br>教務局長 | 木原隆行君 |
| 教育委員会<br>教務局主幹 | 竹内秀樹君 | 農業委員会<br>農務局長 | 小森克彦君 |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|      |      |    |       |
|------|------|----|-------|
| 事務局長 | 篠崎肇君 | 書記 | 大原真弓君 |
|------|------|----|-------|

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時37分

○議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

---

◎日程第1 一般質問

○議 長（古川 徹君） 日程第1、9月8日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、11番、細田一男君。

（11番 細田一男君 登壇）

○11番（細田一男君） 11番、細田。

令和3年第3回定例会において、通告してあります6項目8点について一般質問を行います。

質問に入る前に、新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、いまだ国内の各方面、地域に甚大な経済的、社会的な影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いております。本町においても9月2日現在、感染者数96名、入院中1名、自宅療養37名、入院等調整中ゼロ、ホテル療養ゼロ、退院・療養解除58名となっております。

このような状況の中で、本町に應對していただいている医療従事者の皆様並びに所管課、健康福祉課、社会福祉課の職員の皆様には、多忙の中、ワクチンの集団接種の運用や感染拡大防止への取組に努めて尽力されていることに深く感謝を申し上げたいと思います。

まだまだ感染拡大は続いております。健康に留意をされて、町民の安全・健康を守るために、さらなる御尽力をいただけますようお願いを申し上げます。

また、このような状況の中で、国の中央においては政権与党である自民党で総裁選挙が予定されており、菅総理も再選に向けて強気の発言をしておりましたが、いち早く出馬を表明した対抗馬からの政策表明が出た途端に、役員の交代、人事刷新を打ち出し、党内から多くの批判、ひんしゅく、反発を買ってしまい、出馬を断念してしまいました。

国会は困窮を深めており、打開に向けての具体策が見当たらない状況が続いております。

総裁選挙が終了し、新しい国のリーダーが一日も早く誕生することを切望しております。

それでは質問に入らせていただきます。

1 項目めの入札制度についてであります、一般廃棄物可燃ごみ収集運搬業務委託事業の見積入札について。

令和2年6月8日に行われた30か月長期継続契約の見積入札には、6者が参加しており、途中で3者が辞退して残った3者で見積応札をした結果、2者が同額280万月額で落札しており、抽せんで落札業者が決まったと聞いております。

前回、平成29年5月10日に行われた見積入札計画書を確認すると、契約内容は36か月長期継続契約、見積入札金額は36回、3年間の総額で見積入札が実施されていたのに、今回令和2年6月8日に行われた見積入札は、なぜ30か月の月額で見積入札を実施したのか説明を求めます。

2 点目に、海の駅九十九里の施設整備についてであります、屋外にトイレの設置整備の計画が予定されておりましたが、計画はどのように進めておるのか答弁を求めます。

3 点目に、県道飯岡一宮線に架かる作田川架橋の建設計画についてであります、何度も申し上げますこの質問答弁は、私が平成15年に議員になってから再三再四、いや10、11、12回と質問、要望しております。同じ答弁ではなく、少しでも前向きな答弁を期待しておりますので、期待に応えられるような答弁をお願いいたします。

4 項目めに、県道飯岡一宮線の排水路の悪臭対策並びに排水対策についてであります、この質問は昨日も同僚議員からあり答弁をいただいておりますが、再度確認を兼ねて質問をさせていただきます。

初めに悪臭対策について。長年の懸案事項であり、何年も何度もなく所管である県山武土木事務所に対策、解消について要望しておりますが、どのような回答を受けておるのか。また、大雨時に栗生・屋形・須原地区付近で発生する洪水災害対策については、どのような計画・対応を考えておるのか。また、県にどのように要望しておるのか答弁を求めます。

5 項目めに、防潮堤の設置・建設についてであります、片貝中央海岸付近の防潮堤の堅牢化に向けて、所管の県山武土木事務所にどのような要望をお願いしておるのか。また、片貝漁港付近の防潮堤の建設に向けては、所管の県銚子漁港事務所にどのような内容で要望しておるのか答弁を求めます。

6 点目に、東千葉メディカルセンターの運営状況についてであります、昨日の一般質問の中で谷川議員から同じような質問が出ており、質問内容が重複すると思いますが、方向性

を変えて質問を行います。経営状況については、8月30日開催された全員協議会で説明報告を受けております。理解はしているつもりです。今般発生した不適切な業務運営の調査等に関し、第三者委員会の調査報告書が提出されております。結果を受けて、設立団体である東金市、九十九里町、首長さん、特に本町の大矢町長におかれましては、どのように取り組もうとしておるのか。先般開催された全員協議会の冒頭の町長の挨拶の中で、是正に向けて取り組んでいくと挨拶されました。具体的にどのように取り組んでいくのか答弁を求めます。

なお、再質問については自席にて行います。

○議長（古川 徹君） 細田一男議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 細田一男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、入札制度についての御質問にお答えいたします。

一般廃棄物収集運搬業務委託事業の入札内容についての御質問ですが、本事業の受託者の選定については、町の入札参加資格者名簿に登載され、かつ一般廃棄物収集運搬業務許可を受けている事業者の中から、本町を含め県内他市町村における同種業務の実績等を基に6事業者を予選し、当該業務について最低価格で応札した事業者と契約を締結いたしました。なお、契約期間については令和4年度末を期限とした長期継続契約としております。

次に、海の駅九十九里の施設整備についての御質問にお答えします。

屋外にトイレの設置・建設が計画されているが、その後の進捗状況についての御質問ですが、屋外トイレにつきましては補助制度の内容を精査し、設置について再度検討しているところでございます。なお、海の駅周辺への設置につきましては、津波対策工事の影響があることから、工事の進捗状況を考慮し、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、県道飯岡一宮線に架かる作田川架橋の建設計画についての御質問にお答えいたします。

その後の進捗状況についての御質問ですが、町では（仮称）新九十九里大橋建設の早期実現に向け県に対し要望活動を行い、建設に向けた協議も実施してきたところでございます。橋の整備は町としても長年の懸案であり、地域住民や観光振興を掲げる本町にとって、来訪者の利便性向上にはなくてはならないものと認識しております。今後も引き続き早期に事業着手されるよう、県に対し強く要望してまいりたいと考えております。

次に、県道飯岡一宮線の排水路の悪臭対策並びに排水対策についての御質問にお答えいた

します。

1点目の汚泥のしゅんせつなどは考えておるのかどうかとの御質問ですが、県道飯岡一宮線の排水路の悪臭問題については、長きにわたり沿線住民から天気や風向きにより苦情が寄せられております。町ではこれまで、バイオパネルの設置、EM菌や塩素滅菌剤の散布、海水循環施設整備など様々な対策を講じておりますが、根本的な解決に至っておりません。

このことから、排水路の管理者である山武土木事務所へ排水路の汚泥のしゅんせつを要望し対応してきたところでございます。引き続き、県に対して周辺住民の環境改善に向けた働きかけを行ってまいります。

2点目の大雨時に栗生・屋形・須原地区付近で発生する洪水災害対策についての御質問ですが、昨日の荒木議員の御質問にもお答えいたしました。近年の集中豪雨や台風の影響で度々冠水被害を受けていることから、本年7月に県道の排水路を所管している山武土木事務所長宛てに冠水対策等に係る要望書を提出したところでございます。今後も排水対策について山武土木事務所と協議を進め、順次改善できる対策を図ってまいりたいと考えております。

次に、防潮堤の設置・建設についての御質問にお答えいたします。

1点目の片貝中央海岸付近の防潮堤の堅牢化に向けての取り組みについての御質問ですが、土堤の堅牢化につきまして県からは、令和2年度末までの土堤による堤防整備の完了後、順次コンクリート被覆化を行うとの説明を受けており、本年7月に山武土木事務所に対し改めて要望書を提出したところ、今年度より事業に着手するとの説明を受けたところでございます。町といたしましては、コンクリート被覆の早期実現のため、引き続き県に働きかけてまいります。

2点目の片貝漁港に建設されようとしている防潮堤の建設計画の進捗状況についての御質問ですが、進捗状況について県に確認したところ、今年度工事を実施するための測量及び設計等を行っており、本年10月頃より順次工事に着手する予定と伺っております。町といたしましても、引き続き津波対策事業が早期に完了するよう、県に働きかけてまいります。

次に、東千葉メディカルセンターの運営についての御質問にお答えいたします。

不適切な業務運営の調査等に関する第三者委員会の調査・報告があったが、結果を受けて町はどのように取り組んでいくのかとの御質問ですが、昨日の谷川議員の御質問にもお答えいたしました。設立団体の長として今回の調査結果を重く受け止めております。第三者委員会で明らかになったことについて厳正な対応を図るとともに、当委員会からの提言を踏まえ、法人、同じ設立団体の東金市及び県と早期に協議を行い、改善計画を策定し、再発防止

及び適正な業務運営の確保に努めてまいります。

以上で細田一男議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

ただいま町長より、るる御答弁をいただきました。ありがとうございました。

それでは、早速ですが再質問に入らせていただきます。一項目ずつ質問してまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

1点目の入札制度についてであります。町長答弁にありました九十九里の入札の規約の中で行われているという答弁ですが、私がお聞きしたいのは入札の内容について、平成29年、前回ですよ、今になれば。平成29年5月に行われた見積入札には36か月長期契約、総額で入札が行われている。今回、昨年6月8日に行われた契約は30回で長期継続契約、入札が月額で入札されていると。よって、3者で応札を行ったんですが、結果的に2者はぴったり同じ金額で落札したと。2者の落札が同じであるので、抽せんによって落札者が決まったと。

前回は36回総額で入札していて、なぜ今回令和2年は30回になったのか。総額で今まで入札を行っていて、過去の経過を見ると大きな隔離があるんですよ。高いところでは月額に計算すると405万円、最低価格で落札した金額が208万円。これ入札する業者の見積りだから、金額が変わるのは当然のことですが、この業務内容を確認すると、36回、九十九里町の回収を回数で回っていると。そんなに見積りが、業者が見積り出すのにそんなに難しい見積りにはならないと思うんですよ。ただただ単純に1か月収集に回る単価、入札だから業者の考え方で入札がされるので、それ以上のことは言えませんがね。

なぜそこが、前は36か月で、今回に限って30か月になったのか。その内容について答弁いただければお願いします。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 契約のことにつきまして、私のほうから御答弁させていただきます。

まず契約期間についてでございますが、先ほど町長答弁でも申し上げたとおり、ごみの、一般廃棄物の収集運搬を請け負う事業者につきましては、町の入札参加資格者名簿に登録されておりまして、かつ一般廃棄物収集運搬許可を受けていることが必須の条件でございます。

加えまして、業務を円滑に進めるためには、同種業務における経験が必要になるといった考えでございます。こういった条件で業者を指名してまいりますと、6者、それから以前の

平成29年でありますと7者となりますが、既に他の自治体等の収集運搬業務を請け負っており、車両や人員の確保ができずに辞退するといった業者が例年数者ございます。これでは、本来あるべき競争性を確保するのが困難な状況、そういったことも想定されたことから、令和2年度の契約に当たりましては、通常2か月間で想定しております契約の期間をさらに4か月延長いたしまして、事業者の準備期間をより長く設けたところでございます。

今回、年度末を一応の区切りとさせていただいたことで30か月の長期継続契約といたしましたが、債務負担行為を設定した場合には他の自治体に先行して業者選定ができるため、競争性が確保されることが期待されております。

また、長期継続契約原則36か月以内としておりまして、業者の準備期間を含めると契約には6か月程度の期間を要することを考慮しまして、契約期間の延長を含め、今後の状況を見ながら検討してまいりたいと考えてございます。

それから、見積金額を総額から月額にして比較をしたのはどういうことかといったことでございますが、前回平成29年度の見積金額につきましては、3年間の長期継続契約といたしまして、指名業者に積算をお願いしたところでございますが、昨年度、令和2年度につきましては30か月といった変則的な期間であったことから、誤りを防ぐために長期継続契約に基づく30か月の総額と併せまして、月額ベースでも積算をお願いしたところでございます。したがって、この月額の金額に月数と消費税を乗じますと総額が算出できることとなりますので、これによって見積りの金額をチェックしたものでございます。

なお、見積経過書につきましては、応札された金額を比較することが目的でございますので、月額、税抜きで記載させていただいたものでございます。

また、最低落札者が2者あったことについてでございますが、これはあくまで町がお示しをした仕様書に基づいて事業者が積算した結果であるとの理解でございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

御答弁ありがとうございました。

行政は規約あるいは入札、そういったものに基準に合わせてやっているという答弁なんです。誰が考えても今の答弁のお金もあったんだけど、九十九里町の回収する回数、また必要性のある経費、これ今回始まったことじゃないでしょうよ。この一般廃棄物収集運搬業務、何年からやっているんですか、可燃ごみの収集は。10年も15年も前からやっているで

しょう、これ。ごみ袋の無料化なんて問題があったときもあったんだから。そんなに難しいあれじゃないでしょう、積算がよ。それ以上言ってもしょうがないけれども、私には疑問であったので、質問に入れさせていただきました。

次に、2点目の海の駅九十九里のトイレ設置。先ほど町長答弁にありましたが、津波対策の工事計画の進捗状況を見ながら計画を進めていると。先ほど来、4点目に答弁がありましたが、やっと銚子漁港事務所が漁港内の防潮堤について工事に入っただけのような回答があったと。

先般の質問の中では予算が、補助金がという問題で挫折していたと。前回のときにはやりますよと、今場所を考えていますよと。ただし、道路ができるとか、ラインが決まらないとかということで計画は止まっていたと。今回、先ほどの答弁の中にもあったんだけど、漁港内の防潮堤の建設が県銚子漁港事務所から決まって通知があったと。やっとラインが確定してこうとしているので、これから建設計画については着手すると。そういう解釈でいいのかな。

○議長（古川 徹君） ちょっと待ってください。

細田議員に申し上げます。今言われた質問は、漁港内の防潮堤の設置の時期を聞いていましたけれども、それは後の質問に入っていますので、いいんですか。トイレの設置についてだけでも。

（「暫時休憩して」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

（午前10時09分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

---

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

屋外トイレの整備につきましては、過去に県との補助金申請の途中で補助金が見込めず、断念したことは議員御指摘のとおりでございます。

町長答弁にもありましたとおり、設置について補助金制度の内容を精査し、再度検討して

いるところでございます。また、トイレ設置の海の駅周辺で津波工事対策が行われた場合に駐車場等への影響があることから、工事の進捗状況を見極め、慎重に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

御答弁ありがとうございました。

私も海の駅に近いところに住んでいるので、20mか30mのところに住んでいるので、海の駅のお客さんの来遊あるいは訪問される人数、数字は毎日毎日見ているわけよ。コロナ禍で外へ出ないでくださいと国がお願いしている中でだよ、海は大丈夫だよ、周りが広いからということで来遊客がある。そういう非常時の中でも、海の駅に今お客さん来てくれているわけよ、いいか悪いかはまた別にしてね。だから前々から言っているように、外便所は必要じゃないかとお願いしていて、やっと歩み出したか、そういう観念なんだけれども、早急に着工できるように計画を早足で進めてください。

3点目に、県道飯岡一宮線に架かる作田川架橋。先ほども最初の質問の中で発言しましたが、期待に応えられるような御答弁をとお願いしているにもかかわらず、やはり再三再四の質問、再三再四の答弁。もう少し真剣に力強く計画が進むように、行政当局の対応をよろしくお願いしたいと思います。

4点目に、県道飯岡一宮線の排水路の悪臭対策並びに排水対策について。昨日も同僚議員からありましたけれども、町長答弁の中に、県にお願いに行っていると。本年7月に山武士木事務所長様宛てに冠水対策等の改善に係る要望書を提出したと。定例会のたびに私はお願いしているんですけども、じゃ、その要望書の内容はそこにありますか、課長。詳細の内容、いつもお願いするように、要望書を、お願いします、お願いしますと同じ要望書を何回出したって同じなのよ。いつも言うように、再三再四、再五、再十ぐらいまで要望書を出したって一緒なのよ。要望書の内容をもっと精査して要望書を出さなければ、県が動いてくれるわけないでしょうよ。その内容分かりますか、示せますか。簡単にそこにあるのか、あるのか。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） 県への要望内容という御質問でございます。

今回7月に土木事務所への要望につきましては、4点ほど提出させていただいております。

1点は、後の質問でも重複する内容でございますが、まず1点目が不動堂の町営駐車場の

冠水対策、この関係と、もう一点が片貝地先から小関地先に築堤した海岸土堤へのコンクリート被覆の要望でございます。

またもう一つが、県道飯岡一宮線排水路の関係で、この点では流末部への何らかの対策を設けてもらいたいという内容でお願いをしております。またこれとは別個、産業道路排水路につきましては土木事務所課長様宛てに話をしております、長期的な対応とは別に短期的な対応となるよう、短期的な対応ができるように、今強く要望しているところでございます。長期的な対応につきましては、昨日荒木議員のほうへも答弁させていただきました。莫大な経費がかかるという点から、短期的なものでも構わないで何らかの今の現状の改善が図れる対策を強く要望しているところでございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

御答弁ありがとうございました。

課長、今の4か所を含めて4か所の中にその排水対策、排水路の整備も入っているということだね。

何度も申し上げているように今答弁あったんだけど、事業を行うのに端的に考えて莫大な予算がかかる。行政は必ず予算がかかるんだから当たり前のことじゃないの。県に行けば莫大な予算がかかりますよ、じゃ、おたくの、本町の九十九里の負担はどのくらいできるんですかと。いつも言っているように国も財政が厳しいわけよ。国が厳しけりゃ県も厳しいわけだよ。県も厳しけりゃ町も厳しいわけだよ。その厳しい中で、要望、予算要求を腰を据えてやってくれとお願いしているんであって、もうこれ以上質問しても同じような答弁だと思うので、次に移ります。

5項目めに、防潮堤の設置建設についてであります、片貝中央海岸並びに片貝漁港付近の防潮堤、これは両方兼ねて質問したんですが、先ほど町長答弁ありました。前回も聞いております。片貝中央海岸においては堅牢な施工、コンクリート被覆をやるという回答はいただいていると。片貝漁港の防潮堤の建設には、先ほど答弁の中にもありましたが、やっと銚子漁港事務所は計画を推し進め、着工に向けて今進んでいるという回答があったと。

私が言わんとしているのは、国や県に要望するということは予算要望をしているわけだね。片貝中央海岸の防潮堤も最初は土塁、土堤、それを現場の説明会、議員の皆さんが現場を説明されたときに4人の議員さんからこの防潮堤では弱小、弱体、砂山では防潮堤になら

ないと、そういう意見が4名ほどの議員から出た。帰ってきて中央公民館で説明会の、もう一回の確認をやったときにも同じく要望が出た。そういつて県や国に、行政一体となって、議会をはじめ行政一体となって要望していけば、県も頭を振らざるを得ないわけよ。

片貝漁港の防潮堤も、平成28年ぐらい前かな、震災後3年ぐらいたって計画が立ったんだけれども、やっと防潮堤の建設を県が着工してくれると。その中で、私を含めて地域住民から意見が出ていて3年も4年も遅れたと。遅れたんじゃないくて我々は、当時だよ、さっき申し上げたようにTP4じゃ低いじゃないかと。周りがTP6で来ているのに、なぜ片貝漁港だけはTP4だと。もっと高いものにしてくれと、もっと堅牢なものにしてくれとお願いして3年たったんだ。3年たってやっと銚子漁港事務所が、じゃ、TP4からTP5にして防潮堤を建設しましょうと言って、回答は昨日、おとといあたり来ている。我々は反対していたわけではないです、要望していたわけよ。要望していた中でTP4が計画だったのが、TP5になって1m上げて建設してくれると。

だから、何度も言っているように、ただお願い言うんじゃないくて数字をもっとお願いしていくようにしなければ、行政は前へ進みませんよ。

6点目に……

(発言する者あり)

○11番(細田一男君) 回答が出ているも同じ答弁でしょう。じゃ、なぜ、さっき議長にも静止、確認されたんだけど、なぜか私がこれ防潮堤を出した、片貝中央海岸の防潮堤並びに片貝漁港の防潮堤についてなぜ私質問出したかというのは、この行政全般を含めた中で、今特化している片貝漁港の防潮堤の建設が今議論されている中で例えに出したわけよ。昨年の県会議員の中で、県会の中で防潮に対して県で質問が出ているわけ。その中で、第一泊地を埋めるとか移動するとか、県の農林水産部長答弁は不可能ではありませんと。

先ほどの話に戻るけれども、そういった動きがあるわけよ。もっともっと事業をやるのに真剣に取り組んでいただきたいと思いますよ。これ以上言ってもしょうがないので、時間がまだあるから6点目にいきましょう。

6点目について、メディカルセンター、先ほど町長答弁をいただきました。町長答弁の中、聞き方によってはすごく端的で明朗で、すばらしい答弁だと感じてはおります。

ただ、私の言いたいのは、是正に向けて真剣に取り組んでいくという中で、これからも東千葉メディカルセンターの運営、経営には大きな大きな着眼点で監査、調査あるいはそういった面の、言葉は悪いですけども監視があるいは監査ができるような体制づくりに、私は

取り組んでいただきたいと思います。

議会では先般、特別委員会、東千葉メディカルセンターの運営状況あるいは運営の委員会を設けて、これからも進んでいくという、議会がやっとメディカルセンターの運営、経営内容について目を向けてくれたかなとって私も安堵しているんですが、まだまだ赤字が続き経営が厳しい状況は続いていくと思います。執行部並びに議会が一丸となって、一日でも早くメディカルセンターが前向きにまた黒字に経営がなれるよう、行政もしっかりと目を向けていただきたいと思います。我々も詳細あるいは細かなところまで目が向けられるように、勉強じゃないですけども、これからも取り組んでいきたいと思います。

課長、どうですか。町長答弁あったんですけども、課長は所管だから課長が答弁すると思うんですけども、具体的にはしているわけですけども、今どのような考えがあるのか答弁がいただければお願いします。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） それではお答えさせていただきます。

今回の法人の不適切な業務運営につきましては、設立団体といたしまして指導、監督を行ってこなかったことに対しまして、深く反省しておるところでございます。先般、8月20日に町議会に対して第三者委員会からの報告をさせていただいたところでありまして、今後の予定なんですけど、今現在設立団体であります本町及び東金市が9月の定例会を行っております。また、県のほうも9月の県議会が開催予定となっております。そういった観点から、定例会等終了後に法人、設立団体、県で集まりまして、今後の対応については慎重にまた厳格に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議 長（古川 徹君） よろしいですか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

時間がまだあるようなので、再度町長をお願いします。

先ほど冒頭でも申し上げました国の問題をここへ持ってきたんですが、国の問題に対して今行われている与党自民党の総裁選、そういったものも行政運営にすごく感じるんですよ。

これは本町にも言えることであって、先ほど来お願いしていますが、町は町で、九十九里は九十九里で自分たちの地域に合った、自分たちの町に合った行政運営をしていただきたいと思います。病院もしっかり、防災対策もしっかり、防災計画もしっかり。昨日も防災計画についてもいろいろ質問があったけれども、そういった観点から、これから行政運営をしていかな

いといけないと私は思いますよ。

病院もそうですよ。地域医療の構築と地域医療の連携、東千葉メディカルセンターを設立するときの趣旨は、地域医療の充実だったんだからね。山武長生夷隅医療圏の中に中核病院を造ろうと、そういうところで始まっているわけです。造ったはいいけれども120、130億の負債を抱えて、今借金を返済している。先ほどと同じことになっちゃうけれどもね。これはしょうがないですよ。町民、市民を守るために、住民を守るために行政は、病院等は造らなきゃいけないのは分かっていますよ。

ただ、先ほど申し上げたように、ちょっと風呂敷の大きい、げたの大きい、ちっちゃな市町で大き過ぎる履物を作ってしまったんだ。大きい履物を作れば歩きづらい、金もかかる。そういったことも行政をきちんと目視して、東千葉メディカルセンターの運営に取り組んでいただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩いたします。

再開は10時45分です。

（午前10時31分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時42分）

---

◎日程第2 議案第1号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）

議案第2号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）

議案第3号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）

議案第5号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

議案第6号 令和3年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）

○議 長（古川 徹君） 日程第2、議案第1号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）、議案第2号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）、議案第3号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第4号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）、議案第5号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）、議案第6号 令和3年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

議案第1号から議案第6号までについて、順次提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） ガス課長、川島常嗣君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合は、これを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

1つだけ質問させてください。

一般会計補正予算書の17ページ、6商工費、3目観光費の12委託料。

課長のほうから、オブジェ作製の施設設計業務委託料というふうに、ちょっとごめんなさい、ここ私も聞き漏れてしまったんですけれども、このオブジェ作製に伴う施設設計委託料

ということで、どのような内容か少し教えていただけますか。

○議 長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

観光費の231万円のオブジェ作製に係る実施設計業務委託料でございますが、海岸に九十九里町のシンボルとなるオブジェ看板、こちらを制作し、それを設置するための設計書を委託するものでございます。

デザインについては、本年4月から7月の間にデザインの業務委託をいたしまして、99の文字をオブジェ化する、そのようなデザインで、これの制作に係る実施設計業務を委託して、制作費を算定するものでございます。

以上のような内容でございます。

○議 長（古川 徹君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） すみません、それでは、総工費についてはまだ全然未定ということでよろしいでしょうか。これまだ実施計画だと思いますので、今後の総工費についてはまだ全然未定ということでよろしいでしょうか。

○議 長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） この業務で工事費を見積もるというものでございます。

○議 長（古川 徹君） ほかにございませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

10ページの節18、その中でバス運行対策費補助金175万円。先ほどの説明では、500万から700万、その利用者が少ないためということで説明を受けたんですけども、具体的にこの金額の根拠を教えてくださいたいと思います。いろいろkm数の問題なんかもあるんでしょうけれども、利用者が少ないというだけで、利用者が少ないためにそういった175万の補助金が出るということなんですけれども、利用者が少ない、その基本、その数字の根拠というか教えてくださいたいと思います。

それから、私も17ページのオブジェなんですけれども、設計業務委託料で231万円、今後かかるお金というのはどういうふうになっているのか。看板、これが全部それで終わりなのか。また、そういったこのオブジェというのが、どこからどういうふうに話が出てきたのか。ここに予算がのっかるまでの経緯を教えてください。

○議 長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） それでは、私のほうからは、フラワースバスに対する運行費の補助についてお答えをさせていただきます。

まず、この補助金の、これを積算するための対象期間でございますが、昨年の10月から本年9月までの1年間でありまして、この間の経常損益が補助対象となるものでございます。

本路線につきましては、毎年おおむね1,000万円弱の損益があったものに対しまして、山武市と合わせて500万円の補助をしてございました。

本年につきましては、フラワーさんのほうから1,400万円程度の損益が見込まれると、そういう状況でございましたので、山武市とも、事業者3者とも協議をした中で、全て私どもが損失補填をするのはいかななものかという中での、損益の2分の1相当である700万円、これを本町と山武市で負担をしましょうということになったものでございまして、負担の割合につきましては、従前どおり、走行の距離に応じて本町が4分の1の175万円ということでございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

このオブジェは、今回オブジェ制作に必要な設計書を委託するもので、これを基にその次には、設計に係る費用等が発生してきます。これについては、次年度以降の予算に計上を予定していきたいと考えております。

それと、この目的でございますが、新型コロナウイルス感染の影響で大幅に減少した観光客の回復を目的として、観光客のニーズに沿った観光施策を展開しようとするもので、本年度当初予算では、また観光ビジョンで掲げております観光のおもてなしというところから、本年度当初予算でデザインの業務を委託してございます。そのデザインを基に制作費をこの本9月補正予算に計上し、算定し、次年度以降にオブジェ制作を実現しようというものでございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） まず10ページのバス運行対策補助金について、またちょっと伺いますけれども、今後、そうすると、またお客が減ればまた補助金が増えるという可能性もあるということで、そういう理解でよろしいんでしょうか。

それから、このオブジェなんですけれども、もうデザインを委託してあるわけですよね。

その委託をした先というのは、こういった関係で委託を選定されたのか。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 補助金につきましては、先ほど全ての損益について私どもが補助するのはいかななものかということで、山武市とも話合いをした結果、この金額で折り合いをつけたというところでございまして、これは事業者に対しても運行継続をしていただけるといった内容でございますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） オブジェデザインの委託でございますが、見積りを取り寄せて、安価な事業者というところで今年度実施したものでございまして、ちなみに金額は8万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 先ほどバス運行対策費について私が質問した内容は、今後もそういった利用客が減ったらまた同じような補助を出すんでしょうかという質問をしたので、それに対して課長の回答は明確な回答じゃなかったもので、もう一度お願いします。

それから、今8万8,000円というのが出てきたんですけれども、もう少しこのオブジェについて詳しく説明してください。

○議長（古川 徹君） 質問は以上でよろしいですか。3回目になりますよ。

（「はい」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） すみません、答弁漏れでございました。

この700万円については、今後、赤字の状況に応じて700万円を上限として負担をするものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） このオブジェにつきましては、先ほども言ったように、大幅に減少した観光客のV字回復と観光施策の展開と、それとこのオブジェを設置したことによって観光客が、何だこれだとか、面白いものがあるなとか、そういったものの情報配信のきっかけになればというところで、設置を試みるものでございます。

本年度予算にデザインの業務委託を計上してございまして、それが先ほど申し上げた本年度8万8,000円で委託をして、99の文字をデザイン化したそんなオブジェ看板のデザインとなっております。

それを現実に創り上げる費用として設計業務を委託するのが本9月補正予算に計上してある231万円でございます。ここで制作費用が算定できましたら、その費用を次年度以降に実現するために予算計上し、実際に実現をしていこうというようなことを想定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

どのページというか、給与費のことについて教えていただきたいんですけども、新型コロナ関係で病院に補助業務にお手伝いに行っていると思うんですけども、その中で、通常業務を行う分が遅れてしまうのを新型コロナの残業分で計算されているのか、それとも通常業務はそのままのお仕事で計算されているのか、その辺ちょっと伺いたいなと思いました。

仕事が抜けてしまって、それを補わなきゃいけないのではないかということが気になっているところなんですけれども、給与体系はどういうふうに考えているのかを教えてください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、罐田貴賜君。

○健康福祉課長（罐田貴賜君） コロナ関連の職員の体制については、私のほうから御説明させていただきます。

今補正予算で、4款衛生費、1項保健衛生費の中で、時間外勤務手当ということで要求してございます。こちらなんです、土曜日、日曜日、特に日曜日なんです、あと祝祭日、お手伝いをいただきました職員に関しては時間外勤務手当のほうを支出させていただきます。

通常の、ただいま集団接種を行っております月曜日、水曜日、金曜日の各課の協力に伴う勤務体制については、勤務の中の協力ということでお願いしておるものでございまして、あとは健康福祉課の残務につきましては時間外勤務手当で対応させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 皆さん、大変負担が増えているんじゃないかということを心配して

いるんですけれども、この辺の配慮がされているかどうかを心配しております。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） 私も管理職といたしまして、健康福祉課の職員、多い職員であれば、やはり今まで月に80時間のぎりぎりの時間外という職員もありましたけれども、課の中で調整を図りまして、80時間以内の時間外で済むよう配慮しているところでございます。以上です。

○議長（古川 徹君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

17ページ、先ほどから出ているオブジェの件なんですけれども、いろいろと内容はお聞きしました。初めて聞くことだったので、今、先ほど課長が99というものにもう決まったんでしょうか。よく、観光のためには何か目玉があったほうが確かにいいことなので、そういうのは進めてもらいたいと思うんですけれども、この99というものにもう本当に決まっちゃったのかどうか、再度聞きたいと思います。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

デザインは数字の99を基にデザイン化されたものになってございます。

これに決めるに至っては、職員等にアンケートを取って、複数のデザインの中からいいほうを選定したと。あと高校生にも確認、アンケートをして、いいデザインというところで選ばせていただいたのが99という文字をデザイン化しているモニュメント看板になろうかというところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番です。

今、高校生のアンケートを取って、若い子たちがいいと言うものには反対できませんけれども、御宿町の海岸にもONJUKUというのがあるじゃないですか。私は、そういうのでKUJUKURIというのがすごくよかったと思ったんですけれども、そういうのは上がっていなかったんでしょうか。ちょっと金額じゃないことで申し訳ないんですけれども、今ここでちょっと聞かせていただきます。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 確かに、御宿の海岸のONJUKUの文字も参考にさせていただきました。KUJUKURIの文字もいいではないかなと考えた部分もございますが、99は九十九里の文字として、イメージとして、図案として上がってきたものも、99の数字をイメージ化した案がございまして、その中から先ほども申し上げたとおり、高校生にも見ていただいた、九十九里高校の生徒さんですけれども、見ていただいて、票の多かったもの、そういったものを参考にさせていただいてイメージ図は決めさせていただきました。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

15ページ、4款1項2目12節委託料ですけれども、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料4,949万2,000円なんですけれども、これは64歳以下まで全ての金額で、これでもうワクチンの予算としては終わりというふうに考えてよろしいのかお答えください。

それと続きまして、16ページ、5款3項1目14節空調改修工事1,617万円。これ先ほどの説明ですと、塩害等によってというお話が出たんですけれども、オープンして多分七、八年だと思えるんですけれども、それで塩害で故障したということなのか。そう考えるとちょっと機種を選定を間違えていたのか、その辺があるのか、ちょっと詳しく教えてください。

それと、17ページ。先ほどからありますオブジェの件ですけれども、課長の説明ですと、既にデザインができているというような話だったんですけれども、できれば、どういうデザインでやるかというのをこの場に示してもらえれば、皆さんこれ論議しやすかったんじゃないかと思いますので、できているものは早めに情報公開していただきたいと思います。

その中で、先ほど海岸に設置するということなんですけれども、どこの海岸に何か所設置するのか。それと、この後は制作費がかかってくるわけなんですけれども、その辺の財源はどのように考えていられるのか教えてください。

それと18ページ、8款消防費、1項消防費、4目災害対策費、この中に国土強靱化地域計画策定委員報償金ということで、15人ということなんですけれども、これいつから始められるのか。それと、その15人の中には当然、どういうメンバー、先ほど学識経験者というようなことがあったんですけれども、どのようなメンバーで考えられているのか、今、分かるのであ

れば教えていただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） それでは、私のほうからは、15ページの委託料、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料について御説明させていただきます。

この委託料につきましては、ワクチン接種は当初1件2,070円、税込み2,277円でありましたが、国より、接種を迅速に推進するために、1医療機関に1回の接種に対する時間外加算803円、休日加算2,343円を加算する等の通達があり、補正するものでございます。

こちらは遡りで、接種開始から12月4日までに接種したものについての医療機関の上乗せ分の補正でございます。金額、回数については、町内医療機関に今後最大で受付した場合にこれが発生する回数、金額はどのようなものと積算いたしまして補正させていただきました。

以上です。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 空調の改修工事でございますが、既存の空調機の室外機、これが塩害等により壊れた部分を補修するものと、室外機の向きを変更して潮風を受けにくくするということも想定しておるものでございます。

それと、オブジェにつきましては、図案等を示せばよかったかなと思いますが、どこの海岸に何か所設置するかということにつきましては、今回の補正予算で制作費等の金額が算定できた後に、金額等を基に詳細については決めていきたいと考えておりますが、片貝海岸ですとか不動堂海岸を想定しておるところでございます。財源につきましては、ふるさと納税の財源を活用できればなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、国土強靱化地域計画の委員でございますけれども、まず学識経験者という御質問だと思いますが、現在考えているのは大学の教授、これは地域包括支援を結んでおります千葉工業大学に依頼をかけて派遣していただく予定であります。それともう一名、防災士で、学識経験者が2名。あと関係行政機関の職員が6名、各種団体7名、町長が必要と認める者1名ということで計画をしております。

会議の開催時期については、現在、要綱策定が終わりましたので、この補正予算可決後、10月以降に第1回目の会議等々を開いていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） 7 番、浅岡です。

先ほど12月4日と言われたのは、今年の12月4日か、それとも去年の12月4日なのか、ちょっとその辺が分からなかったんですけれども、それを教えていただきたいと思います。もしも去年の12月4日までの話だと、ちょっと問題があるんじゃないかと思いますので、お願いいたします。

次に、空調ですけれども、塩害によって向きとか変えるということですが、これをつけた場合に、今までの電気代とかそういうのが変わるのか。それともこれ、もちろん変わった場合に誰が負担するのか教えてください。

それと、オブジェの件ですけれども、どういうものを造るか分からないんですけれども、それを設計して幾らかかるかというのは、設計して何かに決めるかという話ですが、ということ、頭の中ではもう総額が幾らぐらいでもってやりたいというのがあるからそういう発言だったと思うんですけれども、どのぐらいの予算を考えられているのか。

それと、インスタ映えさせられるような感じでもって考えていると思ってるんですけれども、設置する時期、いつまでに完成させたいという予定なのか、その辺も教えてください。

それと、国土強靱化なんですけれども、先ほど学識経験者と職員等のお話があったんですけれども、議会の中から選んでもらえないんでしょうか。できれば、こういう計画とかの中に、やはり町民の代表である議員を入れないというのは、ちょっとどうなのかと私は思いますので、その辺の回答をお願いいたします。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） コロナワクチン接種関係のことで御回答させていただきます。

先ほど、接種日から12月4日までと御答弁させていただいたところでありますが、九十九里町、5月26日より接種を開始しております。今後なんです、令和3年12月4日接種分までがこちらの対象となるということで、御理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議 長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 私のほうからもお答えさせていただきます。

空調機につきまして、空調機に係る電気代等でございますが、電気代については指定管理者のほうで支払うものと承知しております。

増えるかというようなところでございますが、今回、新規に3台の増設も計画しておるところで、その分については増えると思込んでおるところでございます。

オブジェの制作予算概略があるのかというところでございますが、今までこのようなオブジェを造った経験がないというところから、制作費が幾らかかるのかというのはちょっと見込めていないところが事実でございます。

その設計を今回の補正予算に計上して、制作費を見積もるというようなところでございまして、出来上がったものをいつ頃までに設置するかというところでございますが、今回できた設計の費用を基に、早ければ来年度当初予算、これに計上して、来年度中には造っていくというようなことを想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えさせていただきます。

委員の中に議会のメンバーもというところなんです、今、うちのほうで想定しております。当然、町の地域計画となりますので、議員の代表の方も入れながら強靱化計画をつくっていければいいというふうに考えておりますので、改めて議長宛てに御依頼をさせていただきたいと思っております。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

それじゃワクチンのほうは、早い接種をよろしくお願いします。

エアコンの件なんですけれども、先ほど、指定管理者が支払うようになるだろうということなんですけれども、それはもう了解は、後でもってまたこの分足らないので予算くださいという話にはならないかどうか、それはちゃんとやってあると思うんですけれども、一応念のためにお聞きいたします。

それと、オブジェの件なんですけれども、来年度中ということはもう、再来年の観光客を狙うということではちょっと遅いので、例えば、もうやるのであればゴールデンウィーク頃にはもう完成しますとかそういう気持ちでやらないと、ずるずる後になっちゃうし、それとあと、全体の予算額を想定していなくて個数とかも決められないと思うので、できれば早めに財源の確保と、もう総予算。それとできれば、海水浴場、2か所だけじゃありませんので、3か所あれば3か所全部全てやるとか、そういうふうに進めていただきたいと思います。

以上です。

すみません、もう一つ。策定メンバー、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は１時です。

（午前 11 時 46 分）

---

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 53 分）

---

○議 長（古川 徹君） 続いて、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで特別会計補正予算及び事業会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算、特別会計補正予算及び事業会計補正予算の討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わりにします。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第１号の採決をいたします。

議案第１号 令和３年度九十九里町一般会計補正予算（第６号）を原案のとおり決すること  
に賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の採決をいたします。

議案第2号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決をいたします。

議案第4号 令和3年度九十九里町病院事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決をいたします。

議案第5号 令和3年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の採決をいたします。

議案第6号 令和3年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第15号 九十九里町個人情報保護条例及び九十九里町個人番号の  
利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(古川 徹君) 日程第3、議案第15号 九十九里町個人情報保護条例及び九十九里  
町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第15号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わりにします。

これより採決いたします。

議案第15号 九十九里町個人情報保護条例及び九十九里町個人番号の利用に関する条例の  
一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め  
ます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第16号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定

について

○議 長（古川 徹君） 日程第４、議案第16号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第16号について、提案理由の説明を求めます。

住民課長、鵜澤康子君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第16号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第５ 議案第１７号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることに

ついて

○議 長（古川 徹君） 日程第５、議案第17号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第17号について提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 議案第17号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、教育委員会委員の川崎修氏が令和3年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

川崎氏は、九十九里中学校PTA会長、九十九里町PTA連絡協議会会長を歴任し、現在は九十九里中学校の後援会理事を務めるなど、学校教育に対して大変熱心な方であります。

また、人格も高潔で、学校教育をはじめ社会教育活動に対しても識見を持たれており、教育委員会委員として適任でありますので、引き続き任命するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。

○議 長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第17号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は同意することに決定いたしました。

---

## ◎日程第6 議案第18号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期目標を定めることについて

○議 長（古川 徹君） 日程第6、議案第18号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期目標を定めることについてを議題といたします。

議案第18号について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、鑓田貴賜君。

(提案理由説明)

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8 番、荒木かすみ君。

○8 番（荒木かすみ君） すみません、地域包括ケアシステムのことでお伺いいたします。

20ページの1の(1)の①の6行目、急性期から回復まで切れ目のないというところから、急性期から回復期までの切れ目のないというふうに変わっているようなんですけれども、この辺のニュアンスちょっと教えていただけたらありがたいと思います。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君） お答えさせていただきます。

3 期中期目標では急性期から回復まで、東千葉メディカルセンターにおきましては、急性期を扱う病棟であるということから、この回復期までとさせていただいた。急性期を扱う病院であるがゆえに、回復までではなく回復期までの診療をするということで変更させていただきました。

以上です。

○議長（古川 徹君） 8 番、荒木かすみ君。

○8 番（荒木かすみ君） そうすると、時間的な流れが変わってくるのかなというふうに思うんですけれども、治療中心というのと、回復期という緩和までというか、そういう時間の問題なのかなと思うんですけれども、その辺。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君） 地域包括ケアシステムというのは、メディカルセンターにおいて急性期から回復期までを診ていただいて、回復傾向にある患者さんについては近隣のリハビリ施設だとか介護福祉施設等に紹介して、逆紹介をしてそちらに移っていただくというようなシステムになっておりますので、御理解いただければと思います。よろしくお願いします。

(発言する者あり)

○議長（古川 徹君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） 7 番、浅岡です。

全員協議会でもちっとお話ししたんですけれども、その辺でお願いいたします。

23ページ、この一番上のほうに、内部通報制度を適切に運用しという言葉がありますけれども、この間までの第三者委員会の報告ですとこれ自体がないということです。やはりこれは設立を、こういう制度をつくることをまず目標にしなきゃいけないんじゃないかというふうに思われます。

次に、（５）、人事評価制度を導入しという言葉がありますけれども、４年前の計画でもこれがあって、実際には人事評価制度自体は導入されているはずなんです。ただ、それを運用ができていなかったと思うんですけれども、その辺どういう考えで導入という言葉を使っているのか。

それと、（６）、外部からの病院経営等の専門家による検証を活用し、これも４年前の目標に同じ言葉が出てくる。これは４年間、結局これに対して何もやられなかったから同じ言葉を使っているのか。本来であればもうこれ活用していななきゃいけないことだと思うので、その辺がどういうことで書かれているのか。

続きまして、27ページ、第４、１の（２）の経営情報システムの活用という言葉があるんですけれども、経営情報システムを活用しということなんですけれども、このようなシステムがあるのか教えていただきたいと思います。

30ページ、ボランティアとの協働というのがあるんですけれども、この文面を見ますと、ボランティアがいて当たり前というような書き方ですけれども、目標というのはこのボランティアをもっとより多く集めるとか、そういう努力目標を掲げるのが目標だと思うんですけれども、この文章を読みますとボランティアは同然いて当たり前ですよという書き方なんですけれども、その辺どういうお考えでいるのか教えていただきたいと思います。

それと、この目標を検証するに当たって町ではどういう検証の仕方をしたのか、設立団体として。その辺も教えていただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鐘田貴賜君。

○健康福祉課長（鐘田貴賜君） それではお答えさせていただきます。

まず、23ページの情報交換や内部通報制度の件でございますが、情報公開制度につきましてはメディカルセンターの中で規定がございますので、こちらのほうは適切に運用していくという意味で捉えられていいと思うんですが、内部通報制度につきましては今現在メディカ

ルセンターではこの制度自体はありません。第4期の中でこちらも含めた中で規定していただいて適切に運用していただきたいということで、計画の中には盛っていただきたいということで記載してございます。

それから、人事評価制度についてなんですが、人事評価制度、今東千葉メディカルセンターでは、人事評価制度の運用自体は行っておりません。制度の導入と運用が分かれるのかというところではちょっと微妙なニュアンスがあるかと思いますけれども、今現在運用されていけませんので、第4期の中期目標の中では導入しながら運用しなさいということで記載をさせていただいたところでございます。

それから、外部評価委員会、外部評価委員会といいますと、メディカルセンターでは経営健全化会議等の外部からの有識者の会議は行っております。今後、コンサルタント等を含め、外部による検証及び進捗状況を徹底することということで、こちらのほうは記載させていただきました。

それから、27ページ、経営情報システムの活用ということでございますが、経営情報システムというシステムはございません。この中で、例えば財務会計システムですとか、電子カルテシステムですとか、医療の統計データシステム等ございますので、そういったシステムを活用しながら、業務全般について最適化を図っていくようにということで、こちらは記載のほうをさせていただいております。

それから、30ページですけれども、今議員さんおっしゃられたとおり、募集の努力をするということも確かではございますが、今のところメディカルセンターについては1つの団体のボランティアを受け入れてはおります。それについて募集をするというのはもちろんなんですけれども、なかなかすぐボランティアを見つけてということもできませんので、今回は地域からのボランティアの積極的に受入れということで記載だけをさせていただいたということになります。

それともう一点なんですが、町として、この評価についてどのような検討を行ったかという御質問なんですが、こちらは先ほども説明させていただいたとおり、評価委員会の中にはもちろん町長、副町長、担当課である健康福祉課も参加いたしまして、この評価委員会の中で検討させていただいたということになります。

以上です。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

一応これは検討、評価委員会で、評価委員会というのはメディカルセンターの評価委員会ということですか。九十九里の町の中にも評価委員会があるということですか。

それと、先ほどの人事評価制度、これは制度自体はあるという報告を受けていました。だけれども、先ほどの話だとまだ制度ができていないという回答だったんですけれども、今までのやつだと、今までの人事制度については、評価委員会でもそういう項目があってできていますと、ただ活用がうまくできていませんという報告だったんですけれども、人事評価制度自体がないのと、あって活用しないのはちょっと違うと思うんですよ。

であれば、この内部通報制度を適切に運用しというような言葉の使い方で、人事評価制度を適切に運用しという。あるのであればね。ただ、先ほどの課長の話だとない、まだ人事評価制度がないということだと、そうすると評価委員会に、私が評価委員会の委員をやっていたときに既にこの報告があって、運用を始めますという言葉があったんですけれども、それはうそだったということになるのかね。その辺ちょっと、ありますか。

それともう一つ、待ってください。

ボランティアの件ですけれども、例えば、今、地域の方が運よくお手伝いしてくれるという申出があれば、そうしたら辞めるという話になったら、この目標自体のこれはなくなっちゃうということになるんです。だから、私はこれは、目標としてはやはり募集するとか、協力いただけるようにしていただくというのがなければ計画としてちょっとおかしいんじゃないかと思います。お願いします。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） 1点目の、評価委員会が町の中にあるのかと。町の中にはございませんので、設立団体として評価委員会を設けさせて行っている評価委員会のことでございます。

それから、人事評価の件なんですけれども、事務部のほうで試験的にこういった人事評価の制度だということで、運用的にはこんなものなのかという実証実験的なものはやったというようなことは聞いております。ただし、正式な人事評価制度の導入というのはまだ行っていないというように聞いておりますので、今後、4期中期目標の中では人事評価を取り入れてやっていっていただきたいということで記載をさせていただいております。

それから、ボランティアの件なんですけれども、先ほど来、私も議員さんのおっしゃられる通りだというふうに感じておるところではございますが、ボランティア、今後計画の中でも、目標ではなく計画の中でもそういった文言を入れるように働きかけていきたいと思いま

すので、よろしくお願いいたします。

○議 長（古川 徹君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

先ほど聞くのを忘れちゃったんですけれども、経営情報システム、これ自体がないという。そのないものをここに記載して挙げるということ自体が、先ほどこれをどこで検証したかという、評価委員会だけでもって、町の中ではされていないということですよね。本来であれば、町の中でこれを検討する場がなければ、出来上がったものをめくら判を押すような形になっちゃうと思うんですけれども、いかがお考えですかね。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

こちら、町のほうが管理をするのではなくて、このシステムを全般、先ほども御説明いたしました、財務会計システムですとか電子カルテシステム、医事統計システム等を活用しながら、情報システム、そういった情報システムを活用しながら業務全般について最適化を図ることというようなことですので、町の監査的なものに使うということではありませんので、よろしくお願いいたします。

○議 長（古川 徹君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） 7 番、浅岡です。

いずれにしても、課長自体答えてもらっていないんですけれども、やはりこれは、今大変問題になっているメディカルセンターの目標に対して、やはり設立団体の町として責任を持ってこれを検証するような、目標自体を立てるような組織が町自体にないということがちょっと問題だと思うんですよ。できればやはりこういう検証をする、庁内に委員会なり、何かそういうものをつくってみんなで検証する場所がないと、やはり最後、評価委員会だけに任せているのでは、問題点の改善だとか、こういう目標の適切な設定だとかそういうものがないと思うので、その辺早い時期にそういう場をつくって。やはり皆さんでこうやって論議するようなことが必要だと思いますので、よろしくお願いいたします。要望です。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期目標を定めることについてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 1時32分)

---

○副議長(中村義則君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時33分)

---

#### ◎日程の追加

○副議長(中村義則君) 議長と交代いたしましたので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいま、議長、古川徹君より病院運営改革特別委員会委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

この際、病院運営改革特別委員会委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(中村義則君) 異議なしと認めます。

よって、病院運営改革特別委員会委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

◎追加日程第１ 病院運営改革特別委員会委員辞任の件

○副議長（中村義則君） 追加日程第１、病院運営改革特別委員会委員辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、古川徹君の退場を求めます。

（６番 古川 徹君 退席）

○副議長（中村義則君） 古川徹君より、病院運営改革特別委員会委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りいたします。

本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、古川徹君の病院運営改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

古川徹君の入場を許します。

（６番 古川 徹君 着席）

○副議長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午後 １時３５分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 １時３６分）

---

◎日程の追加

○議長（古川 徹君） ただいま、私、古川徹の病院運営改革特別委員会委員の辞任により、病院運営改革特別委員会委員が欠員となりました。

お諮りいたします。

病院運営改革特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第２として選任を行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、病院運営改革特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第２として選任を行うことに決定いたしました。

---

◎追加日程第２ 病院運営改革特別委員会委員の選任

○議長（古川 徹君） 追加日程第２、病院運営改革特別委員会委員の選任を行います。  
お諮りいたします。

委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、議長の指名により行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認め、議長より指名いたします。

病院運営改革特別委員会委員に９番、内山菊敏君を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました９番、内山菊敏君を病院運営改革特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午後 １時３８分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 １時３８分）

---

○議長（古川 徹君） 次に、病院運営改革特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので報告します。

病院運営改革特別委員会委員長に５番、中村義則君、副委員長に９番、内山菊敏君であります。

---

◎散会の宣告

○議長（古川 徹君） 本日の日程はこれをもって終了しました。

明日10日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会      午後   1 時 3 8 分

令和 3 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 3 年 9 月 1 0 日（金曜日）

## 令和3年第3回九十九里町議会定例会

### 議 事 日 程 (第4号)

令和3年9月10日(金) 午前 9時42分開議

- 日程第 1 議案第 7号 令和2年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 8号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 9号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第10号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第11号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第12号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第13号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第14号 令和2年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 2 報告第 1号 令和2年度九十九里町健全化判断比率の報告について
- 日程第 3 報告第 2号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 4 報告第 3号 令和2年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 5 報告第 4号 私債権の放棄について
- 日程第 6 報告第 5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について
- 日程第 7 報告第 6号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和2事業年

度における業務実績に関する評価結果について

日程第 8 報告第 7 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価結果について

日程第 9 休会の件

---

出席議員 (14名)

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 西 村 み ほ 君 | 2 番  | 小 川 浩 安 君 |
| 3 番  | 原 田 教 光 君 | 4 番  | 鎗 田 貴 俊 君 |
| 5 番  | 中 村 義 則 君 | 6 番  | 古 川 徹 君   |
| 7 番  | 浅 岡 厚 君   | 8 番  | 荒 木 かすみ 君 |
| 9 番  | 内 山 菊 敏 君 | 10 番 | 善 塔 道 代 君 |
| 11 番 | 細 田 一 男 君 | 12 番 | 佐久間 一 夫 君 |
| 13 番 | 谷 川 優 子 君 | 14 番 | 古 川 明 君   |

欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

|                |           |                         |           |
|----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 町 長            | 大 矢 吉 明 君 | 副 町 長                   | 鈴 木 浩 光 君 |
| 教 育 長          | 藤 代 賢 司 君 | 総 務 課 長                 | 篠 崎 英 行 君 |
| 企画財政課長         | 作 田 延 保 君 | 税 務 課 長                 | 吉 田 洋 一 君 |
| 住 民 課 長        | 鵜 澤 康 子 君 | 健康福祉課長                  | 鎗 田 貴 賜 君 |
| 社会福祉課長         | 羽 斗 伸 一 君 | 産業振興課長                  | 南 部 雄 一 君 |
| まちづくり課長        | 山 口 義 則 君 | 会計管理者                   | 中 村 吉 徳 君 |
| ガ ス 課 長        | 川 島 常 嗣 君 | 教育委員会<br>教育委員会<br>事務局局長 | 木 原 隆 行 君 |
| 教育委員会<br>事務局主幹 | 竹 内 秀 樹 君 | 農業委員会<br>農業委員会<br>事務局局長 | 小 森 克 彦 君 |
| 代表監査委員         | 小 川 卓 尔 君 |                         |           |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 篠崎 肇 君 書 記 大原 真弓 君

---

◎開議の宣告

開 議      午前    9時42分

○議 長（古川 徹君）    ただいまの出席議員数は全員です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君）    本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

◎日程第1    議案第 7号    令和2年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8号    令和2年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 9号    令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号    令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第11号    令和2年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第12号    令和2年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号    令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第14号    令和2年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議 長（古川 徹君）    日程第1、議案第7号 令和2年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第8号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第9号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第12号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議

案第13号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、  
議案第14号 令和2年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括  
議題といたします。

議案第7号から議案第14号までの歳入歳出決算について、順次内容説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) 教育委員会事務局長、木原隆行君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) 暫時休憩いたします。

再開は10時50分です。

(午前10時36分)

---

○議長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時49分)

---

○議長(古川 徹君) 議案第9号より議案第14号の内容説明を求めます。

住民課長、鵜澤康子君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) 健康福祉課長、鏈田貴賜君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) 産業振興課長、南部雄一君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) ガス課長、川島常嗣君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) 暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

(午前11時52分)

---

○議長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時 55 分)

---

◎日程第2 報告第1号 令和2年度九十九里町健全化判断比率の報告について

○議長(古川 徹君) 日程第2、報告第1号 令和2年度九十九里町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告第1号について趣旨説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

(趣旨説明)

○議長(古川 徹君) 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第3 報告第2号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告について

○議長(古川 徹君) 日程第3、報告第2号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第2号について趣旨説明を求めます。

産業振興課長、南部雄一君。

(趣旨説明)

○議長(古川 徹君) 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第4 報告第3号 令和2年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について

○議長(古川 徹君) 日程第4、報告第3号 令和2年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第3号について趣旨説明を求めます。

ガス課長、川島常嗣君。

(趣旨説明)

○議長(古川 徹君) 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第5 報告第4号 私債権の放棄について

○議長（古川 徹君） 日程第5、報告第4号 私債権の放棄についてを議題といたします。

報告第4号について趣旨説明を求めます。

ガス課長、川島常嗣君。

（趣旨説明）

○議長（古川 徹君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第6 報告第5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について

○議長（古川 徹君） 日程第6、報告第5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況についてを議題といたします。

報告第5号について趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、鏑田貴賜君。

（趣旨説明）

○議長（古川 徹君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第7 報告第6号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和2事業年度における業務実績に関する評価結果について

○議長（古川 徹君） 日程第7、報告第6号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和2事業年度における業務実績に関する評価結果についてを議題といたします。

報告第6号について趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、鏑田貴賜君。

（趣旨説明）

○議長（古川 徹君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第8 報告第7号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価結果について

○議長（古川 徹君） 日程第8、報告第7号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価結果についてを議題といたします。

報告第7号について趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、鏑田貴賜君。

(趣旨説明)

○議長(古川 徹君) 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

各会計の説明及び財政健全化法関連の報告が終了いたしましたので、代表監査委員の決算審査の意見を求めます。

代表監査委員、小川卓尔君。

○代表監査委員(小川卓尔君) それでは、決算審査の意見を監査委員として述べさせていただきます。

お手元の資料、3冊あると思いますが、令和2年度九十九里町一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書とガスの意見書と、もう一つが健全化の審査意見書、この3つでございます。

それではまず一般会計、特別会計の歳入歳出決算審査の意見を申し上げます。

お手元の資料1ページ目を見ていただきまして、審査の対象は令和2年度九十九里町一般会計歳入歳出決算及びここに記載の6つの特別会計でございます。

審査の期間は、今年の8月16、17、18、19と4日間かけたわけでございます。

審査の方法は、令和2年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、各会計の決算書と決算に必要な書類の作成状況、決算計数の正否、予算の執行が議決及び地方自治法並びに地方財政法の本旨にのっとり、適正かつ効率性を考慮し執行されたか等の諸点に留意し、併せて証拠書類あるいは各種資料の提出、関係職員の説明を聴取するほか、現地調査及び定期監査、例月出納検査の結果をも参考として、慎重に審査を執行いたしました。

4、審査の結果。

審査した各会計の決算書は、法令の定めに従い作成され、関係諸帳簿、諸書類を精査照合した結果、計数は正確であり、予算の執行は議会の議決の本旨にのっとり適法かつ効率的に執行されているものと認めた次第でございます。

まあこれだけ言えばもういいと思うんですけども、一応内容を若干触れていきます。

2ページをお願いします。

会計別決算審査の概要。

歳入。決算で見ますと129億1,685万円という数字でございます。歳出は121億4,909万9,000円でございます。

3 ページ、6 番の一般会計、決算収支の状況でございます。ここで見てまいりますと、一般会計歳入81億2,167万6,000円、歳出74億7,626万4,000円ということで、過去にない大きな会計規模になってございます。

また、5 番の実質収支等を見ますと、6 億1,185万5,000円、6 番の単年度収支が4 億5,737万4,000円ということで、大きな黒字になってございます。今までとちょっと流れが違ふし、内容も違うということをもまず念頭に置いて見てまいりたいと思います。

4 ページをお願いします。

これから常任委員会でまた根掘り葉掘りいろいろよく聞いていただくんですが、その参考になればということでいろいろ資料を細かく出してございます。

4 ページ、歳入の款別前年度対比でございますが、この中で国庫支出金24億594万9,000円というものが特出してございます。コロナ絡みでございますが、あとほかのところはほとんど同じなんでございますけれども、ただ町税、自分たちが自分自身で集めるお金ですね。これが15億を切ってしまった、14億になっちゃったと。これがやはり町民税、固定資産税等でございますが、これから先行きを見通したときに先細りの感があつて、これからどうして食っていくんだよということがこれからも付きまとうと、こういうことだと思います。

5 ページには町税の税目別等の、これは前年と比較していろいろありますので、後ほどお目通しを願いたいと思います。

6 ページにまいりまして、固定資産税の収入率が86.4ということで、前年よりちょっと下がっております。これはコロナ絡みで納期の猶予等をした分が原因で、特別それ以外に重大な問題があるということではありません。下に税目の不納欠損状況、それから未済額、ここにあります。困ったことですが、とりわけ急に悪くなったというわけではありません。

7 ページ、下のほうの文書がございまして、この3 行目から、町税の徴収率は前年度の89.9%から89.2%と0.7%の低下となり、改善率は県下第45位、徴収率は県下54市町村で52位である。現年課税分徴収率96.3%に対し、滞納繰越分徴収率21%と極端に低く、滞納繰越分対策が改善の要である。1 回滞納しちゃうと、なかなかそれを徴収するのに骨が折れますので、何とか現年度中に払っていただくように努力していくということが大事だと思います。

町税調定額において滞納繰越分の占める割合が本町は9.4%となっている。この県平均は3.2%であり、町村平均は5.9%となっており、本町の滞納割合が異常に高率となっている。今後、一層の収入率の向上と収入未済額の解消に努められ、不納欠損額を極力減少するよう

要望すると、こういう次第でございます。

次に、8ページから歳出でございます。

この町役場の仕事は何だと言ったら、町民から税金を集めて、国だって本来町が集める税金を国が集めて、この分は国が頂くようだから、その中の一部をまた町に返してくるのは当たり前の話だよね。いろいろ交付税とかで返ってくるわけです。そのお金をどう使うか、役場はお金を使うのが仕事ですから。その使ったお金を事務的にきちっと整理していくというのが職員の仕事ですから。あと議会のほうが一番責任があるわけですね。お金が有効に使われているのかとか、そこは職員よりも議会に責任があると、そういうのが本来、民主主義の仕組みですよ。余計なことを申しました。

そういうことで、この歳出についてはこれだけお金を使って、これだけの仕事をやりますよということでやったところが、不用額を出しちゃっている。本来であれば、これは業務怠慢ですよ。何でこれだけお金使って、これだけ仕事やりますよというのがやらなかったんだと。それなりの説明責任をせよということになってくるわけですがけれども、そういう観点でこれを見てまいりますと、議会費等は執行率99.4、それから総務費も99、民生費、これについては17億2,000万の大きな会計でございます。これも97.9ということで適切に仕事が行われている。

9ページにまいりまして、衛生費、これは不用額は8,845万4,000円出している。執行率も82%だと。ただ、このワクチン等の関係で繰越しが出ていますよね、4,400円。これを入れると88%になる。しかしながら、集団健診とかいろんなことできなかったですからね。そういうようなことで不用額もやむを得ないかなという状況です。

第5款の農林水産業費です。これについては中身がかなり問題がありますよね。不用額が1億8,200万出している、執行率も48.4だと。これはそれなりの理由がきちんとしていなきゃ勘弁できないという観点で見えていかなきゃいけないですけども、これについても正当ないろいろな理由がありまして、農協の出荷場のあれが遅れていて、その分の補助執行ができないとか、農業ハウスの修理がまだ完全に終わっていないとか、そういうようなことで繰越しも2億6,800万、こういうようなことになりますけれども、この農林水産についてはこれからも注視していく必要があると、こういうことだと思います。

商工費についても翌年度繰越しが1億あって、不用額が4,300もあって、執行率が57%しかいっていない。これも何か問題があるんじゃないかということで見ていく必要があると思います。これについてもいろんなコロナ絡みの商工業の補助金、これが繰越しになったりし

て精算ができていないためであります。

それから土木費についても、これは不用額が1億4,000万、執行率が69。これは台風被害の住宅の再建支援、この分がまだ6戸ほど残っていると、そういうことであるんですが、ただこれは繰越しがないですよ。繰越しがなくて不用額をこれだけ出して執行率が悪い。これも何とか仕事をやっている途中でお金をもっと有効に使って、何かためになることをやれなかったのかと、こういう観点で見ていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

10ページにまいりまして、消防費、それから教育費、この辺については予算を使い切ってほぼ問題ないですね。

10款の災害復旧費でございますが、ここでは執行率が43.1、不用額が5,900万、これも台風被害のときの瓦礫等の災害廃棄物、この処理が年度中にできなかったのも、このようなことになっています。公債費も問題ないですし、諸支出金、予備費も問題がないです。

文書ですけれども、一般会計の歳出について、予算の執行はほぼ良好であり、計数的にも正確である。今後、財政運営が厳しくなる中で、一層の効率、効果的な執行に邁進するよう要望いたします。経理的な面では何ら問題はないと。ただ、欲を言えばもうちょっとよくやってもらいたかったなという面もなきにしもあらずと。そういうような面でまた常任委員会等で頑張ってもらいたいと思います。

12ページは歳出について特徴的なことをここに記載したわけでございます。

それから13ページでございます。将来にわたる普通会計の財政負担の状況。ここに町債の現在高としては73億9,982万7,000円。翌年度以降の支出予定5,400万、積立金残高26億2,000万、将来にわたる財政負担48億3,000万、実質公債費7.4、このようになっています。

企画財政課長のほうから財政力指数で、うちの町は4.6だと言われました。それが4.4になって、4.8になったとか。だけれども、その4.6というのは何を意味するのか。それを見ると、県下54市町村の中で一番悪いのは鋸南町、二番目に悪いのが南房総市、三番目に悪いのは九十九里町。もう4%台なんていうのは問題なく悪いんですよ、この町は。箱物を造るわけじゃなくて、大してお金も使っていないのに何で悪いのか。稼げない。稼ぐというのは、要は固定資産税ですよ。工業団地を持ち、リゾートマンション群を持ち、ショッピングセンター街を持ち、サラリーマンの住宅を提供する。そういうふうに、要は建物、そういうものが町内になさ過ぎるというのか、ない。それが稼げないんだね。それがあ、ないですごく変わってきてっちゃうんです。それが毎年毎年ない、ない、ないで来ているでしょう。だから、別に悪

いことをしているわけじゃなし、無駄遣いしているわけじゃなし、こつこつやっていたって、もう稼げないんだから駄目なんだよね。それを何とかしない限りは、よそ並みにやらない限りは、この壊れそうな庁舎からも、いつ造れるんだか分からないと。こんなことでは寂しいですね。監査委員は言いたいことを言っていないかもしれないけれども、いいかげんにしなきゃいけないですけども。

以上で一般会計を終わりました、次に14ページから特別会計でございます。

給食会計でございます。歳入1億3,899万1,000円。それから歳出、15ページにいきまして1億3,887万5,000ということで、子供の数が年々減っていますから、会計規模もだんだん小さくなってきます。衛生問題とか、神奈川のようにうまくないから食べ残しがうんとあるとか、そういう悪い話は聞かないで済んでいますけれども、何しろ造ってから年数がたっていますから、やっぱり修繕とかいろいろその辺のお金がかかってくる、こういうことでございます。給食費、全額持ってやったって、歳入のほうの受託収入3,200万、大したお金じゃないですよ。町から入れた金で現在もほぼ食べているようなものですよね。給食会計も問題なくやっています。

次に16ページにまいりまして、国民健康保険会計です。国民健康保険会計は会計規模も収入だけで19億8,433万6,000円という大きな会計でございますけれども、この16ページの下の方に、繰入金が一般会計からは1億2,900万、基金から繰入金を6,900万いたしましたね。最後に剰余金が5,000万から出てきますけれども、繰入金を繰り入れた分が余ったと、こういうような勘定になると思います。

保険税調定額5億6,948万2,000円の収入額3億7,405万8,000円は、徴収率65.7%で、県平均74.5%より大幅に低位であり、県下54市町村の中で47位である。これは52、53位から見れば幾らかよくなりましたけれども、それでもまだ下のほうです。これは調定額の35.6%を占める滞納繰越分の割合が極めて高いことに課題がある。この県下平均は24.4%である、こういうように書いておきました。

それから、17ページいまして、健康保険の歳出でございます。支出済額19億3,370万3,000円。この中で、その下にあります保険給付金でございます。医者に払った医者代ですね。これについてよく世間ではコロナ控えとか何とか言っていますけれども、医者に行くのが少ないんだか、そういうことで前年度より1億8,855万5,000円少なくなっています。保険者は4,641人、この保険者というのは社会保険に入っている社会保険とその社会保険の家族、この人たちが約6割近い、町民の中で。あとが健康保険と後期高齢、この3つしかありません。

よね。後期高齢が健康保険より幾らか少ない、3対2ぐらいになるのかな。そのような割合になっております。

健康保険も実質収支で5,000万の黒だし、何ととっても県の連合会に移行しましたから、町とすれば気が楽になりましたよね。ただ、基金が大分たまっている。基金は本来は、今加入している人たちは大分少なくなりましたけれども、その人たちのおかげじゃなくて、もう既にやめていった年寄り方が一生懸命真面目に積んできた金たまわってそれだけあるんだよね。今いる人たちだけの力でそれだけの5億の金があるわけじゃない。それを踏まえながらどう生かした使い方をするのか考えてもらいたいと思います。

私が年寄りのひがみをちょっと言いましたけれども。

18ページ、後期高齢でございます。

これはもう会計規模は小さくなりまして、歳入総額2億2,101万9,000円。これも一番下に書いてありますけれども、被保険者2,968人ということですね。これは去年より減っているというのは、昭和20年の敗戦の年に生まれた子がすごく少なかったんです。それが昭和二十四、五年ぐらいからががって増えてきて団塊の世代になっています。それが今度入ってくると急激に増えていく。今、過渡期としてちょっと減っているんですね。健康保険の人も減っている。それはちょうど20年生まれぐらいの人が減っているわけですね。後期高齢についても問題なく町の繰入れも6,400万、こういうことになっています。

それから、19ページの介護保険特別会計でございます。

これは会計規模が大きくて、歳入が17億6,910万8,000円、これは繰入金3億5,748万3,000円ということで、一般会計から2億6,261万2,000円、基金がこのほかに9,487万1,000円繰り入れています。合わせて3億5,700万の繰入れということです。

20ページにいきまして、歳出が17億90万6,000円。下に文章書いてありますけれども、保険給付費が15億6,604万2,000円。歳出総額の91.2%を占めており、前年度より8,568万7,000円増加している。これは自宅介護から施設介護への移行が進行したことによるもので、第1号被保険者が6,167人と前年比47人増、要介護、要支援認定者が974人と、前年比33人増など、年々増加傾向にあり、介護予防活動の一層の取組が重要となっているということで、介護はいよいよ九十九里町は自宅介護でお金がかからないように年寄りの面倒見てもらったわけよ。やっぱり施設がだんだんできてきたりすると、そっちが便利だからだんだんお金がかかってくる。いよいよこれから介護についてはますますかかってくる。ということで健康づくりを何とか進めないと大変なことになります。

21ページ、病院でございます。

今、病院、いろいろ担当のほうから経営改善だ、やれどうなっているんだという話をしていたけれども、上の歳入 5 億 5,661 万 3,000 円、県支出金は整備事業交付金 1 億 8,690 万であり、繰入金は一般会計繰入金 1 億 7,998 万 9,000 円と基金繰入れ 5,883 万 7,000 円である。

下の歳出、歳出合計 5 億 5,661 万 3,000 円。令和 2 年度末の病院事業債券が 17 億 9,882 万円となっている。町の財政負担として病院事業債の元利償還は計画どおりであるが、病院経営収支の不足資金への貸付金が 9 億 3,572 万 2,000 円であり、病院経営収支改善の促進が急務となっている。病院を建てる時に病院債でお金を借りてしたものは 18 億ぐらい、17 億幾ら。これはきちんとした債権債務、きちんとなくなっていますけれども、問題は病院の経営が赤字によって運転資金を町が工面してやったと。この金が別に担保を取って金を貸したわけじゃなし、きちんとした証文があってやったわけじゃなし、ちょっと不安定要素があって、これはやっぱり注意していつて、だけれども元本は何とか病院が収支とんとんでもいいから一日も早く経営改善が進んでほしいという中でああいう不祥事が起きたり何かして、いろいろ頑張ってもらっていますけれども、あれはやっぱりないよりはあったほうがいいはずですから、何とか持ちこたえて、辛抱して何とか少しずつよくして物にしていくと、こういう辛抱強く頑張っていくしかないと思いますよね。

22ページ、農業集落排水特別会計でございます。

これは歳入が 1 億 2,605 万 8,000 円、歳出が 1 億 2,561 万 6,000 円ということでございますが、この 23 ページの文章でございます。この事業は総額 131 億 7,038 万 4,000 円。すごいお金をかけて、よくも造ったものですよね。131 億円ですよ。国庫補助金が 92 億 5,107 万 3,000 円と地方債 39 億 1,931 万 1,000 円で起業したもので、令和 3 年 3 月 31 日における簿価 33 億 6,245 万円の資産と、地方債残高 6 億 7,251 万円をもって令和 3 年 4 月 1 日より公営企業法による公営企業会計へ移行となります。

この施設の使用開始は、真亀丘地区が平成 10 年 6 月、作田丘地区が平成 13 年 6 月、豊海丘北部地区については平成 17 年 5 月。長期間の経過による老朽化により年々修理費が多額となり、公債費、毎年 8,300 万円相当の負担と合わせて一般会計を今後は圧迫していくことが考えられます。

ということで、昔の人は偉かったというのか何というのか、度胸があったというのか、ばか博打を打ったというのか。130 億もかけて町民の何%に当たる人の恩恵をした。その維持費たるもの、これかかってくるわけです。大変なんですよ。だけれども、今となればこれを壊

しちゃうわけにもいかないし、何とか安上がりに維持してやっていくしかないと思うんです。そういうような面で、これも負の資産というのか何というのか、こういう課題を持ってやっていかなきゃいけないということになると思います。

一般会計について私のほうの意見なんですが、24ページ、結びでございます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応の行政運営が強いられてきました。本町への新型コロナウイルス感染症対応も国庫補助金として特別定額給付金給付事業費補助15億4,890万円。地方創生臨時交付金3億5,568万3,000円などにより、国庫補助金が前年より20億1,735万5,000円の増額となっている。これにより一般会計の歳入歳出決算額は例年より異常な増額となった。このような中で防災行政無線関連の全てが整備され、また町内全ての小・中学校の校内情報通信ネットワークの整備と全ての児童・生徒へのタブレット端末機の配置及び各教室への電子黒板設置など、教育備品の充実が図られています。当分の間、行政の情報収集機能を全開させ、本町住民にとっての新型コロナウイルス感染症対応の最適な対処について、町行政に指導的役割が求められてまいります。町民の日常生活における行政への課題の明確化を避けることなく、課題を掘り起こし、この解決策について大多数の参画を得て模索する姿勢が今必要でありましょう。

令和3年9月2日、九十九里町監査委員小川卓尔、同佐久間一夫。

以上が一般会計と特別会計でございます。

引き続きましてガス会計にまいります。

ガス会計の資料を御覧ください。

これは6月30日に審査を行いまして、審査の概要、決算審査に当たっては、審査に付されたガス事業会計決算書、事業報告書及びその他附属書類が公営企業法並びに本町ガス事業会計規程等に準拠して作成されているか、公営企業の本来の目的である公共性、経済性の発揮に努めているか、また計数は正確か否かを確認するほか、各種資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取いたしました。

4番、審査の結果でございます。

審査に付された決算報告書、事業報告書及びその他附属書類は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令の定めに従って作成されており、計数は正確であり、会計処理も定められた手続によって行われ、かつ現金及び預金は適切に運用保管されており、本決算は適正なものと認められた、こういう次第でございます。

中を軽く触れてまいります。

1 ページを開けていただきまして、審査の概要でございます。

収益的収入については3億5,222万3,000円。支出が3億4,196万8,000円でございます、次のページが資本的収入ということで、収入はゼロですが、資本的支出は9,263万6,000円ということでございます。これは企業会計の中で収益的投資が資本的に分けてやるように指導がされているわけですから、こういうふうにしてあるということでございます。

それから4ページにまいりまして、業務実績でございます。業務実績について、人口減少に伴う需要家数の減少により年間ガス供給量が前年より5%減少となっていると。近年、町の人口減少や住民の高齢化、独居世帯への移行と、町商工業の停滞などにより供給先の減少が課題となっている。ガス1m<sup>3</sup>当たりの売上げ98.9円に対し、購入原価は35.4円で、原価を除くガス事業費用の総額はほぼ一定していることにより、供給先増加対策が急務となっている。今、損益分岐点に近い形で営業していますけれども、何とか供給量を増やせば利益が出てくる。これ以上また減っちゃうと、今度赤字になって一般会計か何かで見てあげなきゃいけない。こういう境目の状況でございます。

5 ページにまいりまして(2)上ですけれども、当年度純利益473万円と見てございます。

最終的に473万円という利益になりましたけれども、これは操作をして470万にしてあるという面もあるわけです。というのは、ガスホルダー、でっかいガスのタンクがありますよね。あのタンクは5年に1回開放検査を、全部検査する。ガス漏れしないとか、圧に耐えられるとか。そのためのお金が5,000万ぐらいかかる。それを5年間で1,000万以上のお金を積んでおかなきゃいけません。そういうような修繕積立金というのが費用として積み立てるわけです。そういうような類のもので、いろいろ費用として先に取っちゃって、利益を余り表に出さないというような兼ね合いがある程度許されている。そういうような面でございます。

6 ページのほうに町のガスの仕事を会社みたいに企業会計で経営してやっているけれども、その内容について大丈夫なのかどうなのかというようなところをいろいろこういう数で計算して見ている。その限りではほぼ問題なくやっているということでございます。

あと途中、細かいことごちゃごちゃいろいろしてありますけれども、最後10ページを御覧いただきたいと思います。

審査の意見、令和2年度ガス事業の決算について、令和3年6月30日にガス課幹部職員より、ガス事業決算報告書、附属書類についての説明及び証拠書類の提出を受け、ガス事業運営管理状況の報告を併せて慎重に審査を執行いたしました。

その結果、決算報告書及び附属書類はいずれも地方公営企業法その他関係法令の定めに従

い作成されており、予算の執行、経営の成績及び財政成績が適正に表示されておりました。会計処理は定められた手続により行われ、現金及び預金も適正に運用保管されており、本決算は適正なものと認めた次第であります。

審査結果の概要。

1、本決算の状況は、当年度純利益473万円であり、前年度比137.6%で、129万3,000円の増となっている。これは、ガス事業収益が前年比97.6%に対し、ガス事業費用が前年比97.2%によるものである。

このガス事業は、直接の売上の利益と、それに対する原料の仕入れとか人件費とか償却費とか、いろんなものを入れた費用、それをやると赤字なんですよ。ところが過去20億以上の国からの補助金があったんです。その補助金を償却年限に割り当てて収益化している。前受金戻入とかって訳分からない言い方していますけれども、その国からもらった補助金を収益化している。その金が1年間に5,000万ちょっとあるわけです。それを入れていくと最終的にこれだけの黒になりますよということをやっているわけです。だから、仕入れて、費用かけて、売上げて、利益出ている。そういう形にはなっていないんですよ。だから黒だからいいやと思っていたら、そうじゃなくて、過去にもらった補助金とかそういう財産を食い潰して、それを利益化して黒だと言っているにすぎないですよ。そういう捉え方をしていかなきゃいけないですよ。

2番、ガス供給量について。家庭用が供給先を22戸減少したが、供給量は前年比2.1%増となり、商工業用24.4の減により全量年間5%の減少で、コロナ禍の影響によると思われる。今後の供給量確保に向けた供給先拡大の推進が必要である。

このコロナで、家庭用は1戸当たりの使い方がちょっと増えているんだよね。増えているんだけど、やっぱりサンライズが休んだり、いろいろ飲食店が十分活動しなかったり、そういう商工業が足を引っ張って全体で5%減っている。費用をかなり削ったので、辛うじて黒にしたということでございます。

3番、ガス事業においてガス供給配管網161kmの維持管理が基幹業務であるが、現状は応急的業務が主体で、積極的改良工事着手への条件整備が必要と思われます。何しろ古い管があるんですよ。漏れたって、それ以外に、いわし博物館が爆発するほどいっぱい、ありますから、何とか言い訳できますけれども、それでもやっぱりガス管が漏れたのでは仕入れが減っちゃって商売になりませんし、保安上の問題もあるので、これについては非常にお金もかかるし、大変なんだけれども、やっぱりこの保安をきちっとやっていくというのがこの仕事

の命ですから、その点を頑張ってやってもらうように、それをするにはもう少し利益の出るような形とか、人的余裕が出るようにとか、とにかく余裕がないんですよね。もうちょっと余裕を考えてやる必要があるんじゃないかと思います。

今後、公営企業としての経営の基本原則を堅持し、ガス事業の保安を確保して、安定した供給サービスの向上と経営の健全化に関係職員一丸となって邁進されますよう提言いたします。

令和3年7月20日。九十九里町監査委員小川卓尔、同佐久間一夫。

以上でございます。

最後に健全化でございます。

さっき報告事項で健全化の報告をいたしました内容について、正しいのか正しくないのか審査をしたわけでございます。その審査の対象及び審査実施日、ここに書いてありますけれども、普通会計、それから農業集落排水、ガス事業会計、この範囲をやったわけです。

やっぱり計算式で計算しますから、分母と分子の数字の取り方、これが正しいのか正しくないのか。それを確認すると、これが作業でございます。その結果、それぞれ全て正しくなっておりました。

この中に総合意見とか個別意見とかいろいろありますけれども、ひとつまた今日はお疲れでしょうから、後ほどよく目を通していただいて、お願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（古川 徹君） 小川代表監査委員、御苦労さまでございました。

内容説明及び代表監査委員による決算審査の意見が終了いたしました。

質疑、討論、採決は後日の本会議で行います。

---

## ◎日程第9 休会の件

○議長（古川 徹君） 日程第9、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

9月13日から9月21日まで、常任委員会の開催及び議案調査のため、休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、9月13日から9月21日まで休会とすることに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（古川 徹君） 本日の日程はこれをもって終了しました。

9月22日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会      午後   2時23分

令和 3 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 5 号）

令和 3 年 9 月 22 日（水曜日）

## 令和3年第3回九十九里町議会定例会

### 議 事 日 程 （第5号）

令和3年9月22日（水）午前 9時52分開議

- 日程第 1 議案第 7号 令和2年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 8号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 9号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第10号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第11号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第12号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第13号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第14号 令和2年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について

追加日程第1 議案第19号 町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について

追加日程第2 議案第20号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

追加日程第3 病院運営改革特別委員会の中間報告の件

---

### 出席議員 （14名）

1番 西村 みほ 君

3番 原田 教光 君

5番 中村 義則 君

7番 浅岡 厚 君

2番 小川 浩安 君

4番 鎗田 貴俊 君

6番 古川 徹 君

8番 荒木 かすみ 君

9 番 内 山 菊 敏 君

11 番 細 田 一 男 君

13 番 谷 川 優 子 君

10 番 善 塔 道 代 君

12 番 佐久間 一 夫 君

14 番 古 川 明 君

欠 席 議 員 （なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

|                          |           |                        |           |
|--------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 町 長                      | 大 矢 吉 明 君 | 副 町 長                  | 鈴 木 浩 光 君 |
| 教 育 長                    | 藤 代 賢 司 君 | 総 務 課 長                | 篠 崎 英 行 君 |
| 企画財政課長                   | 作 田 延 保 君 | 税 務 課 長                | 吉 田 洋 一 君 |
| 住 民 課 長                  | 鵜 澤 康 子 君 | 健康福祉課長                 | 鎗 田 貴 賜 君 |
| 社会福祉課長                   | 羽 斗 伸 一 君 | 産業振興課長                 | 南 部 雄 一 君 |
| まちづくり<br>課 長             | 山 口 義 則 君 | 会 計 管 理 者              | 中 村 吉 徳 君 |
| ガ ス 課 長                  | 川 島 常 嗣 君 | 教 育 委 員 会 長<br>教 務 局 長 | 木 原 隆 行 君 |
| 教 育 委 員 会 幹<br>事 務 局 主 幹 | 竹 内 秀 樹 君 | 農 業 委 員 会 長<br>農 務 局 長 | 小 森 克 彦 君 |
| 代表監査委員                   | 小 川 卓 尔 君 |                        |           |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |         |     |           |
|---------|---------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 篠 崎 肇 君 | 書 記 | 大 原 真 弓 君 |
|---------|---------|-----|-----------|

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時52分

○議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

◎日程第1 議案第 7号 令和2年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 9号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第11号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第12号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第14号 令和2年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議 長（古川 徹君） 日程第1、議案第7号 令和2年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第8号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第9号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第12号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議

案第13号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第14号 令和2年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

各会計とも既に内容説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計決算について質疑を行います。次に、特別会計決算、事業会計決算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合はこれを許します。

これより一般会計決算について質疑を行います。

質問者は質問内容を簡明に述べ、答弁者はその内容を理解し質問に対し明確な答弁をされますようお願いいたします。

質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

それでは、2点質問させていただきます。

42ページ、5目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金また2節中学校費補助金、ここ、タブレット購入がのっています。公立学校情報機器整備費補助金とありますが、このタブレットの購入1,669万5,000円が小学校、中学校が931万5,000円とあります。このタブレット購入費のことをちょっと詳しくお聞かせください。何台ぐらい購入されたのか教えていただきたいと思います。

もう一つは、もう一点目は184ページ、5項社会教育費、2目公民館費、17節備品購入費、図書購入費79万8,000円。令和2年度の当初予算額は50万円の計上になっていますが、決算額は約30万ほど増額になっていきますので、この内容をお聞かせください。

以上です。

○議長（古川 徹君） 善塔道代議員に対する当局の答弁を求めます。

教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、こちらの補助対象となりますタブレットの台数でございますが、こちらは合計で866台になります。小・中学校合わせて866台。詳細を申し上げますと、小学校が556台、中学校が310台でございます。

それから、184ページの備品の購入の図書購入費でございますが、こちらにつきましては例年、議員のおっしゃるとおり50万円程度の予算ですが、令和2年度につきましては、コロナ対策の交付金を利用しまして約30万円ほど増額となっております。冊数につきましては約ですが、200冊ぐらいの増冊、購入となっております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 2点ですけれども、一問一答ずつでもいいですか。すみません。

最初に、タブレットの関係ですけれども、今、小学校、児童のほうで556台、中学が310台で今答弁いただきましたけれども、それでちょっと委員会のほうで4万5,000円というのを聞いたんですけれども、この人数分掛ける4万5,000円でこの金額が出ているということを聞いたんですけれども、この4万5,000円という、国が示しているのかな、この4万5,000円という、この金額はどういう意味なのか教えていただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

まず、4万5,000円につきましては、こちらの補助金を交付するに当たっての基準額が国から示されております。それが4万5,000円となります。

それと、大変申し訳ございません。先ほどお答えしました台数でございますが、補助に対しては、失礼しました、台数が違いまして、補助に対しては小学校が371台分、それから中学校が207台、合計578台分の補助を受けております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。児童556人の中の371台ということですよ。

この補助はそうですけれども、補助にならない人数分がありますよね、中学もそうですけれども。それはどこに計上されているのか、幾らぐらいだったのかが分かれば教えていただきたいんです。

また、これは入札だったのかどうだったのかお答えください。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） お答えいたします。

まず、すみません、残りの台数につきましては、こちら備品購入費のほうに教材備品として、コロナのやはり交付金を利用しまして購入させていただいております。

すみません、金額についての詳細が、今手持ちの資料にないので、後ほどお答えしたいと思います。

それから、入札かどうかにつきましては、入札で行っております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） それでは、図書室の図書購入費、200冊ということで、コロナの臨時金かな、それで賄ったということで分かりました。

効果表の中に、効果表142ページに公民館図書、町民の読書に関する要望が高まる中で、新刊書の購入については最新の情報を入手するとともに、利用者の要望にも応え、多くの人たちに図書室を利用していただけよう努めましたと明記されていますけれども、この文言はここ二、三年同じ内容なんですね。でも、変わっている様子が一つも見当たらないので、ここの中で利用者の要望に応えというのがありますけれども、どういう要望があって応えてきたのか。お願いいたします。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

利用者の要望につきましては、まず公民館の図書室に、主にない本を東部県立図書館へ要望しまして、貸出しをお願いしているところでございます。そういった対応を基に、利用者の要望に応えているということでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 特にアンケートを取っているとかということではないんでしょうかね、今の答弁の中では。ただ、ない本を東部県立図書館からということみたいですけれども、やはりこの文言だと利用者の要望に応えとあるから、何かアンケートでも取ってこうしたほうがいいですよということがあって改善していつているのかなと思いましたので、今後やはり、少ない予算の中で頑張ってくださいと思いますが、多くの町民が安心してこの本を借りることができるように工夫していただきたいと思うんですね。

また、3月定例会の一般質問で、本の除菌機を質問しました。新型コロナに関係なく、衛生面から考えて除菌機の購入をどう思いますか。お聞かせください。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

ただいま議員のおっしゃるとおり、図書室につきましては、不特定多数の方が本に触れますので、一般的な生活雑菌についての殺菌効果はかなり期待できるものと認識しております。しかしながら、新型コロナウイルスへの有効性につきましては、いまだに確認されていないところでございますので、このようなことを踏まえまして、今後導入について関係課と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

私のほうからは、85ページ、款2節18のバス運行対策費884万、この884万の数字の根拠は何なのかということと、あと片貝タクシーさんへは100万円の補助を出していますよね。私もずっと地域公共交通ということで取り上げていたんですけれども、やっぱりこういった片貝タクシーさんと、デマンドや何かのそういった提携はできないのかどうなのか。

それから108ページ、附属資料61の款3節12緊急通報システム事業委託料。コロナ禍の中で高齢者の安否が確認できる、できやすいというふうに私は思っていて、また私の知り合いの何人かもこの緊急通報システムで何度か救急車で病院に運ばれたという方もいるので、高齢者にとってのこの緊急通報システム事業というのは大変大事だなと思っているんですけれども、10月から日中独居、やっとなんかそういった拡充がされると思うんですけれども、こういった周知はどのようにされているのか。特に高齢者なので、なかなか話して、そういうのがあったのという高齢者の方もいるので、そういった事業の周知を、今後拡充された事業の周知はどのようにしていくのかお答えください。

○議長（古川 徹君） 2点でよろしいですか。

○13番（谷川優子君） 2点でいいです。一般会計。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） それでは、私のほうからはバス運行対策費補助金884万円についてお答えをさせていただきます。

まず、この補助金の内訳でございますが、1点といたしましては、例年補助してございます海岸線運行事業の補助金、これが125万円でございます。フラワーバスに対して支出するものでございます。

それともう一点、令和2年度の特別な事情によってというところで、コロナ対策として、

事業継続支援で759万円となっております。内訳を申し上げますと、片貝タクシーさんに102万円、九十九里鐵道さんに384万円、フラワーバスさんに63万円、小湊鐵道さんに210万円でございます。これは、町内を走る路線の数と運行するバス、車両の台数によって積算をしたものでございます。また、タクシーについては、基本料金を取りあえず90万円として仮置きさせていただいて、台数分を上乗せしたというところでございます。

それから、片貝タクシーと提携し、デマンド交通を走らせられないかといった御質問でございますが、これにつきましては将来的な可能性として、今後公共交通会議等々で検討を進めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） 私のほうからは、緊急通報システムについてお答えをさせていただきます。

決算附属資料の61ページでございますが、2年度末現在の設置者数は156人の独り暮らし等の高齢者宅、いわゆる独居世帯に設置し活用していただいているところでございます。

昨年度、新規で46件、撤去で18件であり、昨年度は設置台数28件増加しております。

また、緊急通報システムの拡充につきましては、本年10月より老老世帯、日中独居の世帯へと拡充し、さらなる利用拡大を図り、高齢者の安心できる環境の確保に努めているところでございます。

広報につきましては、広報誌に、一番裏面に10月号に大きく掲載するとともに、今後民生委員さんをお願いして、日中独居、それから老老世帯の方々への普及を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

このバス運行対策費、これ結局、人口が減少して赤字が増えると、また負担が増えるという状況になっているのか。そうすると、歯止めが利かないというか悪循環につながっていくんじゃないかと。もう少し公共対策、地域公共対策に抜本的に町が対策を立てなきゃいけないと思うんですけども、そこはどうか。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、人口減少すれば、それに反比例しまして、公共交通についても便数が減ったり廃線になるということが考えられますので、そういったところをしっかりと受け止めながら、公共交通会議の中で検討を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

結局、出てくる現象に対応していくと問題解決にはならないと思うんですね。

それと、そういった協議会の内容を十分に住民にも知らせてほしいということと、それからもう少し町としてまちづくりとして、この地域公共交通の対策を、目先のことだけではなくて、将来的を含めた対策を私はお願いしたいと思います。回答はいいです。

緊急通報システムのほう、お願いします。

（発言する者あり）

○議長（古川 徹君） 質問してください。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

この緊急通報システムでこれからますます高齢者にとって必要になると思うんです。ですから、高齢者の方も申請しやすいような、そういった方法を取っていただきたいと思いますので、また、それから私もこの緊急通報システムの一応一緒に紹介人というか、なっているんですけども、ただ緊急通報システムのそういった保証人というか、確認をする人になる、そういったその内容が十分に正しく伝わっていないということがよく言われるので、そこも含めてきちんと町としてつかんでいただきたいと思います。いいです、回答。

○議長（古川 徹君） 答弁結構ですね。

ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

32ページ、14款1項3目商工使用料、節1の町営駐車場使用料、これは当初予算4,082万8,000円で始まりまして、補正でもって減額補正を500万弱されて、最終的に調定額が4,268万2,000円ということで、当初予算よりも増えて収入があるわけですが、この辺の理由が分かれば教えてください。

続きまして、110ページ、3款1項4目国民健康保険費、27節出産育児一時金等繰出金168

万円、これは国保のほうの出産された方6人に、町のほうからそのお金として支払われているわけですが、この財源が分かれば教えてください。

続きまして142ページ、5款3項1目18節海の駅九十九里支援金300万円、これも当初予算にはのっていなかったと思うんですが、全体でもって当初予算4,300万5,000円、補正で77万8,000円プラスして、最終的に4,175万1,653円、当初予算よりも大分減っているんですが、そういう中で海の駅九十九里支援金300万円支払われていますが、この支払われた趣旨、どういうことで支払われたのか教えていただきたいと思います。

以上です。お願いします。

○議長（古川 徹君） 浅岡厚議員に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、鵜澤康子君。

○住民課長（鵜澤康子君） 私からは、出産育児一時金につきまして御説明させていただきます。

出産育児一時金につきましては、助産費として保険者が被保険者の出産に関して支給する保険給付となっております。その中で、国民健康保険では、支給基準額の3分の2を一般会計から国民健康保険会計のほうへ繰り入れるということが組合の規約に規定されているところであり、その繰入額については地方交付税が措置されているところでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

（午前10時17分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時18分）

---

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

海岸町営駐車場の使用料が、当初予算から調定額が増えたという御質問についてでございますが、当初見込みは、例年の利用台数から平均等を見込んで予算を計上したところでございます。調定が増えたというのは、利用者の増加があったというところではないかというふうに推察しているところでございます。

もう一点の海の駅九十九里支援金の300万円の趣旨でございますが、この財源につきましては、コロナの復興臨時交付金を活用したものでございまして、コロナの影響によって海の駅九十九里への甚大な影響があったというようなことを支援するという目的で300万円を支出したものでございます。

300万円の支出の内容でございますが、感染予防対策に補助経費として40万円、それと情報配信に関する事業の経費として260万円の支出をしてございます。感染防止対策については、入り口に非接触式のサーマル温度測定ターミナル装置等を設置したものでございます。それとテラス席の増設ということで、増設を図っていると。情報配信につきましては、道路への案内板を8か所設置してございます。それとパンフレット等の作成と、新聞折り込み等のチラシの作成といったものに使われているというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 浅岡です。

出産育児一時金、先にお答えいただきました、先に再質問させていただきます。

先ほど財源、国庫、国からの交付金ということで、全額がこれは入れられて、それを全部払っているのか、その辺を教えてくださいと思います。

それと、出生者の数ですけれども、34名ということで、国保関係が6人、残りの28人が社会保険の方ということでよろしいのでしょうか。

○議 長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） まず、地方交付税の措置につきましては、私のほうから分かる範囲ですけれども、交付税の計算する基が、補正額等いろいろ根拠があつての交付税となっており、必ずしも出産育児一時金の全額が来ているというようなことはないのではないかという、住民課としてのサイドは100%ではないのではないかというお答えまでにとどめさせていただきます。

また、出産数につきましては、34名のうち6名が国保、残りが共済もしくは社会保険というところで、議員のおっしゃる数字のままで間違いはありません。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 地方交付税のことですので、私のほうから補足で説明させていただきます。

まず、出産育児一時金のこの算定に当たりましては、実際の出生数を使った実績ベースの積算ではございませんで、幅広く保健衛生費といたしまして、被保者数、それから軽減世帯の割合であるとか高齢者の割合、こういったものに依拠して算出されるものでございます。これを案分して出産育児一時金を求めることも可能でございますが、ただし全ての交付税にわたって、事業が多岐にわたっておりますので、そういった検証は行っておりません。ただし、本町におきましては国保の割合がかなり多うございますので、全額分は受領されているということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 浅岡です。

そうしますと、計算式によると、出産された方の数ではなくて、あくまでも統計上の、国保の利用者数だとか、それを算定しているということで、出産の人数にかかわらず交付されているということです。その分、一般財源、町税のほうからも当然繰り入れていると思われるんですけども、その場合、残りの28人の社会保険とか共済でもって出産された方、この方たちには町の一般財源からは一銭もお金が出ていないというようなことと思われま

す。米寿、敬老に関して、長寿の方には5万円ずつお祝い金払われていますよね、町一般財源として。それで、出産に対しては町としては、国保の方には一部町のほうから、幾らか分からないですけども、幾らかのお金が出ている。しかしながら社会保険の方にはお祝い金とかそういう補助金的なものが一銭も出ていないということですけれども、これはやっぱり町税を払っている方の平等という考え方からすると、やはり不平等になっているというふうに思われます。町としてこれのほかに少子高齢化対策として、高齢者の方には長寿のお祝い金をやっているんですけども、新しく生まれた方にお祝い金ですとかそういうものによって少子化対策をするというような考え方があるのか、その辺を教えていただきたいと思

います。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） 私のほうから、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、少子化対策あるいは移住・定住対策として、自治体独自のお祝い金を出している自治体がございます。千葉県内全体の市町村の状況につきましては、詳しい資料は実はございません。今後、県がアンケート調査を行う予定と伺っておりますが、私のほうでインターネット上の情報でございますが、県内の自治体7市町で実際にお祝い金を支出

していることを確認してございます。これにつきましては、決して国民健康保険加入者、社会保険加入者という区別をしているものではございません。そこに住民票を置いていらっしゃる全ての町民あるいは市民の方を対象に実施をしているということでございます。

近隣の自治体で申し上げますと、大網白里市さんでは第3子以降のお子さんがお生まれになった場合、芝山町さんにおかれましては第2子以降のお子さんがお生まれになった場合にお祝い金を支出しているということを承知してございます。

御指摘の九十九里町として今後どうするのかということにつきましては、県全体の状況ですとかあるいは先進自治体の事例等を参考に、今後検討を進めてまいりたいと思いますので、御了解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

ただ、年間34人しか生まれていないんですよ。ほかの県の状況ですとか近隣のでもって、第2子、第3子じゃなくて、第1子をまず産んでもらうことも大事だと思いますので、これは至急対策していただきたいと思います。

それでは、町営駐車場使用料についての再質問をさせていただきます。

私が先ほど聞いたのは、補正予算でもって減額補正をしているんですよ、500万弱。これはコロナの関係でもって閉鎖するということで、これだけの減額をしたのにもかかわらず、最終的には当初予算よりも五、六%アップと。その閉鎖した期間があるにもかかわらず、そういう状況になっているということを聞いたかったですけれども、コロナの実際、緊急事態宣言が出て、緊急事態宣言が2年4月7日から5月31日までだったと思うんですけれども、その間いつからいつまでを閉鎖されたのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 大変失礼しました。

議員おっしゃるとおり、昨年のコロナの状況により利用台数が減ると見込んで減額をしたものの、結果的には利用台数は予算額を上回ったというところでございます。

昨年、閉鎖したのは、第1回目の緊急事態宣言が出た4月から5月の1か月間を駐車場の閉鎖をいたしました。その後につきましては閉鎖はしておりませんで、ただ、昨年夏場の海水浴場がコロナの影響により不開設ということで、開設した場合にはその間平日も駐車料金が徴収されるものでございますが、不開設に伴って、駐車料金も平日は徴収しておりません。

そういったことも加味して減額の見込みを立てて減額したところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） そうしますと、緊急事態宣言が発令されてすぐにされたということだったんですか。分かりました。にもかかわらず、2 か月間やったにもかかわらず、実際蓋を開けてみたら、2 か月をやらないにもかかわらず、前年以上の人が来たということですよ。それで、海水浴場も閉鎖しているのにもかかわらず、予定よりも、当初予算よりも大分増えたというようなことでよろしいんですね。分かりました。じゃこれはそれで結構です。

続きまして、海の駅九十九里支援金、これもやはりコロナ対策で、海の駅が閉鎖された関係で、町内に来てくれるお客さんが減るんじゃないか、また海の駅に来るお客さんが減るんじゃないかということで対策をされたと思います。

海の駅の周知ですけれども、伺っていると思いますけれども、前年に比べてどのぐらいだったかというのがもしも分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

海の駅の支援金でございますが、議員御指摘のとおり、昨年、第1回目の緊急事態宣言発令時に、4月から解除まで海の駅も閉店をしてございます。その間の売上の減少等の支援というところで、コロナ臨時交付金を活用した支援事業を創設したところでございます。

それと、海の駅の収支でございますが、手元に資料がございませんので、後ほどお示しできればと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） 7 番、浅岡です。

駐車場料金がこれだけ上がっているということは、当然お客さんが来町されている方が大分増えたということで、多分海の駅も収益的には上がっているんじゃないかというふうに思われます。

それで、今年、先ほどのやつ後で訂正しますけれども、今年8月2日から9月30日まで緊急事態宣言がありました。そのときに、このような施設に対して、去年のときには2か月閉められた、駐車場も閉鎖されたということで、今回の今年の緊急事態宣言のときにやっていただいた対策、駐車場も閉めたようですけれども、その辺の基準ですとか、どういうことを

基準にして、この公共施設等の閉鎖、または駐車場の閉鎖を行っているのか教えていただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 本年の緊急事態宣言発令に伴って、公共施設の閉鎖、海岸町営駐車場の閉鎖等の基準というところでお答えさせていただきます。

当初は、海岸町営駐車場につきましては、町外の利用者が多いということから、昨年同様閉めることも検討いたしました。町民の使える施設でもございます。それと、海岸町営駐車場はコロナの対策施設というところからも除外されている部分もあって、海岸地域に町外から訪れる方が、あそこで休憩等された場合には、ほかの住民の、町民の生活圏への拡散が防げるというようなことも考えてあそこを開設しておいたところでございますが、9月になってから町内の感染者の急増と、それと他地域でやっぱり駐車場等閉鎖している関係もあって、九十九里の海岸町営駐車場を使う利用者が増えてきたと、そういったところを鑑みて、それと9月のシルバーウィーク等の人流の抑制をしたいというような観点から急遽閉鎖をしたところでございます。

解除については、緊急事態宣言が解除されれば、それに伴って解除をしようというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） 新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、緊急事態宣言等が発出された際、町においても、町新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱に基づき、町新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、今までに14回の対策本部会議を開催したところでございます。その中で、全国の感染状況、また町内での感染状況を考慮しながら対策を講じておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

ありがとうございます。

結局、前回は緊急事態宣言と一緒にやったんですけれども、今回は後手に回ったということで、関係者の方が大分戸惑っているという話を大分聞いております。やはりこれから、まだまだ緊急事態宣言というのは出る可能性があるんです。だからそのときに、もう基準を決

めて、どういうふうになったら閉鎖するんだとかというのを決めておかないから、各課でもってそれを閉鎖するかどうかを苦慮するわけですから、町全体としてマニュアルですとかそういうものを作らないと、また同じようなことが起こると思いますので、その辺十分注意していただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。よろしくお願いします。

2点お伺いしたいと思います。

まず、民生費3款社会福祉費、108ページ、緊急通報システム事業委託料、先ほど御質問のあったところなんですけれども、この156世帯で28件増加しましたよというお話でしたけれども、たしかこの募集要項の中に、連絡のつく何とかというのがあったと思うんですね。それでこの人数が広がらないというふうに思うんですけれども、そこら辺もう一度、どういうのでこれがこの金額になったのかを教えてください。

それと2点目が、138ページの農林水産業費の中で、水田農業構造改革対策費の中の負担金の中、転作推進加工用米事業費89万、それから飼料用米5万1,000円となっています。

これは普通に食料用米はどこか作る場所があるのでしょうか。効果表の中の96ページに次世代等をたくさんつけていただいて、大分新しい方へのものはついてきていると思うんですが、本年大分基礎的な部分のお米の値段が安くなっているようなので、その辺ちょっとどういいうふうになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） 今の緊急通報システムについてお答えをさせていただきます。

緊急通報システムを1台設置することにより、一月固定型といいまして、家庭にある固定電話、こちらをお持ちの方が1,650円かかっております。それから携帯型といいまして、自宅に固定電話がない方、いわゆる携帯電話ですね。そういったモバイル型を使った方に関しては2,282円かかっております。それで、昨年度であります、合計で278万円かかっておるということになっております。

これは全て一般会計から支出しているものでございますが、先ほど、今年度から日中独居、それから老老世帯の方に今年度10月から実施しますということの御回答をさせていただきましたが、そちらの新規事業につきましては、介護保険特別会計の中で繰り入れて事業を実施

する予定となっております。

介護保険の中に事業を実施いたしますと、町負担が19.25%の負担でそちらを実施できるということになりますので、日中独居、老老世帯の方に関しましては、10月以降の方は19.25%で実施できるということになろうかと思います。

では、今までの独居世帯の方も介護保険に組み入れればいいではないかという御回答にはなるかと思うんですが、そちらにつきましては継続事業となります。新規事業でなければ、介護保険事業特別会計のほうで事業を起こすことはできませんので、今までどおり独居世帯については一般会計の支出となるというようになってしまいますので。御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

議員御指摘の転作推進の加工用米補助事業でございますが、それと飼料用米の拡大支援事業、これについては米の需給バランス等の安定と農業経営の安定対策の一環というところで、加工用米については本年度は1俵当たり1,292円を算出して交付しているところでございます。それと、飼料用米については、取り組んだものに対して10a当たりの補助というところで、今回の場合は多種品種の取組に対して5万1,000円の補助というところで算出しているところでございます。

それと、通常の主食用米の場合については、農家さんの取引で、通常の取引で販売されるというふうに認識してございまして、そこについての補助等は特にあるものではございません。議員御指摘のとおり、本年につきましては米の価格がかなり下落されているというふうな状況下ではございますが、それについては経済活動の取引の中で販売されていくというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 荒木です。

ただいまの緊急通報システムのほうは介護に組み入れられるということで、本当によかったなと思います。以前より、この緊急通報システム拡大してほしいというふうに要望しておりましたので、その点はよかったなというふうに思いますので、ぜひ広げていただきたいというふうに思います。

それから、お米のほうなんですけれども、今回本当に値段が安くて、皆さん農業やめられ

るかなと思っちゃうような方が多いと思いますので、この辺の手当てができるように予算のほうでも考えていただけたらなというふうに思います。ありがとうございました。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計決算の質疑を終わります。

続いて特別会計決算及び事業会計決算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

まず257ページ、目1節の2の特定健診の質問をさせていただきます。

この特定健診については2008年から義務化されたんだと思うんですけども、2012年度までに受診率65%という目標がたしかかけられていたと思うんですけども、それはどうなのか。

それから259ページの財政安定化基金、県支出金で、保険者努力支援分あるいは保険基盤安定繰入金3,349万5,640円、それから保険基盤安定繰入金、保険税軽減分、あるいは保険者支援分というのがあるんですけども、前からあったんですけども、国保の広域化によって、この数字がどのように変わったのか。広域化によってどのように変わったのかということで、これは保険者と支援分なので、多分、今まで国保税、九十九里町は、県下で1番か2番に高かった、今度かなり広域化によって下がったと思うんですけども、それによって保険安定繰入金が減ったのかどうなのか、変化があったのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

それから、262ページの目1節1の一般被保険者延滞金962万5,048円、多分国保の延滞金かなと思うんですけども、この対象者数を分かったら教えてください。

以上3点。

○議 長（古川 徹君） 谷川優子議員に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、鵜澤康子君。

○住民課長（鵜澤康子君） 私のほうからは、まず1点目の特定健診の受診率につきましてですけれども、令和2年度につきましては集団健診実施をしていないことから、附属資料の152ページに記載させていただいてあるんですけども、7.9%と大変低うございます。ただ、

令和元年度におきまして41.6%となっており、その国の掲げる65%には達していないという状況でございます。

2点目の、広域化によって県等からの支援がどう変わったのかというところでございますけれども、県からは基盤安定繰入金につきましては4分の3が、町からはその残りの4分の1を補助するということと、基盤安定繰出金の国の分ですけれども、こちらにつきましては国が4分の3、町と県が4分の1ずつ負担するということで、これは前年もしくは以前からの数字とどう変わったかというところにつきましては、大変申し訳ないんですけれども、数字のほうを把握しておりませんで、現在お答えできませんので、後ほど提示させていただきたいと思います。

私からは以上となります。

○議長（古川 徹君） 税務課長、吉田洋一君。

○税務課長（吉田洋一君） 谷川議員の質問についてお答えさせていただきます。

延滞金でございますが、例年よりは若干少ないというような状況でございます。被保険者に対してはおおむね減っているといったような状況です。数字、細かな数字はちょっと手元にございませんで、後ほど数字のほうはお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

特定健診なんですけれども、これは311ページの後期高齢者特別会計の中でも掲載されているんですけれども、65%の目標がかけられているけれども、これによって後期高齢者医療制度の、ごめんなさい、後期高齢者と関係があるので関連質問でさせていただくんですけれども、後期高齢者医療制度の支援金への加算、減算がされるということになっているんですけれども、それはどのようなになっているんでしょう。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、特定健診を実施したその受診率により加算がされるというところでございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） そうなので、どのくらいの、もし分かったら後期高齢のほうで、どのくらいの交付金が全体的に減らされたりしているのかが、数字が分かれば教えていただき

たいと思います。

○議 長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） 大変申し訳ないんですけども、手元に資料がございませんので、後ほど示させていただきたいと思います。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 後で数字のほうをお願いいたします。

この広域化によって数字の変化はどうかと私は聞いたので、その負担割合というのは4分の3、4分の1というのは分かるんですけども、具体的な数字というのは今出せないんでしょうかね。

○議 長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） 申し訳ございませんが、本日資料を持ってきてございませんので、後ほど提示させていただきたいと思います。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 後でお願いします。

最後にこの延滞金962万5,048円なんですけれども、これ減ったかどうかというよりも、対象者数ということで、結局その延滞金、払うことが大変な人の、そういう住民にまたその延滞金をかけてというのは、ちょっとこれは住民にとって余計払えなくなるような状況じゃないかと思うんですけども、どうなのでしょう。

○議 長（古川 徹君） 税務課長、吉田洋一君。

○税務課長（吉田洋一君） 谷川議員の御質問にお答えいたします。

延滞金につきましては、取らないでいければ取らないほうが、それは心情的にはいいとは思うんですけども、やはり皆様に公平に負担をしていただいているという観点から、理由はともかくとして納期を無視している方々に対しては、ある程度罰則的な意味合いも込めて、延滞金という制度を活用して収納率を高めていかなければならないというふうに考えております。なしで済むわけにはいかない制度でございますので、どうしてもこれは今後とも継続してきちんと徴収をさせていただきたいと考えています。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

でも、962万5,048円、これ金額的に大きいですよ。滞納しなきゃせざるを得ないような

住民に延滞金をかけて、それで公平性云々というのはちょっとおかしいと思うんです。

そこでまた質問いたしますけれども、そういった住民に減免申請だとかそういった方法は詳しく、あるいはどうしても支払いが困難な場合はまた執行停止だとか、そういった説明もされているのでしょうか。

○議長（古川 徹君） 税務課長、吉田洋一君。

○税務課長（吉田洋一君） 当然、丁寧な説明をさせていただいております。該当になるような減免の状況であれば、そのような制度があることは御紹介申し上げますし、例えば申告をしていない方であれば、過年に遡って申告の指導等もさせていただいております。

とにかく、皆さん住民の方々が支払えるような状況にある場合は、当然それは支払っていただかなければなりませんし、また、税の情報等が不足している方については、その情報を補完するような申告等のお願いももちろんしております。さらに、減免については、対象となるような事案であれば、そのような措置を取れることも当然窓口で御説明申し上げております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） もう終わりましたよ。3回終わっていますから。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） でも、そういったきちっと対処をしていれば900万もの、滞納金だけで900万ですよ。かなり大きいですよ。そうすると、この900万の延滞金がある住民の方は、皆さん支払えるけれども支払っていないと、課長はそうように判断されているのでしょうか。私はそれは違うと思うですよ。きちっと執行停止なり、あるいはそういった対応をしていれば、こんなに滞納金だけで九百何万なんていうのはとても考えられないと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（古川 徹君） もう3回超えていますので、意見であればいいんですけれども、質問はもう3回超えていますので、これで終わりにしてください。よろしいですか。

暫時休憩します。

再開は11時15分。

（午前10時57分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ございませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

278ページ、国民健康保険特別会計ですけれども、その2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、12節委託料、特定健診委託料121万4,278円、県補助金もここには入っていると思いますけれども、不用額が88万1,722円が出ていますけれども、たしか新型コロナの影響で集団健診が中止になって個別健診だけということで、この不用額が出たと思いますが、がん検診も同じように、個別検診のみでしたので、ちょっと少ないのかなと思いますが、効果表の152ページのこの表を見ても分かるように、本当に受診者が個別健診69名だけになっているので、令和元年度に比べて、令和元年度、ここには載っていないんですけれども、1,300人ほどの町民の健診ができていないということになりますよね、去年は。今年度、各地域の分散で特定健診を行っていただいていたけれども、今年度は健診者がどのぐらいいたのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

令和3年度の集団健診の人数というところでございます。今年度実施したところ1,116名、国保加入者に限り1,116名という数字になってございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 1,116名ということは、若干少ないですけれども元に戻ってきている状況で、本当によかったと思うんですね。やはり集団がないと、個別って、幾ら個別、病院を広げていただいても、病院も怖いと思って健診も行かなかったのが、今年は1,000人以上の方が健診していただいて、それは本当によかったかなと思います。

この特定健診の日程なんですけれども、毎年6月から7月頃のこの夏、暑い時期に行われていますよね、予定されていますが、これは財団で決められていることなのか、調整が利くんだったら、また時期を変えてできるのかお聞かせください。

また、小関と作田地域の皆さんのために、随分前、何年も前から、九十九里小学校の体育館で健診を実施していただいておりますが、年々暑さが厳しくて、私も今年、九十九里小

学校の体育館にちょうど行ってみたんですけれども、エアコンのない体育館の中、本当にとっても暑くて、健診に来る住民、町民さんはもちろんですが、職員や多くの財団スタッフの皆さんも大変な状況に感じたんですね。

だから、今後、これからスケジュール等も考えていくのかなと思うんですけれども、会場を変更するということも検討したほうがいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

九十九里小学校の体育館を会場とした特定健診につきましては、7月31日土曜日に実施させていただいたところです。例年どおりの開催ということもありましたけれども、体育館での実施ということで、空調設備がなく扇風機だけの対応となってしまう、大変暑かったというのを私も記憶しております。

また、委託先のちば県民保健予防財団のスタッフからも、受診者はもとより、医療スタッフについても、長時間空調のない中で実施するというのは大変酷である、受診者の体調も心配けれども、自分たちも倒れてしまう心配があるので、できれば変更してほしいというような声を伺いました。

ただ、この時期に実施しているというところにつきましては、委託先の財団のスケジュール、ほかの自治体との契約もあって、なかなか変更することが難しいところもありますし、レントゲン車等の確保も難しいと聞いております。

ただ、このような状況があるということを、私も体感いたしましたので、次年度におきましては、空調設備が整っている保健センターのどうか、つくも学遊館に変更できるかどうか、関連しております健康福祉課の方々とも連携を取りながら、相談を取りながら、変更ができるものであれば協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

財団のほうからも指定になっているんだったら、日程的に変えることができないというんだったら、この夏場を九十九里町はやっていただかなければいけないので、そういうところも、会場面もしっかりと考えていただき、また、小関、作田地域の方々が来られるようにも配慮していただきたいと思います。

今、関連している健康福祉課と言いましたので、その会場面も多分一緒に話をするのかな

と思いますけれども、課長、いかがでしょうか。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） 今、住民課長のほうより御回答いただいたことが全てだと思いますけれども、日程につきましては、財団が各自治体と契約している以上、空いている時期が、私どもが確認したところでは、3月しかもう空いていないんだというお話は伺っております。3月ですと、健診を受けた後の自己指導というんですか、健診を受けた内容で、指導等がもうできなくなってしまうので、日程的には6月、7月の、この時期でやっていかなければならないというふうに考えておりますので、会場等については今後の課題として検討させていただければと思っております。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。両方でしっかりと検討していただきたいと思います。

また、これは要望なんですけれども、効果表152ページの表の令和元年度に受診対象者3,997名、受診者数が1,664名のうち、括弧書きで個別健診、ドック、結果提供と数字はあるんですけれども、ここに集団健診の人数が書かれていないんですよね。括弧書きがあつて、この人数だと、計算、ここにも入れるべきじゃないかと思うんですね。

令和2年度には集団健診がないから、ここには書いていないですけれども、人数によって、括弧、集団何名、個別何名と入れていただければ、入れていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

それでは、議案第12号、病院事業特別会計の388ページ、2款1項1目18節の地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター事業負担金2億3,759万349円、まずこれの財源ですね。どこからお金が来ているのかということと、設立団体が指名して、監事として監査をしている監事の報酬は、ここから出ているのか教えていただきたいと思います。

それと、議案第13号、農業集落排水事業特別会計、412ページ、2款1項1目1節施設使用料、真亀丘1,152万8,088円、作田丘、豊海丘北部と各ありますけれども、これを今接続さ

れている戸数でもって割りますと、真亀丘が1件4万6,112円、作田丘が3万7,349円、豊海丘北部5万4,117円、年間の使用料が各施設によってこれだけ、多いところだと、作田丘と豊海丘北部だと約1万3,000円の使用料の開きがあるんですけども、この辺どういう関係でこのような差額が出ているのか教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏈田貴賜君。

○健康福祉課長（鏈田貴賜君） それでは、病院特別会計の御質問について、私のほうから御回答させていただきます。

2億3,700万円の内訳という御質問だったろうかと思いますが、その内訳といたしましては、メディカルセンターの運営費分といたしまして1億4,311万1,000円、それから地方公共団体の金融機構から借り入れております、その返済に充てます3,564万2,000円、それから元利償還、元金充当ということで、基金からの返済分といたしまして5,883万7,000円、こちらのほうを合計いたしまして2億3,700万円というような内訳となっております。

なお、この中から運営費のほうを支出しておるわけですが、直接的に監事にお支払いする金額ということではなく、あくまでも病院の運営費ということで支出しておりますので御理解よろしく願いいたします。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 私のほうからは、議案第13号、農業集落排水事業特別会計の使用料について、議員御指摘のこの使用料金額を接続戸数で割ると、地域によって差が生じている、その辺の理由というところでございますが、使った水の量に応じて料金を徴収するシステムになっておりまして、使用水量を見ますと、真亀丘が1世帯平均6万3,822㎥でございます。それと、作田丘地区につきましては3万9,110㎥、豊海丘北部地区については5万7,543㎥でございます。金額が高いところについては、やっぱり多く水を使っている、料金体系も㎥の増えることによって価格が上がっていくというような料金体系になっておりますので、多く使用されている地区が豊海丘北部地区というふうに考えております。作田丘につきましては、使う水量が少ないというふうに考察しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

そうしましたら、12号議案のほうから再質問させていただきます。

先ほどの運営費等でもって支払っているということで、当然これは一般財源、町税からもお金が行っていると思うんですけれども、この監事は設立団体が指名して監査を行うということになっております。

そこで、令和2年度の財務諸表の中で、監査報告書というのが監事のほうから上がっております。その中に、監査の結果の5項目めに、役員の職務、出向に関し、不正行為または法令もしくは規定に違反する重大な事実認められませんという監査報告書が、これ毎年のように上がっているんですけれども、これ去年の令和3年6月17日に提出された報告書にも載っております。

この報告書なんですけれども、第三者委員会のほうから指摘されたものに、監査の実施状況の中に、同監査において、業務監査が実施された形跡はないという第三者委員会の報告書があります。といいますと、ここにある報告書は、実際に監査を行っていないものを、あたかも監査をしたように報告されているわけです。私たち議員はこの報告書によって、ああ今まで不正がなかったんだなということでもって、今般問題になっている不祥事が発生した原因の一つですよ。こういうような監査報告が上がっていたということも一つ原因ではないかと思われるんですけれども、当然これは監査委員の方針に対しても、一般財源から幾らかでも渡っているわけですから、その辺、町としてどういう考えでもって、これからも同じ人にやってもらうのか、その辺の考え方ですね。監査の在り方についてお答えいただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） 私のほうからお答えさせていただきます。

確かに、地方独立行政法人法第14条第2項に、監査は設立団体の長が任命するというように記載がございます。それゆえに、東金九十九里地域医療センターの法人の定款により、東金市長、九十九里町長が協議の上、東金市長が任命するとあります。

第三者委員会の報告にもありましたが、今まで財務監査のみを実施していたということが判明しております。

ただ、今の監査は監査委員なんですけど、設立時からの監事でありまして、公認会計士さんでもおられます。また、1回の監査で報酬として2万円という低額な料金でお願いしておった等もございまして、そこを含めまして、今後業務監査の実施をするよう、法人に対しまして指導してまいるとともに、監査委員のことにつきましては、同じ設立団体の東金市と今後協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） 7 番、浅岡です。

第三者委員会の報告ですと、1 回の監査が1 時間半程度だったと。それで2 万円と。これが低額かどうかちょっと疑問には思うんですけども、いずれにしましても、当初からこの方をお願いしてやっていたのはありがたいんですけども、実際にやっていないものを報告書で上げてくるというようなことは一つ問題なので、これは厳正に対処していただきたいと思います。特に1 人ではちょっと問題があると思いますので、2 人で行うとか、設立団体として責任を持ってやっていただきたいと思いますので、その辺、御回答のほうよろしく願いいたします。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） ただいまの御意見に対しまして、先ほどと同じ御回答になってしまいますが、同じ設立団体の東金市と打合せをしながら検討してまいりたいというように考えておりますので、御理解よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） 7 番、浅岡です。

それじゃ、議案第13号についての再質問をさせていただきます。

先ほど課長のほうから、水の使用量が十分多いというようなことですが、人が一人水を使う量というのは大体決まっています、ここまで差があるというのは、どこか料金体系に問題があるんじゃないかと私は思っているんですけども、この水の使用量も、井戸も含めて数量を量っているわけじゃなくて、あくまでも水道水の使用量で、井戸は概算でやっている、または井戸に接続されていても、それは計算されていないというような状況が考えられますけれども、この辺については再調査とかそういうことは考えられているか。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

上水道の使用水量プラス、井戸水を使っている世帯については、1 人当たり井戸水の換算量を加算して料金徴収をしているというものでございます。

議員御指摘のとおり、料金体系に不備があるんじゃないかということでございますが、料金については、使用水量に基づいて計算をしているというものでございます。再度その辺を

持ち帰って精査してまいりたいと。問題があれば是正をしていくと。現時点では、特に問題があるというようなことは伺っておりませんので、その辺は再度精査してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議 長（古川 徹君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

いずれにしても、一般会計のほうから 1 億近い財源が行っています。その中でもって、平等に配分されればいいんですけども、集落排水自体がごく一部の地区であり、その中でもって、またより優遇されたような形ですとやはり問題があると思いますので、いま一度料金体系を再検討する必要があると思います。特に作田と作田丘と豊海丘でもって、約 25%もの料金が違っていますので、これはいま一度、料金体系のほうを検証していただいて、不平等のないようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

以上で特別会計決算及び事業会計決算の質疑を終わります。

これより、一般会計決算、特別会計決算及び事業会計決算について討論を行います。

初めに、原案に反対する討論を許します。

討論ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13 番（谷川優子君） 13番、谷川です。

令和 2 年度歳入歳出決算、国民健康保険特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、介護保険特別会計決算について反対討論を行います。

国民健康保険特別会計決算の反対討論。

コロナ感染拡大の第 4 波は、東京、大阪だけでなく全国に広がり、感染者も重症者も増え続けている。感染力が強く、重症化のリスクも大きいとされる変異株の広がり、医療機器とその下で入院も治療も受けられない患者の急増、長引くコロナ危機による暮らしと事業の疲弊と危機などが深刻になっている。緊急事態宣言が延長拡大され、まん延防止等重点措置も広がっています。

そうした中、自治体レベルの高齢者施設や医療施設などへの社会的検査とその計画が広が

っていることが分かりました。無症状の職員に少なくとも1回以上のPCR検査、また、抗原検査を行っています。北海道や大阪府のように市町村レベルで実施している都道府県もあります。

令和2年度の国民健康保険特別会計は、保険税3億7,400万、県支出金13億3,900万、保険給付費13億1,900万、国保事業納付金5億2,900万、また、保健事業費830万、実質収支5,063万円が国保基金にそうした中、積み立てられ、今、国保基金の残高は5億3,192万円です。

私たちが今、あるいは町が守らなければいけないのは国保基金ではなく、住民の命と暮らしです。何度も要望したように、国保基金を使い、住民の健康、命、暮らしを守るために国保基金を使うことを強く求めます。

後期高齢者医療特別会計決算の反対討論。

政府は、全世代型社会保障検討会議において、団塊の世代を対象に2022年度から後期高齢者75歳以上の医療費負担を原則1割から2割に引き上げる方針を決めました。一定年収、単身者は200万円以上とすることで合意しましたが、今求められているのは、コロナ禍に立ち向かっている医療関係者を支援し、国民の命と暮らしを守ることです。医療関係者は、新型コロナウイルス感染拡大で疲弊する医療現場への支援を強く求めています。最も感染リスクの高い高齢者の命を守ることが最優先です。

こんなときに後期高齢者の医療費負担増を行うことは許されません。高齢者は2度の消費税増税の下で生活費用を切り詰めて暮らしています。高齢者の貧困化の中で、あまりにも人命を軽視するような無慈悲な政策であり、国民皆保険の根幹を揺るがすものとなります。

高齢者医療の被保険者はほとんどが年金生活者です。高齢者で独り暮らし、寝たきりなど、経済的にも身体的にも大変な状況にあります。納付書や保険証を送付しても分かりづらいようです。

また、後期高齢広域連合が運営主体であるから、市町村には決定権がありません。高齢者が安心して医療にかかること、皆保険制度を望みます。

介護保険特別会計決算の反対討論。

2000年より始まった介護保険制度は、保険料が上がり続けてきました。基準額は当初の倍になっています。介護保険制度が始まってから3年ごとに引き上げられ、介護認定も、要介護の5段階から、今ではそれすらを細分化して、介護保険制度から外した要支援1、2を住民に押しつけています。

このコロナ禍において経済状況が厳しい今、これ以上の負担を住民に押しつけるべきでは

ありません。既に利用料が高過ぎて、利用抑制が起きています。今まさに保険あって介護なしの状態、まさに深刻さが増しています。

必要な介護を保障するために、介護保険制度の減免を求めます。

以上３会計は特に住民にとって命、暮らしに直結した特別会計です。行政は一番身近な、住民にとって大切な機関だということを強く求めて反対討論といたします。

○議長（古川 徹君） 次に、原案に賛成する討論を許します。

討論ありませんか。

４番、鍵田貴俊君。

○４番（鍵田貴俊君） それでは、ただいま一括議題となっております議案第７号から第１４号までの令和２年度九十九里町各会計決算の認定につきまして、賛成の討論を行います。

令和２年度九十九里町各会計決算につきましては、本会議及び各常任委員会において慎重に審議したところであります。

初めに、一般会計決算につきましては、歳入決算額が８１億２,１６７万５,７２４円、歳出決算額が７４億７,６２６万３,８８８円で、令和３年度に繰り越すべき財源３,３５５万７,０００円を差し引いた実質収支額は６億１,１８５万４,８３６円になっております。

令和２年度の決算を歳出状況により顧みますと、依然厳しい財政状況が続く中、まちづくりの最上位計画に位置づけられている第４次総合計画後期基本計画や、地方創生に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度となることから、目標達成に向け様々な事業を展開しております。

また、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症対策では、緊急経済対策としての特別定額給付金事業の迅速な給付や、地方創生臨時交付金を活用した小・中学校のＧＩＧＡスクール構想の環境整備をはじめ、中小企業、個人事業主支援事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業などの対策に取り組まれております。

社会保障では、自立支援給付などの社会福祉や、対象を高校生までに拡充した子ども医療費助成などの保健衛生に係る事業が展開されました。

産業振興では、多面的機能支払交付金事業を推進し、農家と地域住民の共同活動を支援することで農村環境の保全管理が図られており、また、農業従事者の高齢化や後継者不足への対策として、農業技術の習得から就農後の定着までを支援する農業次世代人材投資事業が実施されました。

水産業振興及び観光振興では、片貝漁港整備事業を進めるとともに、海の駅九十九里を活

用し、地場産業の活性化と交流人口の増加に努められました。

災害対策では、電波法の改正に対応すべく、移動系防災行政無線をデジタル化に整備され、災害時等の通信体制の強化が図られました。

一方、教育振興では、3小学校と中学校にタブレット端末等の校内情報通信環境の整備が進められ、ICT環境の改善が図られました。

このほか、住民生活に直結した道路補修や橋梁補修、排水施設整備が実施されるなど、町民福祉の向上に尽くされたところであります。

しかしながら、普通会計における財政指標を見ますと、町の財政力を示す財政力指数は0.46で、自主財源の割合が低いことが示されております。健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標とも早期健全化基準を下回っており、問題がない状況であると認識いたしますが、これらの財政指標からさらに一層財政基盤の強化や行政の効率化、財政の健全化に努められることを要望いたします。

次に、6つの特別会計についてですが、6つの特別会計を合わせた歳入決算合計額が47億9,517万3,777円、歳出決算合計額が46億7,283万5,567円となっております。給食事業特別会計においては、安全な食材確保と衛生管理を徹底しながら、児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた食事を提供し、健康の増進と食育の向上が図られました。

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計におきましては、それぞれの制度の目的に沿った事業が展開され、町民の保健医療の向上と健康福祉の増進に努められました。

病院事業特別会計におきまして、東千葉メディカルセンターは、救急医療はもとより、地域の中核病院としての定着や、送迎車両の運行といった、患者、住民に対するサービスの向上に取り組まれました。

農業集落排水事業特別会計においては、町内の3施設を適正に維持管理しながら、農業用排水の水質の汚濁を防止し、地域の健全な水の循環に資するとともに、農家集落における生活環境の向上が図られました。

さらに、ガス事業会計におきましては、ガスの安価で安定した供給に努めるとともに、経費の節減と経営の合理化に取り組み、健全な企業経営が図られておりました。

令和2年度の各会計決算は、監査委員の意見書により、予算の執行が議会の議決の本旨にのっとり、適法かつ効率的に執行されていることが認められているとともに、4日間の決算

常任委員会において執行内容を詳細に審査したことから、いずれも認定に賛成するところがあります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、今後財政状況は一層厳しくなることが予想されます。そのような状況下において、今年度からスタートしました第5次総合計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる様々な事業を展開し、町民が安心して暮らせるまちづくり、住み続けたいなるまちづくりのために、たゆまぬ努力を続けられますよう、町執行部に要望して、賛成討論とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

（午前11時51分）

---

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時53分）

---

○議長（古川 徹君） これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第7号の採決をいたします。

議案第7号 令和2年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の採決をいたします。

議案第8号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の採決をいたします。

議案第9号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の採決をいたします。

議案第10号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の採決をいたします。

議案第11号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の採決をいたします。

議案第12号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の採決をいたします。

議案第13号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の採決をいたします。

議案第14号 令和2年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後 零時57分)

---

○議長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時57分)

---

#### ◎日程の追加

○議長(古川 徹君) ただいま、町長大矢吉明君より、議案第19号 町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について及び議案第20号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてが提出されました。

議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(古川 徹君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

議案第19号及び議案第20号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号及び議案第20号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

---

◎追加日程第1 議案第19号 町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について

○議長（古川 徹君） 追加日程第1、議案第19号 町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第19号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、中村義則君。

○5番（中村義則君） 5番、中村です。

1つだけ確認という形を取らせていただきたいんですが、今回、病院の不正問題ということで、設立団体の責任として、今回減給という形を取りますが、これは、この第三者委員会の説明を受けまして、それに対する一定の形を取ると、この形をもって終わりではないと。もし、さらにこのほか責任問題等が出てくるようであればこの限りではないということでしょうか。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

○町長（大矢吉明君） ただいまの副議長のおっしゃったとおり、そのようにしたいと思えます。

なお、今回はこれからのやつじゃなくて、今までの設立団体として早期に、要するに……

（「すみません、聞こえませんがマイク使ってもらっていいですか」と言う者あり）

○町長（大矢吉明君） ただいま副議長のおっしゃったとおりでございます。今後のことがあれば、またそのときには追加ということでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（古川 徹君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

4番、鎌田貴俊君。

○4番(鎌田貴俊君) 4番、鎌田です。

○議長(古川 徹君) まず原案に反対の討論ですよ。

反対の討論から発言を許します。

○4番(鎌田貴俊君) 本議案については、可決実施するタイミングとしては、まだ少々早過ぎるのではないのかと、そういう観点から反対の意見を申し述べさせていただきます。

大矢町長と鈴木副町長におかれては、熟慮の上、一連の不適切な取扱いに対する設立団体としての責任を明確にすべく、自ら身を削る覚悟を示された点は評価させていただきます。

しかしながら、先般開かれた病院運営改革特別委員会で、第三者委員会の調査が終了したとの報告は受けたものの、その後の対応はまだ道半ばであります。つまり、肝腎の元職員、元取引先に対する民事あるいは刑事事件としての告訴をどうするのかについては、まだ方針が確定したとの報告はいただいております。

それらのことに関しては、病院運営改革特別委員会の場において、病院の事務部が第三者委員会から引き継ぐとともに、進捗に応じて定期の報告を行う旨、回答がありました。

そこで、設立団体としての管理責任の形とするならば、本議案はそれらのことに一定の道筋の見通しがついてからでも遅くはないのではないかと考えますので、その意味において反対の意思を表明することにより、一石を投じさせていただきます。

○議長(古川 徹君) ほかにございますか。反対者としての発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(古川 徹君) なければいいですか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第19号 町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

◎追加日程第2 議案第20号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長(古川 徹君) 追加日程第2、議案第20号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、古川明君の退場を求めます。

(14番 古川 明君 退席)

○議長(古川 徹君) 議案第20号について提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町長(大矢吉明君) 議案第20号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、議会選出監査委員の佐久間一夫氏の辞職に伴う後任の選任で古川明氏を監査委員に選任するものであります。

古川氏は、長年議会議員として活躍され、議長の経験もあり、監査委員として適任でありますので、選任に当たり地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いします。

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第20号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は同意することに決定いたしました。

古川明君の入場を許します。

（ 1 4 番 古川 明君 着席）

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時09分）

---

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

---

#### ◎日程の追加

○議 長（古川 徹君） 病院運営改革特別委員会から会議規則第47条第2項の規定によって、同委員会に付託中の案件について、中間報告をしたいとの申出がありました。

報告書を配付いたします。

（報告書配付）

○議 長（古川 徹君） 報告書の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程第3として議題とし、報告を受けることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、病院運営改革特別委員会の中間報告の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とし、報告を受けることに決定いたしました。

---

### ◎追加日程第3 病院運営改革特別委員会の中間報告の件

○議長（古川 徹君） 追加日程第3、病院運営改革特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

病院運営改革特別委員会委員長の発言を許します。

病院運営改革特別委員会委員長、中村義則君。

（病院運営改革特別委員会委員長 中村義則君 登壇）

○病院運営改革特別委員会委員長（中村義則君） 5番、中村です。

議長のお許しをいただきましたので、九十九里町議会会議規則第47条第2項の規定により、病院運営改革特別委員会の中間報告をさせていただきます。

なお、本特別委員会には議員全員が出席されており、特別委員会の内容は皆さん御承知かと思しますので、簡潔に報告させていただきます。

御手元に配付いたしました九十九里町議会病院運営改革特別委員会中間報告を御覧ください。

1ページを御覧ください。

特別委員会の設置の目的、委員数、設置期間を掲載してあります。

また、下段から次ページにかけての表につきましては、委員会の開催状況について掲載しております。

3ページからは、委員会の概要について掲載しており、15ページから17ページにかけて、第三者委員会の調査報告について掲載しております。

18ページを御覧ください。

中間報告のまとめでございます。今回の東千葉メディカルセンターに係る問題につきましては、皆さん御承知のとおり、「東千葉メディカルセンターに蔓延る横領組織の実態について」と題する告発文がSNSに掲載されたことに端を発しております。

この告発を受けて、設立団体である九十九里町と東金市及び独立行政法人東金九十九里地域医療センターでは、告発文の内容を5つの大項目、73の小項目に整理し内部調査を行い、全員協議会において議会に報告をしまいましたが、納得のできる報告がないため、特別委員会を設置して調査を進めることにいたしました。

しかしながら、内部調査だけでは不明な点も多く、特別委員会の調査にも限界があることから、町に対し第三者委員会の設置について要望を行い、設立団体からの指示により法人が第三者委員会の設置をいたしました。

そして、8月20日に開催の特別委員会で第三者委員会の調査結果の報告が行われ、8月30日開催の全員協議会では、法人から関係職員の懲戒処分等の報告が行われました。

第三者委員会の調査報告、法人による関係職員の処分など、一定の結果は示されましたが、再発防止対策の確立、法人による関係者の告訴、告発などが確実に行われるか監視する必要があることから、特別委員会を引き続き設置することといたしました。

以上で病院運営改革特別委員会の中間報告といたします。

○議長（古川 徹君） 御苦労さまでした。

委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

病院運営改革特別委員会は議員全員による委員会であるため、委員長の報告に対する質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

本件は報告でありますので、以上で終わります。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（古川 徹君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第3回九十九里町議会定例会を閉会したいと思います。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 1 時 1 8 分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長           古    川           徹

九十九里町議会副議長       中    村    義    則

九十九里町議会前副議長     古    川           徹

署   名   人           浅    岡           厚

署   名   人           古    川           明